

第2編 地震・津波編

地震・津波編は、地震・津波対策に係る応急対策計画及び災害復旧・復興計画である。

第1章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第1節 組織・動員計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 組織体制	○			総務対策部(基地・安全対策班)、各関係部	各関係機関
第2 配備動員体制	○			総務対策部(基地・安全対策班)、各関係部	

この計画は、災害対策本部の設置、組織、編成、所掌事務及び災害対策要員等について定め、迅速かつ的確に応急対策を構ずるためのものである。

第1 組織体制

1 町本部設置に至らない場合の組織体制

(1) 緊急対応班

災害状況により災害対策準備体制をとる前に、本庁舎における迅速な対応が迫られ初動体制の確立を図る事前要員が必要な場合、防災監（総務部長）のもとに「緊急対応班」を置く。

この緊急対応班の班員は、原則として災害対策準備要員からの指定職員により、本庁舎若しくは所定の場所に集合する。

なお、緊急対応班の選任基準は以下のとおり行う。

区分	内容
選任者	基地・安全対策班（基地・安全対策課）で選任・指定する。
条件	原則として災害対策準備要員のうち、本庁舎若しくは所定の集合場所へ迅速な集合が可能な職員で構成する。

区 分	内 容
規 模	10名程度を選任する。 災害警戒本部（第1配備体制）が機能した時点で、緊急対応班は同体制に編入される。

(2) 災害警戒本部（第1配備体制）

本町で震度4を観測したとき、沖縄本島地方に津波注意報が発表されたとき、その他本節・第2「1 配備の指定及び区分」の配備基準に該当したときは直ちに第1配備体制をとる。

(3) 災害警戒本部（第2配備体制）

本町で震度5弱を観測したとき、沖縄本島に津波警報が発表されたとき、その他本節・第2「1 配備の指定及び区分」の配備基準に該当したときは直ちに第2配備体制をとる。

また、本町における災害対策本部（第3配備体制）の設置が必要とされた場合、災害警戒本部（第2配備体制）は同本部の設置に伴い編入される。

2 北谷町災害対策本部（第3配備体制）

町本部の組織等は、「北谷町災害対策本部条例」及び本計画に定めるところによる。

(1) 町本部の組織編成

ア 町本部

(ア) 本部長及び副本部長

町本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は町長を、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。

(イ) 各対策部及び各対策班

町本部に各対策部及び各対策班を設け、部に部長、班に班長及び班員を置く。
部長及び班長は、「別表1 北谷町災害対策本部組織一覧表」に掲げる職にあるものをもって充て、班員は当該班長の所属する課（室）等の職員をもって充てる。
各対策部は、原則として本部の設置と同時に設置されるが、災害の種別等により本部長が指示した対策部は、設置されない。

(ウ) 本部会議

町本部に本部会議を置く。本部会議は本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項及びその他本部長が必要と認める事項について協議決定する。

イ 現地災害対策本部

激甚な災害が発生し、特に必要と認められる場合に、本部長が指名した要員によって当該災害地に必要に応じて組織し、情報の迅速な収集・伝達及び被災地の実情を踏まえた迅速かつ的確な対策を行う。

(2) 所掌事務

町本部及び現地災害対策部の所掌事務は以下のとおりである。

区 分	内 容
町本部	○部長は、本部長の命を受け部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 ○班長は、部長の命を受け班の事務を掌理する。 ○町本部の各部及び各対策班の所掌事務は、「別表2 北谷町災害対策本部の所掌事務及び配備要員」のとおりである。
現地災害対策本部	現地災害対策本部の構成及び所掌事務は、「別表3 現地災害対策本部の構成及び所掌事務」のとおりである。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止

ア 町本部の設置

町本部の設置は、災害対策基本法第23条の2の規定により、以下のような災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、町長が設置する。

○沖縄本島地方に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく津波警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき。
○地震又は津波により、町の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。
○町の全域又は一部の地域に、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する地震又は津波災害が発生したとき。
○気象庁が、本町に震度5強以上が観測された旨を発表したとき。
○気象庁が、沖縄本島地方に大津波警報を発表したとき。
○上記のほか、町の全域又は一部の地域に発生した災害に対し特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

イ 町本部の廃止

町域内において災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認められるとき、町長は町本部を廃止する。

ウ 町本部の設置又は廃止の通知、公表

町本部の設置又は廃止したとき、町長は、県、関係機関及び住民に対し、以下の方法により通知、公表する。

〈町本部の設置時又は廃止時の通知担当班、通知先及び通知方法〉

担当班	課	通知又は公表先	通知又は公表の方法
秘書 広報班	町長室	町各対策班	庁内放送、電話、その他迅速な方法
		地域住民	テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、その他迅速な方法
		報道機関	電話その他迅速な方法
基地・ 安全 対策班	基地・安全対策課	県	県総合行政情報通信ネットワーク、電話その他迅速な方法
		沖縄警察署	
各主管部担当班		関係機関	電話、その他迅速な方法

(4) 町本部設置場所

原則として、本庁舎3階会議室に本部を設置する。

ただし、本庁舎が大規模災害等の影響を受けて使用できない場合は、以下の順位により他の町施設の使用可否を調査し、町本部の設置を行う。

第2順位	ちやたんニライセンター	第3順位	北谷町保健相談センター
------	-------------	------	-------------

(5) 本部長（町長）の参集途上における指示

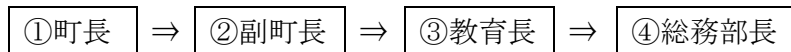
本部長（町長）は、休日、夜間等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したときは、参集途上にあっても、あらかじめ庁舎又は公用車に配備された防災行政無線又は携帯電話等により、災害対策本部の設置、自衛隊の災害派遣要請並びに県及び他市町村への応援要請等、災害応急対策上必要な意思決定を行い、さらに必要な指示を行う。

(6) 本部長（町長）の権限

本部長（町長）は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、防災関係機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(7) 本部長（町長）が不在等の場合の責任体制

本部長（町長）が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、以下の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。



3 複合災害発生時の体制

町は、県及び防災関係機関と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

なお、現地災害対策本部についても、必要に応じて同様の配慮を行う。

4 防災関係機関との協力体制

本町において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は町内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連絡協力を図り応急対策の実施に努める。

なお、防災関係機関の長は、各分野の応急対策が効率的に行えるよう、専門職員を町本部へ派遣するよう配慮する。

また、大地震等の大規模災害が発生した場合で、応急対策に係る防災関係機関との

十分な連携が必要な場合には、本部会議とは別に、県が実施する合同連絡会議に職員を派遣し、防災関係機関との連携を図る。

《災害対策本部と防災関係機関との協力系統と連絡先》

構成	北谷町災害対策本部		県の出先機関	沖縄警察署	932-0110
	役場 (TEL) 936-1234 (内線) 1400 (FAX) 936-7474			中部土木事務所	894-6510
	ニライ消防本部北谷消防署 (TEL) 936-3721 (FAX) 936-9076			中部農林土木事務所	894-6525
	上下水道課 (TEL) 936-3923 (FAX) 936-5616			中部農業改良普及センター	894-6521
教育委員会 (TEL) 936-3490 (FAX) 936-3491		中部保健所		938-9886	
		企業局北谷浄水場		936-7796	
構成	沖縄県災害対策本部 866-2143		指定地方行政機関	沖縄総合事務局	866-0044
				陸運事務所	877-5140
				開発建設部	866-1901
沖縄県災害対策中部地方本部 894-6510		沖縄気象台		833-4283	
		第十一管区海上保安本部 那覇海上保安部		951-0120	
自治会	上勢区自治会	936-4457	指定公共機関及び指定地方公共機関	中部地区医師会	936-8200
	桃原区自治会	936-6001		N T T西日本(株)沖縄支店 災害対策室	871-2850 871-2820
	栄口区自治会	936-5992		N H K沖縄放送局	865-2222
	桑江区自治会	936-7702		日本赤十字社沖縄県支部	835-1177
	謝苺区自治会	936-5983		沖縄電力(株)うるま支店	0120-586-705
	北玉区自治会	936-5921		日本郵便(株) 北谷郵便局	936-2174
	宇地原区自治会	936-5914		北谷桑江郵便局	936-8405
	北前区自治会	936-2423		北谷宮城郵便局	926-0388
	宮城区自治会	936-5936		ハンビー郵便局	926-0017
	砂辺区自治会	936-5940			
	美浜区自治会	926-5185			
国の出先機関	南部国道事務所		自衛隊	陸上自衛隊白川分屯地	938-3335
	嘉手納国道出張所			海上自衛隊沖縄基地隊	978-3453

第2 配備動員体制

1 配備の指定及び区分

地震発生時の配備基準を基に、総務部長又は町長（本部長）は配備の規模を直ちに指定する。

ただし、総務部長及び町長（本部長）の指定がない場合でもその状況に応じ、各部長においてその配備を決定できる。この場合、各部長は直ちに総務部長又は町長（本部長）にその旨を報告する。

配備は、概ね以下の基準により緊急対応班から第3配備体制まで区分する。

《地震発生時の配備基準と配備内容》

配 備	配備基準	配備内容
緊急対応班	災害状況により災害対策準備体制をとる前に、本庁舎における迅速な対応が迫られ初動体制の確立を図る事前要員が必要な場合、防災監（総務部長）のもとに「緊急対応班」を置く。	原則、災害対策準備体制要員のうち、本庁舎若しくは所定の集合場所へ迅速な集合が可能な職員で構成するものとし、10名程度を基地・安全対策班にて選任・指定する。
【災害警戒本部】 第1配備体制 (災害対策準備体制)	① 気象庁が、本町で震度4が観測された旨を発表したとき。 ② 気象庁が、沖縄本島地方に津波注意報を発表したとき。 ③ その他特に町長が必要と認めたとき。	情報収集連絡のため、災害対策本部組織の各関係部・班の所要人員をもって当たるもので、状況により次の災害応急対策体制へ移行できる体制とする。他の職員は自宅待機とする。
【災害警戒本部】 第2配備体制 (災害応急対策体制)	① 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき。 ② 気象庁が、本町で震度5弱が観測された旨を発表したとき。 ③ 気象庁が、沖縄本島地方に津波注意報を発表した場合で、特に情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。 ④ 気象庁が、沖縄本島地方に津波警報を発表したとき。 ⑤ その他特に町長が必要と認めたとき。	災害対策本部員組織の本部員、各関係部・班の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて次の非常体制に移行できる体制とする。
【災害対策本部】 第3配備体制 (非常体制)	① 気象庁が、沖縄本島地方に津波警報を発表し、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき。 ② 地震又は津波により、町の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。 ③ 町の全域又は一部の地域に、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する地震又は津波災害が発生したとき。 ④ 気象庁が、本町に震度5強以上が観測された旨を発表したとき。 ⑤ 気象庁が、沖縄本島地方に大津波警報を発表したとき。 ⑥ その他特に町長が必要と認めたとき。	全職員が配備につく。

2 配備要員及び指名

(1) 配備要員

各対策班の配備要員及び所掌事務は、「別表2 北谷町災害対策本部の所掌事務及び配備要員」のとおりとする。ただし、この配備要員は災害の状況により、所属の班長において増減することができる。

(2) 配備要員の指名

各班長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応じた配備要員をあらかじめ指名しておく。

また、各班長は、毎年5月1日現在で配備要員名簿を作成し、同月15日までに基地・安全対策班に提出する。

なお、配備要員に異動があった場合は、その都度修正し、提出する。

3 動員の方法等

(1) 配備の決定及び通知

本部長は、気象予警報等及び災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策要員の配備指定、その他応急対策に必要な事項を決定する。本部会議の招集に関する事務は、基地・安全対策班長が行う。

基地・安全対策班長は、本部が設置され対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨を各部長に通知する。

(2) 職員の参集

通知を受けた各部長は、班長へその旨通知する。また、各部長が災害の状況に応じてその配備を決定したときは、直ちに各班長に通知するとともに、その人数を本部長（基地・安全対策班長）に報告する。

通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨通知する。

通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配置につく。

各部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておく。なお、非常招集系統については配備要員名簿に併記し、基地・安全対策班に提出する。

【資料編】6-1 地震・津波における職員参集フロー

(3) 夜間及び休日等における配備

ア 非常参集

各対策班の配備編成計画により参集が必要な職員は、夜間及び休日等の勤務時間外に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、所属班長と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。

また、全職員は、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、自ら所属機関に参集する。

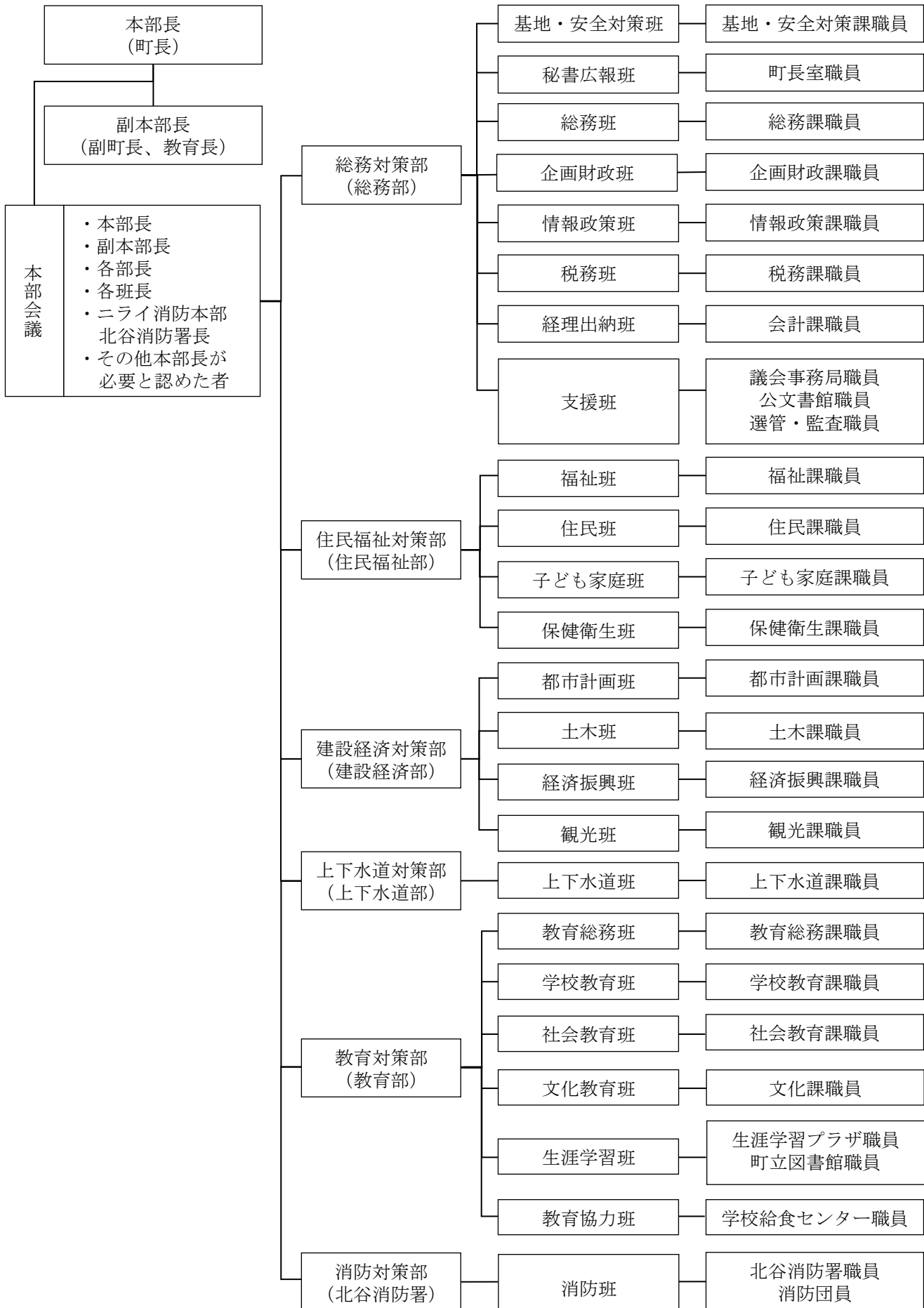
交通の途絶等により所属機関への参集が不可能な場合には、参集可能な町有施設等に参集し、応急対策に当たる。

イ 発災初期の災害対策要員の確保

発災初期の情報の収集・伝達、町本部の設置、防災関係機関との連絡調整等初動対応を迅速に行うため、あらかじめ本庁舎近隣居住職員の中から発災初期の災害対策要員（情報・初期対応要員）を指定する。

【資料編】5-3 津波災害対応マニュアル

《別表1 北谷町災害対策本部組織一覧表》



《別表2 北谷町災害対策本部の所掌事務及び配備要員》

組織構成					所 掌 事 務	配備要員数			
部	部長	班	班長	副班長		担当課室	第1 配備 (名)	第2 配備 (名)	第3 配備 (名)
総務対策部	総務部長	基地・安全対策班	基地・安全対策課長	住民安全係長	基地・安全対策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置及び廃止に関すること。 2 防災会議に関すること。 3 防災関係機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 4 各部との所掌事務の調整、連絡に関すること。 5 災害情報等の収集及び伝達に関すること。 6 災害時における避難指示等に関すること。 7 職員の非常招集に関すること。 8 職員の配置に関すること。 9 罹災証明書の発行に関すること。 10 その他本部長が指示する事項に関すること。 11 全国瞬時警報システム(J-アラート)に関すること。 12 町防災行政無線に関すること。 13 米軍との連絡調整に関すること。 14 沖縄防衛局との連絡調整に関すること。 	3	4	全員
		秘書広報班	町長室長	秘書広報係長	町長室	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害状況等の調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2 町長及び副町長の秘書業務に関すること。 3 災害情報、救助活動状況、災害対策状況等の住民及び報道機関への広報に関すること。 4 災害の取材、記録に関すること。 5 他班の応援に関すること。 	2	3	全員
		総務班	総務課長	行政係長	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害状況等の調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2 職員の衛生管理に関すること。 3 災害対策要員の確保に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。 5 他の部との連絡調整に関すること。 6 他班の応援に関すること。 	2	4	全員
		企画財政班	企画財政課長	企画調整係長	企画財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害状況等の調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2 庁舎等の災害対策及び応急復旧に関すること。 3 車両の確保及び配車に関すること。 4 町有財産の被害状況調査に関すること。 5 応急食料の調達に関すること。 6 災害対策資金計画に関すること。 7 他班の応援に関すること。 	2	3	全員
		情報政策班	情報政策課長	情報政策係長	情報政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の IT 基盤の被害状況等の調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2 IT 基盤の復旧作業及び調整に関すること。 3 災害時の情報システムの活用・調整に関すること。 4 ホームページ等災害時 IT 活用基盤の各部・班の活用・支援に関すること。 5 他班の応援に関すること。 	1	2	全員

組織構成					所 掌 事 務	配備要員数					
部	部長	班	班長	副班長 担当課室		第1 配備 (名)	第2 配備 (名)	第3 配備 (名)			
総務対策部	総務部長	税務班	税務課長	税務係長	税務課	1 所管の被害状況等の調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2 罹災者の調査に関すること。 3 救助金品の受入れ及び配分に関すること。 4 応急食料、その他生活必需品の調達及び管理、配分に関すること。 5 災害に伴う町税の申告期限の延長及び減免等の町税緩和措置に関すること。 6 他班の応援に関すること。	0	1	全員		
		経理出納班	会計管理者	会計課長	会計課		1 所管の被害状況等の調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2 災害対策に関する会計業務に関すること。 3 他班の応援に関すること。	0	1	全員	
		支援班	議会議務局長	議会議務局長	議会議務局長		議会議務局	1 所管の被害状況等の調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2 輸送に関すること。 3 他班の応援に関すること。	0	1	全員
				議会議務局長	議会議務局長		議会議務局	公文書館	0	1	全員
				議会議務局長	議会議務局	0	2	全員			
住民福祉対策部	住民福祉部長	福祉班	福祉課長	地域福祉係長	福祉課	1 所管の被害状況等の調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 3 要配慮者対策に関すること。 4 災害救助法の適用に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。 6 他の部との連絡調整に関すること。 7 指定緊急避難場所・指定避難所の運営管理の統括に関すること。 8 所管の指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営に関すること。 9 ボランティア及び社会福祉協議会に関すること。 10 福祉施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 11 他班の応援に関すること。	1	3	全員		
		住民班	住民課長	住民係長	住民課		1 所管の被害状況等の調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2 遺体の収容及び埋火葬に関すること。 3 住民サポートセンターに関すること。 4 他班の応援に関すること。	1	2	全員	

組織構成					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	副班長		担当課室	第1 配備 (名)	第2 配備 (名)	第3 配備 (名)
住民福祉対策部	住民福祉部長	子ども家庭班	子ども家庭班長	子ども園係長	子ども家庭課・保育所・児童館	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害状況等の調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 3 乳幼児・児童の避難に関すること。 4 要配慮者対策に関すること。 5 応急保育に関すること。 6 炊き出しに関すること。 7 応急食料の配給に関すること。 8 所管の指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営に関すること。 9 他班の応援に関すること。 	1	5	全員
		保健衛生班	保健衛生課長	健康係長	保健衛生課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害状況等の調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 3 医療及び助産、救護に関すること。 4 要配慮者対策に関すること。 5 救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急処置に関すること。 6 医薬品、衛生材料の調達及び配分に関すること。 7 災害地域及び指定緊急避難場所・指定避難所の衛生及び防疫に関すること。 8 地域組織(自治会等)における自主防疫に関すること。 9 ごみ及びし尿の収集処理に関すること。 10 衛生・防疫に関する保健所等関係機関との連絡調整に関すること。 11 死亡獣畜処理に関すること。 12 災害時のペット対策に関すること。 13 所管の指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営に関すること。 14 他班の応援に関すること。 	2	4	全員
建設経済対策部	建設経済部長	都市計画班	都市計画課長	計画係長	都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害状況等の調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 3 建築物等の被害調査に関すること。 4 仮設住宅等の建設及び住宅の応急対策に関すること。 5 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定に関すること。 6 土地区画整理地区の被害調査、報告、応急措置、復旧及び必要な対策に関すること。 7 部内の連絡調整に関すること。 8 他の部との連絡調整に関すること。 9 他班の応援に関すること。 	3	7	全員

組織構成					所 掌 事 務	配備要員数			
部	部長	班	班長	副班長		担当課室	第1 配備 (名)	第2 配備 (名)	第3 配備 (名)
建設経済対策部	建設経済部長	土木班	土木課長	道路係長	土木課	1 所管の被害状況等の調査及び総務対策部長への報告に関する事	3	6	全員
						2 土木関係災害に関する警戒巡視に関する事			
						3 道路、橋梁、公園、その他土木関係の災害応急対策に関する事			
4 障害物等の除去に関する事									
5 地すべり、がけ崩れ等の災害防止に関する事									
6 公園等の避難場所に関する事									
7 交通規制に関する事									
8 土木事業災害復旧に関する事									
9 所管の指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営に関する事									
10 他班の応援に関する事									
		経済振興班	経済振興課長	商工労働係長	経済振興課	1	2	全員	
		観光班	観光課長	観光係長	観光課	1	2	全員	
上下水道対策部	上下水道部長	上下水道班	上下水道課長	業務サービス係長	上下水道課	2	5	全員	

組織構成					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	副班長		担当課室	第1 配備 (名)	第2 配備 (名)	第3 配備 (名)
教育対策部	教育部長	教育総務班	教育総務班長	総務係長	教育総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害状況等の調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2 関係機関及び部内の連絡調整に関すること。 3 学校教育施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 4 所管の指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営に関すること。 5 他の部との連絡調整に関すること。 6 他班の応援に関すること。 	2	4	全員
		学校教育班	学校教育班長	学校係長	学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害状況等の調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2 幼児・児童・生徒の避難に関すること。 3 災害時の教育指導に関すること。 4 教材及び学用品の供給等に関すること。 5 学校教育施設の指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営に関すること。 6 罹災児童・生徒の保健管理に関すること。 7 他班の応援に関すること。 	1	2	全員
		社会教育班	社会教育班長	社会教育係長	社会教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害状況等の調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 3 所管の指定緊急避難場所・指定避難所等の開設及び運営に関すること。 4 他班の応援に関すること。 	1	2	全員
		文化教育班	文化教育班長	文化財係長	文化課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害状況等の調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 3 文化財の保護に関すること。 4 他班の応援に関すること。 	1	2	全員
		生涯学習班	生涯学習班長	学習振興係長	生涯学習プラザ	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害状況等の調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 3 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営に関すること。 4 他班の応援に関すること。 	1	2	全員
					町立図書館	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害状況等の調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 3 他班の応援に関すること。 	0	1	全員

組織構成					所 掌 事 務	配備要員数			
部	部長	班	班長	副班長		担当課室	第1 配備 (名)	第2 配備 (名)	第3 配備 (名)
		教育協力班	学校給食センター所長	学校給食係長	学校給食センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害状況等の調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 3 災害時の食材の調達及び炊き出しに関すること。 4 他班の応援に関すること。 	1	2	全員
消防対策部	警備係長	消防班	警備係長	消防司令補	北谷消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害状況等の調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2 防災関係機関及び部内の連絡調整に関すること。 3 災害の記録に関すること。 4 行方不明者の捜索及び救助に関すること。 5 災害危険区域の把握と対策に関すること。 6 災害時における避難誘導に関すること。 7 通信及び応援要請に関すること。 8 災害の予防広報に関すること。 9 気象情報等の収集に関すること。 10 他の部との連絡調整に関すること。 11 部内の庶務に関すること。 			全員
					消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 他班の応援に関すること。 2 災害時における避難誘導に関すること。 			全員

《別表3 現地災害対策本部の構成及び所掌事務》

区分	内容
構成	現地本部長・・・原則として副町長 現地本部員・・・本部長が指名する者 現地本部要員・・・本部長が指名する者 現地本部派遣員・・・防災関係機関の長が指名した者
所掌事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況、復旧状況の情報分析に関すること。 2 県及び関係機関との連絡調整に関すること。 3 現場部隊の役割分担及び調整に関すること。 4 本部長の指示による応急対策の推進に関すること。 5 各種相談業務の実施に関すること。 6 その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。
設置場所	災害現地又は町有施設
要員等の輸送方法	町有車両による輸送

第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 緊急地震速報	○			総務対策部（基地・安全対策班）	沖縄气象台、県
第2 地震情報等の種類及び発表基準	○			総務対策部（基地・安全対策班）	沖縄气象台、県
第3 津波警報等の種類及び発表基準	○			総務対策部（基地・安全対策班）	沖縄气象台、県
第4 津波警報等の伝達	○			総務対策部（基地・安全対策班）	各関係機関
第5 近地の地震・津波に対する自衛処置	○			総務対策部（基地・安全対策班）	各関係機関

この計画は、災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、地震情報・津波警報等を迅速かつ的確に伝達し、災害発生の未然防止を期するためのものである。

第1 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたとき、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予測震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

《緊急地震速報で用いる区域の名称》

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
沖縄県	沖縄県本島中南部	那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、中頭郡（読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町）、島尻郡の一部（八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、渡名喜村）

第2 地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下の地震情報を発表する。

《地震に関する情報》

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多発発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

※地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

○地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

○管内地震活動図及び週間地震概況

防災に係る関係者の活動を支援するために管区・沖縄気象台・地方気象台等で月毎又は週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料（週間地震概況）を作成し、毎週金曜日に発表している。

第3 津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

1 津波警報等

地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度良い地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

《津波警報等の種類と発表される津波の高さ等》

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続すること

や留意事項を付して解除を行う場合がある。

○どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

○大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

2 津波情報

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

《津波情報の種類》

種 類	発 表 内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さの表）を発表。（※1）
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。（※2）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。（※3）

（※1） この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※2） 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※3） 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

《沿岸で観測された津波の最大波の発表内容》

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

《沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容》

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が 100 km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※津波情報の留意事項等

- ①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

3 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

《津波予報の発表基準と発表内容》

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

4 津波予報区


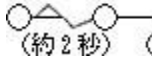





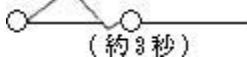
日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。その内、沖縄県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

《沖縄県が属する津波予報区》

津波予報区	区域
沖縄本島地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。）
大東島地方	沖縄県（島尻郡の北大東村及び南大東村に限る。）
宮古島・八重山地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡に限る。）

また、津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。

《津波警報・注意報の標識》

標識の種類	鐘音	サイレン音	備考
大津波警報	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)	
津波警報	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)	
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	
津波注意報及び 津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)	

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

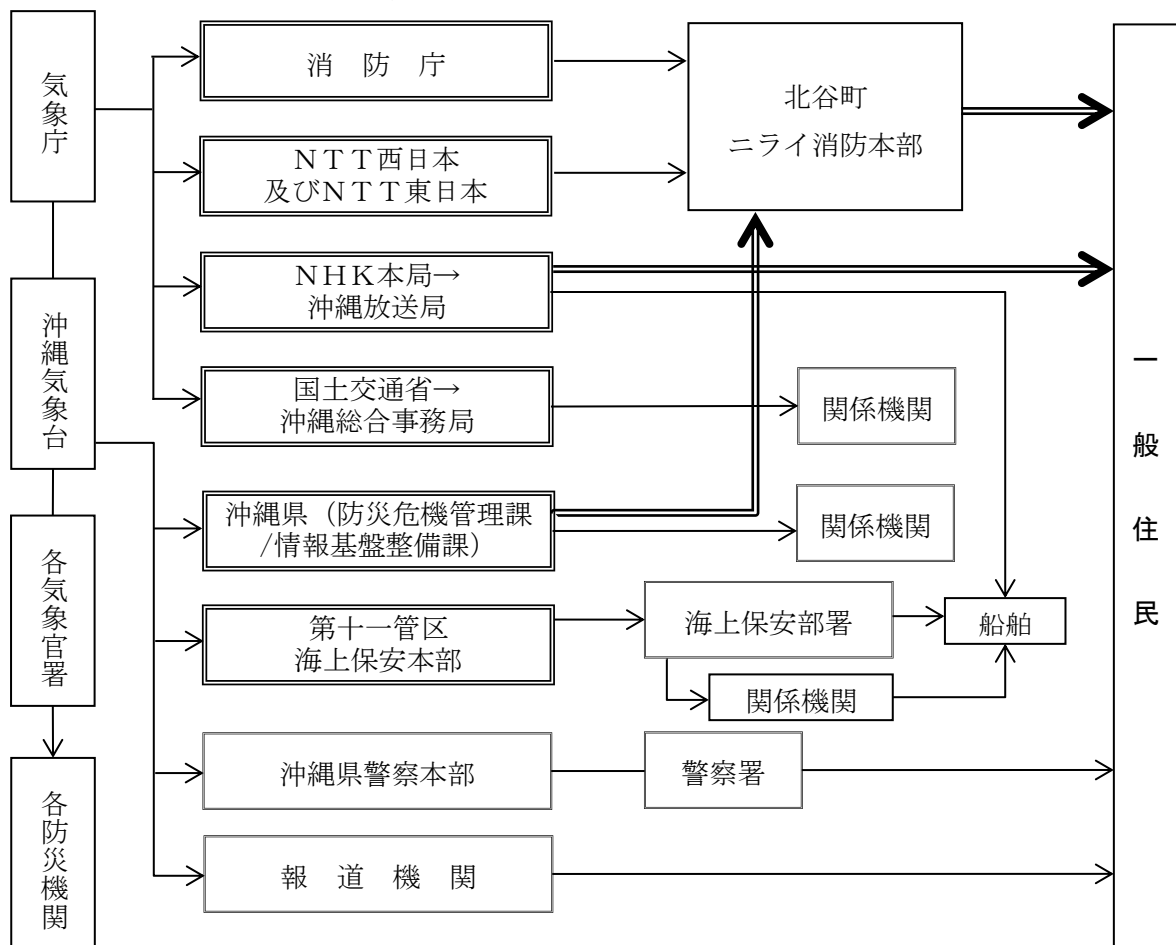
第4 津波警報等の伝達

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、「地震情報及び津波警報等の伝達系統図」のとおりである。

情報の発表を知り得た町、防災関係機関、団体等は、あらかじめ町防災計画又は避難計画等に定められた方法により住民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、緊急速報メール（エリアメール）、防災行政無線等を活用して直ちに住民等へ伝達する。

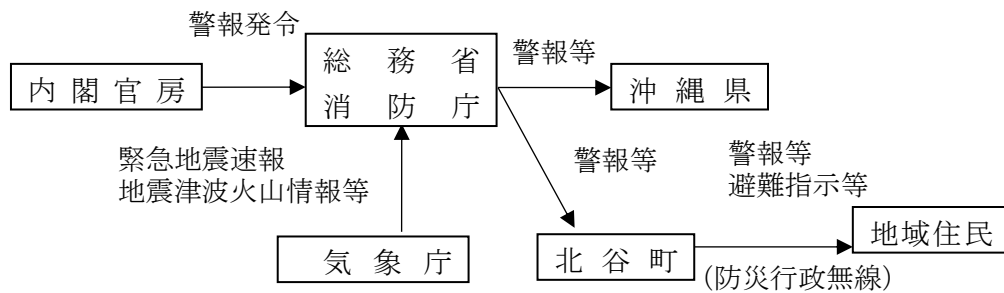
なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

《地震情報及び津波警報等の伝達系統図》



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条等の規定に基づく法定伝達先。
 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条2によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

《J-アラートの伝達系統図》



※ J-アラート（全国瞬時警報システム）は、消防庁側配信設備で構成される送信局と、県・町においてその同報信号を受信する受信局で構成され、総務省消防庁に配置する衛星送信局では、内閣官房より提供される国民保護関係情報と、気象庁より提供される津波警報・注意報、緊急地震速報等の気象関係情報を、通信衛星を通じ全国へ配信する。

受信局設備では、送信局から通信衛星経由で配信された情報を受信し、受信データに応じて画面表示、同報系の防災行政無線の自動起動等の処理を行う。

第5 近地の地震・津波に対する自衛処置

町長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し海岸から退避するよう指示する。あわせて、津波フラッグを使用して遊泳中の方や聴覚障がい者に対し、海水浴場や海岸からの速やかな避難を促す。

また、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとる。

【資料編】15-1 気象庁震度階級関連解説表

第3節 災害通信計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 通信の協力体制	○			総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班、情報政策班）	各放送機関、NTT西日本、沖縄警察署、沖縄電力(株)、沖縄総合事務局、沖縄非常通信協議会
第2 通信設備の利用方法	○			総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班、情報政策班）	各放送機関、NTT西日本、沖縄警察署、沖縄電力(株)、沖縄総合事務局、沖縄非常通信協議会
第3 町における措置	○			総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班、情報政策班）	各放送機関、NTT西日本、沖縄警察署、沖縄電力(株)、沖縄総合事務局、沖縄非常通信協議会

この計画は、災害に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して通信体制の万全を期するためのものである。

第1 通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力する。

第2 通信設備の利用方法

災害時における警報の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施について緊急かつ特別の必要があるとき、又は電気通信事業用設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は、以下のとおりである。

1 電気通信事業用設備の利用

(1) 非常扱いの通話

町及びその他災害対策関係機関は、事前に最寄りのNTT西日本沖縄支店に連絡し、「災害時優先電話」を指定する。非常通話は天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合に、以下に掲げる事項の市外通話に対しその取扱いをする。

また、非常通話を利用する場合は、あらかじめ指定された番号をダイヤルし、非常通話用電話の指定番号、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込む。

ア 非常扱いの通話は、以下の事項を内容とする通話を以下の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの通話は、以下の事項を内容とする通話を以下の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間 (前項の表中8欄に掲げるものを除く。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者との機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間

通話の内容	機関等
	(3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄のまでに掲げるものを除く。）相互間

(2) 非常扱いの電報

電話で非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び申込責任者名を電報受付センター（115）に申告の上、申し込む。

なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は、非常通話用電話による非常通話の例による。

2 専用通信設備の利用

町は、電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要があるときは、以下に掲げる通信設備をあらかじめ協議して定めた手続により利用する。

- 第十一管区海上保安本部通信設備
- 警察通信設備
- 気象官署通信設備
- 沖縄電力通信設備
- 沖縄総合事務局開発建設部通信設備

3 非常の場合における無線通信設備の利用

災害等による非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信設備を利用することができない場合、又はこれを利用することが著しく困難である場合は、非常通信を利用する。非常通報は、無線局を開設している者が自ら発注するもののほか、以下に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

なお、非常通信を利用するに際しては、沖縄非常通信協議会において設定した非常通信ルートを考慮する。

- 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- 各防災会議
- 日本赤十字社
- 全国消防長会
- 電力会社
- その他人命救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの

4 非常通信の内容

非常通信を利用することのできる通報の内容は、概ね以下のようなものである。

- 人命の救助に関するもの。
- 天災の予防（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの。
- 緊急を要する気象等の観測資料に関するもの。
- 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して、無線局に通信を行わせる場合の

- 指令及びその他の指令に関するもの。
- 遭難者の救助に関するもの。
 - 非常事態発生の場合における輸送機関に関するもの。
 - 道路、電力設備及び電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のため資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの。
 - 防災機関相互間において発受する災害救助その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送に関するもの。
 - 災害救助法等の規定に基づき知事から医療、土木、建築工事又は輸送の関係者に対して発する従事命令に関するもの。

5 通報の依頼事項

発信を希望するものは電報頼信紙その他適宜の用紙にカタカナで明記して、最寄りの無線局に依頼する。ただし、一通の通信文の字数は200字以内とする。

なお、無線電話を利用する場合は本文を3分間以内の内容にまとめることとする。

通報依頼に当たっては、以下の事項を明記して行う。

- 宛先の住所氏名（電話番号が分かれば記入のこと。）
- 本文
- 発信人の住所氏名（電話があれば番号記入のこと。）
- 余白に「非常」と必ず記入のこと。

6 費用

電気通信事業者以外の無線局に依頼するときは原則として無料とする。

N T T西日本沖縄支店の無線局に依頼するときは会社規定の公衆電報料金を要するものとするが、以下の電報についての料金は免除される。

- 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥り、又は陥るおそれがあることを通報する電報であって、その事実を知った者がその救援に直接関係がある機関に対して発するもの。
- 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために必要な事項を内容とする電報であって、その事実を知った者がその予防に直接関係がある機関に対して発するもの。
- 天災地変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命財産の危険を通報する電報であって、その危険の事実を知った者が、その救援に直接関係がある機関に対して発するもの。
- 災害に際し、電報取扱局が指定する地域及び期間において、罹災者が発信する罹災状況の通報又は救護をを求めることを内容とする電報であって、電報取扱局が定める条件に適合するもの。

7 被害状況に応じた対応

本庁舎が被災した場合については、被災の状況に応じて以下のような対応をとる。

被災の状況	対応方針
A：庁舎機能全壊 ○すべての通信システムがダウン	専用通信設備（警察、消防等）や非常通信等によって、通信連絡手段を確保する。
B：庁舎機能一部損壊 ○電気通信事業回線等交換機を経由するシステムがダウン。県総合行政情報通信ネットワークは使用可能	県総合行政情報通信ネットワークのほか、専用通信設備（警察、消防等）や非常通信等によって、通信連絡手段を確保する。
C：庁舎機能支障なし ○全ての通信システムが使用可能	通常のNTT回線については、輻輳等によって通話困難になる可能性が高いので、県ネットワーク、専用通信設備（警察、消防、沖縄電力等）及び非常通信等の活用を図る。

第3 町における措置

1 国有、県有通信設備の利用

県、県内市町村及び防災関係機関との通信は、県総合行政情報通信ネットワーク設備の利用により通信の確保を図る。なお、必要に応じて、沖縄総合通信事務所の災害対策用移動通信機器の貸与について調整を行う。

2 町有通信設備の利用

町本部及び避難所間の通信は、IP電話の利用により通信の確保を図る。また、町本部と現地等の通信は、携帯型簡易無線機（トランシーバー）を利用する。

3 有線放送設備の利用

町は、住民への警報、避難指示等の伝達が迅速に行われるよう、有線放送設備事業者とその利用についてあらかじめ施設の管理者と協議する。

4 通信設備優先利用の協定

町は、基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議する。

5 放送要請の依頼

町は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合においてテレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県に放送の要請を依頼する。

ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨連絡する。

【資料編】11-1 災害時優先電話

【資料編】11-2 北谷町防災行政無線放送施設

【資料編】11-4 IP告知端末設置箇所

【資料編】11-5 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 防災関係機関の役割	○			総務対策部（基地・安全対策班）、消防対策部（消防班）、各関係部	各関係機関
第2 災害状況の収集	○			総務対策部（基地・安全対策班）、各関係部	各関係機関
第3 地震発生直後の第1次情報の報告	○	○		総務対策部（基地・安全対策班）	県、総務省消防庁、警察、ニライ消防本部
第4 災害報告	○	○		総務対策部（基地・安全対策班）	県、総務省消防庁、沖縄警察署、ニライ消防本部
第5 安否情報の提供	○	○		総務対策部（基地・安全対策班）、消防対策部（消防班）、各関係部	各関係機関

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、関係機関等の協力を得て、本町の地域に係る災害情報及び被害状況等を迅速確実に収集し、通報及び報告するために必要な事項を定め、応急対策の迅速を期するためのものである。

第1 防災関係機関の役割

1 町の役割

町内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、「沖縄県防災情報システム」を活用して県に報告する。県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告する。

なお、被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行う。

2 消防機関の役割

北谷消防署等消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告する。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

3 県の役割

県は、その所管する施設物について被害状況を調査するとともに、本節・第2「1 災害情報の種類」に掲げる県内の被害状況を収集し、国（総務省消防庁）に報告する。

4 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

各機関は、その所管する施設等について被害状況の調査・収集・報告に努める。

5 相互連携

上記1～4の機関は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行う。

また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

第2 災害状況の収集

1 災害情報の種類

町は、被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。

なお、情報の収集に当たっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

- 人的被害、住家被害及び火災に関する情報
- 避難指示等の状況並びに警戒区域の指定状況
- 避難者数及び指定緊急避難場所・指定避難所の場所等に関する情報
- 医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報
- 道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報
- 空港及びヘリポートの被害、応急対策の状況並びに航空機運行状況に関する情報
- 電気、水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報
- 港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

2 職員の参集途上による被害状況の収集

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっては、事前に自宅から職場までの参集ルートを設定しておく、その途上で情報を収集する。

3 町による情報の収集

町は、職員による調査、職員の参集途上の情報、住民等からの通報、ライフライン機関等の情報入手、119番通報の殺到状況、安否確認システム等から災害情報を把握する。

特に、情報の空白期間においては、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。

4 町被災時の情報収集

町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めなければならない。

なお、県は、町が被災したために、被害情報の収集及び県への報告ができない状況と認められる場合は、町に県調査隊、県職員を派遣し情報を収集する。

5 災害情報の集約

基地・安全対策班は、各対策班及び住民等から寄せられる情報を集約するとともに、警察署、消防本部、消防団、その他関係機関からの情報収集に努め、情報の集約整理を図る。

(1) 被害状況等の報告要領

ア 災害時の報告

災害の規模及び性質によって短時間に正確な被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は直ちに被害の態様を通報するとともに、災害に対してとられた措置を報告する。

イ 被害程度の事項別の報告

緊急を要するものは電話、口頭等の方法によって行い、事後速やかに北谷町防災情報システム及び指定の報告書によって行う。

ウ 被害報告

被害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害者を優先させる。

(2) 報告の種類

被害発生の時間的経過に伴い、3段階（災害概況報告、被害状況即報、災害確定報告）に区分する。報告は電話等により行うが、最終報告及び特に指示のあるものについては文書により報告する。（※県の様式に基づく）

(3) 防災関係機関の災害情報等の通報

防災関係機関は所管事項に関し、収集把握した災害情報（被害状況及び応急対策、救助対策を含む）実施状況のうち、町の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、町本部に通報する。

※ 情報収集担当：基地・安全対策班 [TEL 936-1234 内線 1411]

報告段階	報告期間
災害概況即報（発生報告）	災害が発生したとき、直ちにその概況を報告する。
被害状況即報（中間報告）	被害状況との全容が明らかになったときから、応急対策が完了するまでの間、逐次その状況を報告する。
災害確定報告（決定報告）	災害応急対策の措置が終了し、その被害が確定したとき報告する。

第3 地震発生直後の第1次情報の報告

報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告し、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告する。

被害の有無にかかわらず、地震が発生し、町域内で震度5強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。

行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や

外国人登録の有無にかかわらず、町内（海上を含む。）で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

第4 災害報告

災害状況等の報告は、本計画並びに各対策部における災害報告要領によるものとする。

1 報告の種類

報告の種類は以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|------------------------------|
| <input type="radio"/> 災害概況即報 | <input type="radio"/> 被害状況即報 |
| <input type="radio"/> 災害確定報告 | <input type="radio"/> 災害年報 |

2 報告要領

(1) 災害概況即報

町は、災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）に災害即報様式第1号に基づく内容を県に県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告する。

(2) 被害状況即報

町は、被害状況が判明次第逐次報告するもので災害即報様式第2号に基づく内容を、地方本部等を経て県に県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告する。

なお、町が県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

(3) 災害確定報告

町は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内に災害報告様式第1号に基づく内容を地方本部等を経て、県に報告する。

なお、報告に当たっては、警察（署、駐在所、交番）と密接な連絡を保つ。

(4) 災害年報

町は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告様式第2号に基づき4月15日までに県へ報告する。

3 災害報告様式及び記入要領等

災害報告様式に基づき行う。

4 被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害の認定は法令等に特に定めがあるものを除くほか、概ね資料編「12-2 被害状況認定基準」によるものとする。

【資料編】12-2 被害状況認定基準

【資料編】17-1 第4号様式(その1)(災害概況即報)

【資料編】17-2 第4号様式(その1)別紙

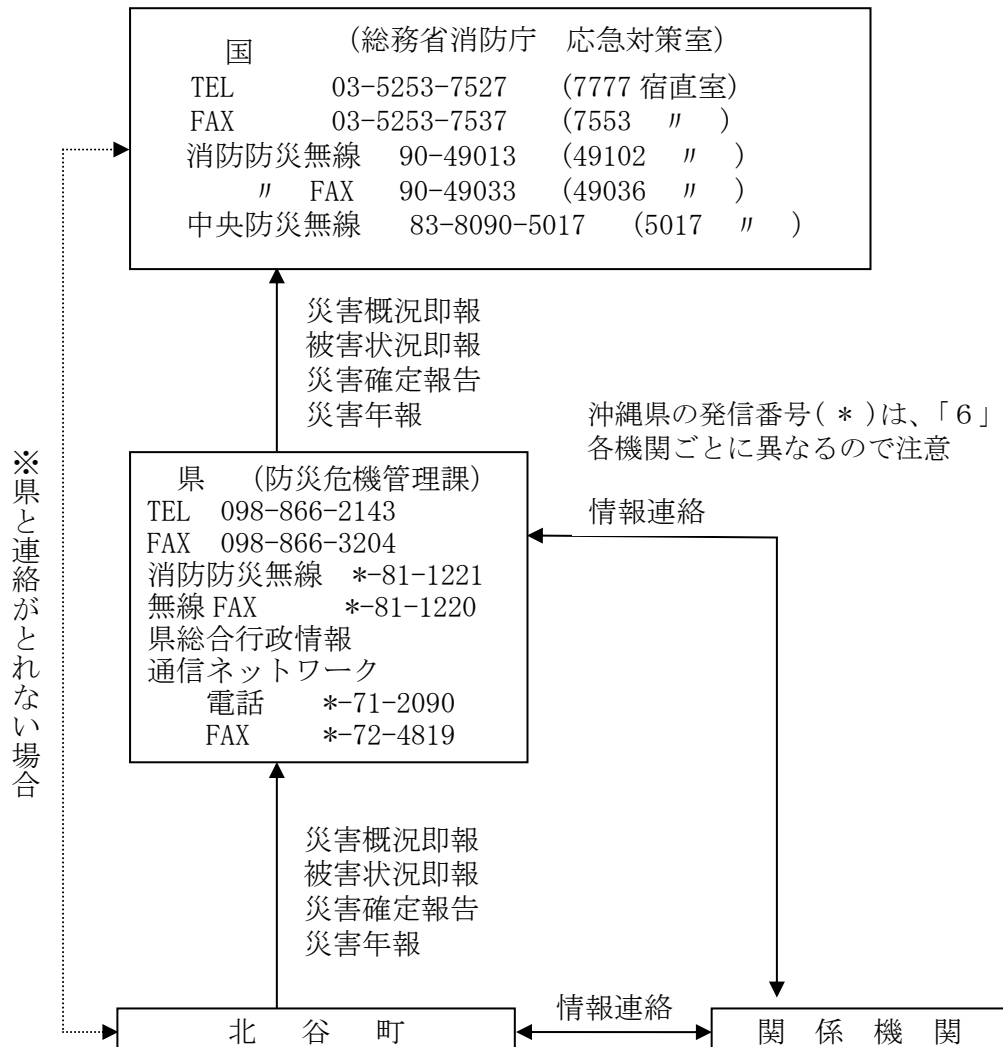
【資料編】17-3 第4号様式(その2)(被害状況即報)

【資料編】17-4 第1号様式 災害確定報告

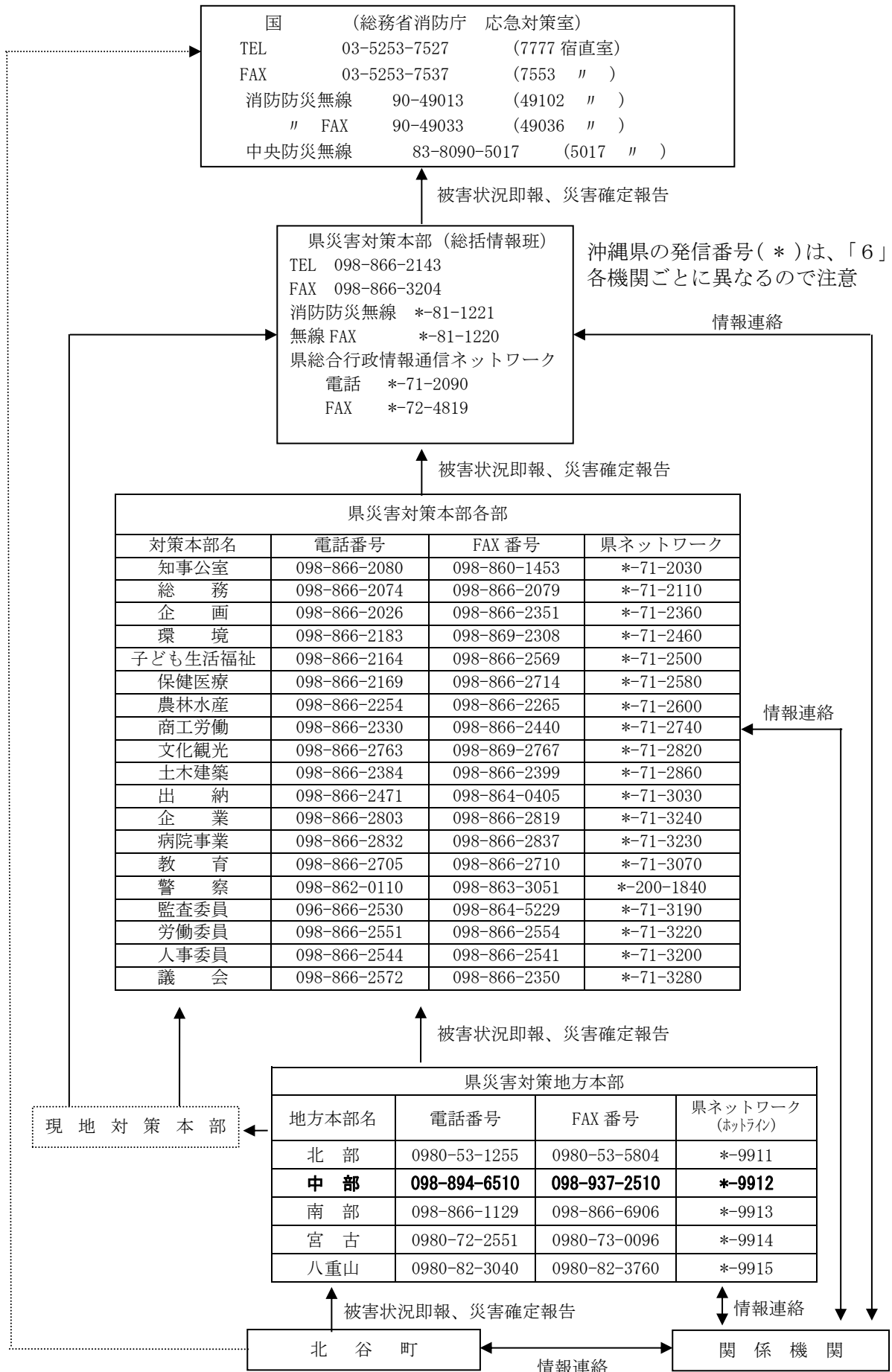
【資料編】17-5 第2号様式 災害中間年報

【資料編】17-6 第3号様式 災害年報

≪災害情報連絡系統図(県災害対策本部未設置時)≫



《災害情報連絡系統図（県災害対策本部設置時）》



《防災関係機関の収集情報・連絡系統》

情報・連絡内容	情報収集・連絡系統図
1 被害・復旧の状況	
①人的被害、住居被害、火災状況	北谷町→中部地方本部（総務）→県災害対策本部（総括情報班等） ↑ 消防機関 警察本部
②道路状況、交通状況	北谷町→中部地方本部（総務）→県災害対策本部（総括情報班等） 沖縄総合事務局開発建設部 西日本高速道路株式会社 中部地方本部（土木） 土木建築部 警察本部 輸送関係機関
③防波堤・岸壁・航路・泊地等の港湾施設、堤防・護岸・海岸等の海岸施設、滑走路・エプロン等の空港施設の状況	北谷町→中部地方本部（農林）→農林水産部 中部地方本部（土木）→土木建築部 大阪航空局那覇空港事務所 沖縄総合事務局開発建設部 県災害対策本部（総括情報班等）
④ライフライン、輸送機関状況	ライフライン関係機関 輸送関係機関 北谷町（水道）→保健医療部 企業部 県災害対策本部（総括情報班等）
⑤文教施設関係情報	北谷町→教育事務所→県災害対策本部（総括情報班等） 県立文教施設→教育部 民間文化施設→文化観光スポーツ部 私立学校→総務部
⑥その他の施設の状況	北谷町→所管部→県災害対策本部（総括情報班等） 北谷町→中部地方本部（総務） ↑ その他の施設 県有施設→所管部
2 対策の実施状況	
①住民避難の状況	北谷町→中部地方本部（総務）→県災害対策本部（総括情報班等） 警察本部
②救援物資、指定避難所等の運営、ボランティア受入れ状況	北谷町→中部地方本部（総務）→県災害対策本部（総括情報班等） 救援部門
③その他の対策状況	北谷町→中部地方本部（総務）→県災害対策本部（総括情報班等） 関係機関 各部

第5 安否情報の提供

町又は県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命にかかわる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中で、配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5節 災害広報計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 災害広報活動の実施責任者	○	○		総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班）、各関係部	県、各報道機関
第2 実施機関相互の連絡	○	○		総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班）、各関係部	県、各報道機関
第3 広報活動	○	○		総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班）、各関係部	県、各報道機関

この計画は、住民及び報道機関に対する災害情報、被害状況等の広報活動について必要な事項を定め、もって災害の広報の迅速を図るためのものである。

第1 災害広報活動の実施責任者

町長は県及び報道機関と連携し、地域における災害情報、被害に関する状況、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、町及び県は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

第2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報交換を行うよう努める。

第3 広報活動

1 町の役割

町における災害広報については、町防災計画の定めるところにより行う。

なお、その際には高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

2 実施要領

町は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-アラート）、町ホームページ、緊急速報メール（エリアメール）、LINE、広報車等を活用し、住民及び関係機関等に対し災害情報、被害状況等の広報活動を行う。

各対策部において広報を必要とする事項が生じたときは、直接秘書広報班長に原則として文書でもって通知する。

広報担当は、各部が把握する災害情報、その他の広報資料を積極的に収集し、本部長の

指示により速やかに住民及び報道機関へ広報する。

また、必要に応じて災害現地に出向き、写真その他の取材活動を実施する。

3 報道機関に対する情報等の発表の方法

町において収集した災害情報等の報道機関に対する発表は、全て秘書広報班において行う。情報等の発表に際しては、広報内容をあらかじめ報道機関と協議しておくものとし、報道機関との連携を重視することから、災害時に報道機関の情報連絡員の派遣を要請する。

なお、災害の規模が大きく、また長期間にわたる災害については、広報時間を定めて行う等の措置をとる。

- 災害の種別（名称）及び発生年月日
- 災害発生の場所又は被害激甚地域
- 被害の状況
- 災害救助法適用の可否及び当該市町村名
- その他判明した被害地の状況
- 町における応急対策の状況

【資料編】11-6 報道機関一覧表

4 住民に対する広報

(1) 報道機関への要請

「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時等における報道要請に関する協定」に基づいて、報道機関を通じ被害者に対して必要な情報、注意事項及び町の対策等の周辺徹底を図る。特に、緊急連絡事項はスポット放送を放送機関に依頼し周知を図る。

報道機関を通じて広報する内容は、概ね以下のとおりである。

- 不要不急の電話の自粛
- 被災者の安否
- 空き病院の情報
- 二次災害防止のためにとるべき措置
- 交通情報
- 食料・生活物資に関する情報
- 電気・ガス・水道などの復旧の見通し

(2) 住民に対する広報

ア 広報の方法

収集した災害の情報及び応急対策等、住民に通知すべき広報事項は、その内容に応じ、以下の方法により広報を行う。

- 報道機関を通じ、テレビ、ラジオ、新聞等による広報
- 町ホームページ、緊急速報メール（エリアメール）、LINE 等による広報
- 広報車による広報
- 写真、ポスター等の掲示による広報

- 町防災行政無線による広報
- 広報誌等の配布、その他

イ 住民からの問い合わせ等への対応

- 来庁者に対する広報窓口の設置
- 広報車を現地へ派遣しての情報収集及び必要事項の広報活動
- 住民専用電話の設置による広報活動

(3) 要配慮者に対する対応

要配慮者に対する対応として、テレビの文字放送等の活用や、手話及び外国語通訳者等を確保し、広報活動を行う。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 災害派遣を要請する場合の基準	○			総務対策部（基地・安全対策班）	県、自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖繩基地隊）
第2 災害派遣要請	○			総務対策部（基地・安全対策班）	県、自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖繩基地隊）
第3 知事への派遣要請の要求等	○			総務対策部（基地・安全対策班）	県、自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖繩基地隊）
第4 派遣部隊の活動内容	○			総務対策部（基地・安全対策班）	自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖繩基地隊）
第5 派遣部隊との連絡調整	○			総務対策部（基地・安全対策班）	県、自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖繩基地隊）
第6 町が準備すべき事項	○			総務対策部（基地・安全対策班）	県、自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖繩基地隊）
第7 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等	○			総務対策部（基地・安全対策班）	自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖繩基地隊）
第8 派遣部隊の撤収	○			総務対策部（基地・安全対策班）	県、自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖繩基地隊）
第9 経費の負担区分等	○			総務対策部（基地・安全対策班）	県、自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖繩基地隊）
第10 ヘリポートの準備	○			総務対策部（基地・安全対策班）	県
第11 自衛隊の自主派遣	○			総務対策部（基地・安全対策班）	県、自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖繩基地隊）
第12 近傍災害派遣	○			総務対策部（基地・安全対策班）	県、自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖繩基地隊）

この計画は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、災害に際して、人命又は財産を保護するために自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手續、受入れ等を定め、迅速かつ円滑に自衛隊の災害派遣要請が行える体制を確立するためのものである。

第1 災害派遣を要請する場合の基準

知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、以下の基準に基づいて自衛隊の災害派遣を要請する。

- 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合
- 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合
- 町の通信途絶の状況から判断した場合

第2 災害派遣要請

1 派遣要請者

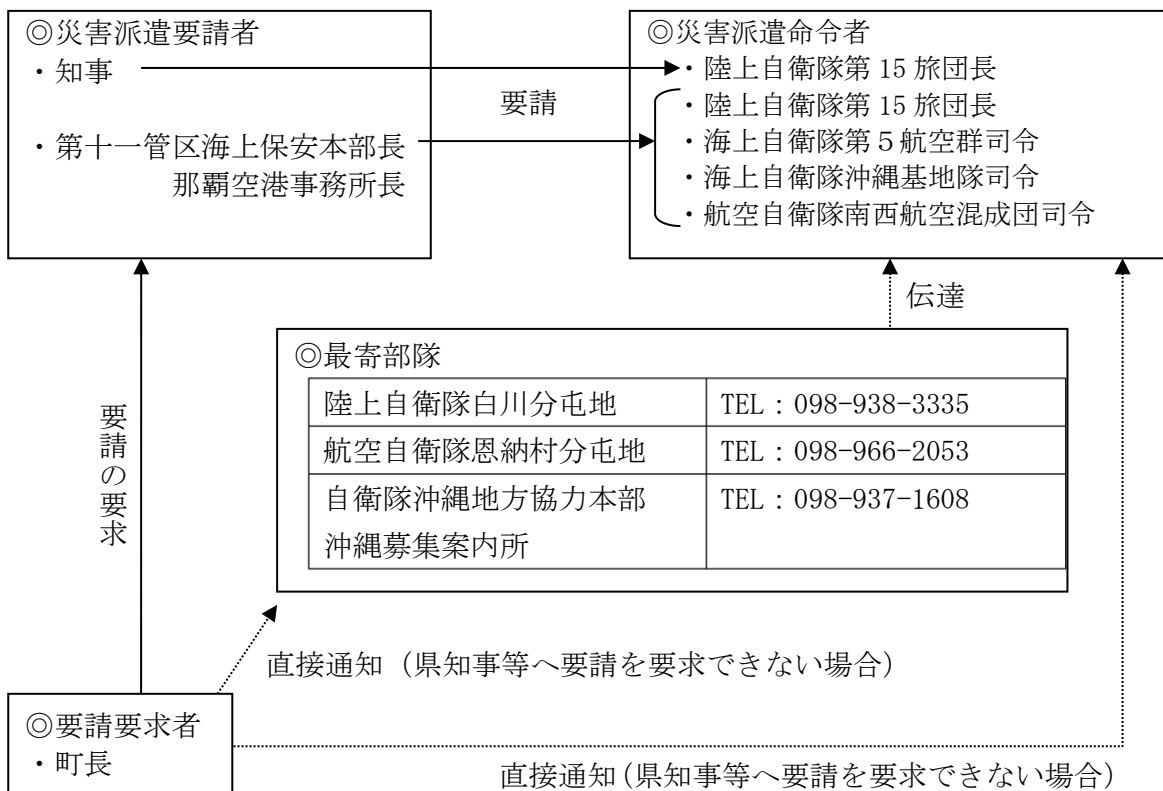
自衛隊に対する派遣要請は、要請できる者（以下「要請者」という。）が自己の判断又は町長の要請により行うが、基本的に町長が県を通じて要請する。

要 請 者	災 害 内 容
知事	主として陸上災害
第十一管区海上保安本部長	主として海上災害
那覇空港事務所長	主として航空機遭難

2 派遣命令者

災害派遣の要請を受けることができる者（以下「派遣命令者」という。）は、災害派遣の要請を受けた場合、又は自己の判断により部隊の災害派遣を命令する。

《自衛隊の災害派遣要請系統図》



※緊急時における通報を実施した町長は、速やかに県に派遣依頼する。

3 要請の内容

(1) 災害派遣（緊急患者空輸を除く）を要請する場合（自衛隊法施行令第106条）

派遣命令者に対し以下の事項を明確にして、文書をもって要請する。

ただし、緊急の場合で文書による要請のいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

- 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材及び駐車場等の有無）

(2) 緊急患者空輸を要請する場合

区 分	内 容
患者の状況	○入院先病院、空輸区間 ○患者の氏名、性別、生年月日、年令、職業、住所、病名、感染症・意識・要至急入院・手術の有無、感染症に対する担当医の処置・意見
付添者等	○付添人の氏名、年令、患者との続柄、職業、住所、添乗医師等の氏名、年齢、所属病院名、添乗場所
特異事項等	○酸素ボンベの使用の有無、使用予定本数 ○搭載医療器材及びその大きさ、重量 ○現地の風向、風速、天候、視界
その他参考となるべき事項	地元連絡責任者、ヘリポート等の夜間照明設備の有無、特に必要とする機材
緊急患者空輸要請書	資料編「11-9 自衛隊の連絡場所」のとおりとする。

【資料編】11-9 自衛隊の連絡場所

4 災害派遣要請受理後の派遣命令者の措置

派遣命令者は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、部隊等の派遣の必要の有無（緊急性、公共性、非代替性）を判断し、単独で又は他の派遣命令者と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

第3 知事への派遣要請の要求等

1 派遣要請要求

各班長は、所管の対策業務について、本節「第1 災害派遣を要請する場合の基準」の要請基準により自衛隊派遣の必要を認めるときは、町長に派遣要請の要求をする。

2 知事への派遣要請要求

町長は、基本法第68条の2に基づき、地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事（防災危機管理課）に自衛隊の派遣要請を依頼し、事後速やかに依頼文書を提出する。

3 防衛大臣等への通知

町長は、県への要請依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（派遣命令者）に通知することができる。なお、町長は通知を行った場合は速やかにその旨を知事（防災危機管理課）に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産保護のため、知事の出動要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

4 派遣を要請しないと決定した場合

町長は、派遣を要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を県及び自衛隊に連絡する。

連絡先	所在地	電話番号
陸上自衛隊第15旅団	那覇市鏡水 679	TEL : 098-857-1155 FAX : 098-857-5168 県ネットワーク : 6-682
陸上自衛隊白川分屯地	沖縄市字白川 119	TEL : 098-938-3335
航空自衛隊与座分屯地	糸満市字与座 1780	TEL : 098-994-2268

第4 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員、装備等によって異なるが、通常以下のとおりである。

- 被災状況の把握（偵察行動）
- 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- 避難者等の搜索、救助
- 水防活動（土のう作成、運搬、積込み）
- 消防活動
- 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- 応急医療、救護及び防疫
- 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送等）
- 炊事及び給水支援
- 物資の無償貸付け又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）
- 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

第5 派遣部隊との連絡調整

災害の発生が予想される場合、町は自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し必要な情報の提供に努める。

第6 町が準備すべき事項

町は、自衛隊派遣に際して以下の事項に留意するとともに自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするよう、これに協力する。

- 災害現地における作業等に関しては、県及び町当局と派遣部隊指揮官との間で協議して決定する。
- 町は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定する。
- 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を提供する。
- 災害救助又は応急復旧作業に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り町で準備する。
- 町は、災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用について便宜を図る。

第7 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等

1 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、以下の措置をとることができる。

区 分	内 容
警察官がその場 いない場合（自衛 隊法第94条）	<ul style="list-style-type: none"> ○避難命令等（警察官職務執行法第4条第1項） ○土地、建物等への立入（警察官職務執行法第6条第1項） ○緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（災害対策基本法第76条の3第3項）（所轄警察署長への通知）
町長その他町長の 職権を行うことが できる者がその場 にいない場合	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）（町長へ通知） ○他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）（町長へ通知） ○住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第3項）（町長へ通知）

2 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

以下の損失・損害については、町が補償を行う。

- 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずる損失

○自衛官の従事命令（法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

第8 派遣部隊の撤収

要請者は、派遣部隊の撤収時期について自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努める。

派遣命令者は、知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、町長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知する。

第9 経費の負担区分等

災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは、県及び町の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上、決定する。

また、その他下記に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行う。

- 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
- 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
- 岸壁使用料

第10 ヘリポートの準備

町は、あらかじめ定めた緊急時のヘリポートをヘリポートの設置基準に基づいて設置、管理するものとして、災害時にはヘリポートの被害状況を確認し、離着陸可能な場所を県等に報告する。

1 使用可能なヘリポート候補地

ヘリポートについては、資料編「8-4 使用可能なヘリポート候補地」による。なお、これ以外のヘリポートとして使用可能なスペースについても、極力確保する。

【資料編】8-4 使用可能なヘリポート候補地

2 ヘリポートの設置基準等

人命の救出（緊急患者空輸を含む）又は、救助物資の空輸（血液、血清リレー含む）を円滑に実施するため、町は、以下の事項を考慮して地域ごとに適地を選定しておく。

- ヘリポートの設置基準は、資料編「8-4 ヘリポートの設置基準」による。
- 津波災害時のヘリポート候補地を想定しておく。
- ヘリポートの管理者は、年1回以上ヘリポートの離着陸のための点検を実施する。

【資料編】8-5 ヘリポートの設置基準

3 受入れ時の準備

ヘリポートの受入れ時の準備は、以下のとおりとする。

- 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示（石灰等）するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- 風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。
- ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。
- 着陸帯の地盤は堅固で平坦な地点とする。

第11 自衛隊の自主派遣

自衛隊法第83条第2項に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊等を派遣する。

災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、以下のとおりである。

- 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- その他、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第12 近傍災害派遣

自衛隊法第83条第3項に基づき、庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。

第7節 広域応援要請計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 他都道府県等への応援要請	○			総務対策部（基地・安全対策班、総務班）、消防対策部（消防班）	県
第2 国等への応援要請	○			総務対策部（基地・安全対策班、総務班）、消防対策部（消防班）	県
第3 防災関係機関における応援要請	○			総務対策部（基地・安全対策班）、消防対策部（消防班）	県、ニライ消防本部、警察、ライフライン事業者
第4 海外からの支援の受入れ	○	○		総務対策部（基地・安全対策班、税務班）、消防対策部（消防班）	県
第5 県からの支援の受入れ	○	○		総務対策部（基地・安全対策班、総務班）、消防対策部（消防班）	県、各関係機関

この計画は、災害時において隣接市町村、県又は指定地方行政機関の職員等の応援により災害応急活動、応急復旧活動の万全を図るためのものである。

この計画による協力要請は、町長が行う。

第1 他都道府県等への応援要請

町は、町内に大規模な災害が発生し、町単独では十分な応急措置が実施できないと認めるときは、県に対し応援要請を行う。県は、応援協定に基づき他都道府県等へ応援要請を行う。

第2 国等への応援要請

1 職員の派遣、あっせん

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第29条及び30条に基づき、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し当該職員の派遣を要請し、又は県に対し指定行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体等の職員の派遣についてあっせんを求める。

なお、派遣を求める場合には、指定行政機関等又は県に対し、以下に掲げる事項について文書をもって要請する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話等によることができるが事後において速やかに文書を提出する。

- 派遣を要請する理由
- 派遣を要請する職種別人数
- 派遣を要請する期間

- 派遣される職員の給与、その他勤務条件
- その他職員等の派遣について必要な事項

2 他の市町村への応援の要求

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法 67 条に基づき、他の市町村長に対し、応援を求める。

なお、この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

3 知事への応援の要求

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法 68 条に基づき、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

4 民間団体等に対する要請

町長は、応急対策又は災害復旧に応援の必要があると認めたとき、あらかじめ締結した災害時の応援協定に基づき、民間団体等に協力を要請する。

第3 防災関係機関における応援要請

1 警察

大規模災害発生時において、警察は、警察法第 60 条に基づき、必要に応じ警察災害派遣隊の出動を要請し、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求める。

2 消防機関

大規模災害発生時において、町は、消防組織法第 44 条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求める。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請する。

3 ライフライン事業者

大規模災害発生時において、ライフライン事業者は、必要に応じ応急対策に関し広域的応援体制をとる。

第4 海外からの支援の受入れ

県は、国の非常災害対策本部等から海外からの支援受入れの連絡があった場合には、支援受入れの要否を判断し、受入れを決定した場合は関係省庁と連絡調整を図り、その受入体制を整備する。

町は、県と連携を図り、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう努める。

第5 県からの支援の受入れ

本町が被災し、町の行政機能が喪失又は機能低下した場合、県は、以下のように町の支援を行うこととしている。

1 県調査隊の派遣

町に対しヘリコプター等により県職員による調査隊を派遣し、被害情報を把握するとともに、県等による町への支援について連絡調整を行う。

なお、町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合は、要請を待たずに派遣を行う。

2 県職員等の派遣

町の機能をバックアップするために必要な町のニーズを把握し、県職員の派遣及び県保有資機材等の提供等を行う。

また、必要に応じて、国及び防災関係機関等に対して本町への支援を要請する。

3 応援職員の調整

町からの応援職員の派遣要請に基づき、国及び他の都道府県等に職員の派遣を要請するとともに、町への配置や輸送等の調整を行う。

4 県による代行

県は、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、町に与えられた以下の権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該町に代わって行う。

- 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限
- 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

5 応援受入体制

町長は、応援を要請する場合には、関係機関と連絡調整を図り、その受入体制を準備する。

【資料編】2 応援協定 [応援協定一覧表]

第8節 避難計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 避難の原則	○			総務対策部（基地・安全対策班）、各関係部	県、沖縄警察署、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）、沖縄総合事務局
第2 津波避難計画	○			総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班、情報政策班）、建設経済対策部（経済振興班、観光班）、消防対策部（消防班）	県、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）、米軍等
第3 広域一時滞在		○		総務対策部（基地・安全対策班）、各関係部	県、関係市町村等

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において危険区域内の住民に対して避難のための立ち退きを指示し、住民の安全を図るためのものである。

第1 避難の原則

1 実施責任者

地震後の延焼火災や余震等による二次災害から避難するために、高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難の促進、立退きの指示及び住家を失った被災者のための指定避難所の開設並びに指定避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は以下のとおりである。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの指示、警戒区域の設定、避難の誘導、指定避難所の開設及び指定避難所への収容及び保護を、以下の者が行う。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努める。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(1) 高齢者等避難の発令

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第56条第2項	

(2) 避難指示

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	町長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	町長から要請がある場合又は町長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にい不在とき

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
知事又はその命を受けた職員	洪水、津波、高潮、地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水、津波、高潮	水防法第29条	

(3) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第63条	
知事	災害全般	災害対策基本法第73条	町長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	町長から要請がある場合又は町長（委任を受けた職員含む）がその場にはいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	町長（委任を受けた職員含む）、警察官等がその場にはいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があったとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、津波、高潮	水防法第21条	
警察官	洪水、津波、高潮	水防法第21条	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき

(4) 避難の誘導

指定避難所への誘導は、高齢者等避難、避難指示の発令者及び警戒区域の設定者が行う。

(5) 指定避難所の開設及び収容保護

指定避難所の開設及び収容保護は町長が行う。なお、災害救助法が適用された場合における指定避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として町長が行う。

また、広域避難等において町のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

災害救助法が適用された場合の避難所の供与の費用及び期間等は、資料編「12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

【資料編】12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

2 避難情報の運用

(1) 避難情報の種類

避難情報の種類及び基準は、以下のとおりである。また、津波は、段階的に災害の切迫度が高まる洪水等、土砂災害、高潮と異なり、危険な地域から一刻も早く、高台、津波避難ビル等の指定緊急避難場所へ立退き避難をすることが望ましいことから、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたときは、基本的に「高齢者等避難」及び「緊急安全確保」は発令せず、「避難指示」を発令し、指定緊急避難場所等への立退き避難を促すこととする。

災害の状況	住民がとるべき行動	避難情報の種類	内容	根拠法
災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	<p>一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。ただし、地域の状況に応じて早めの避難が望ましい場合は、一般住民に対しても自主避難を求める。</p> <p><基準></p> <p>①本町において震度4が観測され、町長が必要と認めたとき</p> <p>②遠地地震による津波が到達すると予想されるとき（注1）</p> <p>③町長が必要と認めたとき</p>	災害対策基本法第56条第2項
災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	<p>下記において、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。</p> <p><基準></p> <p>①津波予報区内に大津波警報、津波警報、又は津波注意報（注2）が発表されたとき</p> <p>②強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は揺れが弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、町長が必要と認めたとき</p> <p>③震度5弱以上の地震が発生したとき</p> <p>④町長が必要と認めたとき（注3）</p>	災害対策基本法第60条第1項
		警戒区域の設定	<p>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。</p> <p>なお、災害対策基本法第116条により従わなかった者には罰則が規定されている。</p>	災害対策基本法第63条

（注1）津波の到達時間から概ね3時間前までに高齢者等避難を発令する。

（注2）漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。ただし、津波の高さは、予想される高さ1

mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域や地盤の低い区域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する必要がある。

(注3) 津波警報等が入手できない場合など。

(2) 避難情報等の内容

避難措置の実施者は、高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発する。

- 発令者
- 対象区域
- 高齢者等避難、避難指示及び警戒区域の設定の理由
- 避難日時、避難先及び避難経路
- その他必要な事項

(3) 避難情報等の伝達方法

避難措置の実施者は、当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、サイレン、ホームページ、LINE、広報車、電話連絡等の手段によってその内容を伝達する。あわせて、津波フラッグを使用して遊泳中の方や聴覚障がい者に対し、速やかな避難を促す。

また、必要に応じて放送局、ポータルサイト・サーバ事業者に、放送設備やインターネットを活用した情報伝達の協力を要請する。

(4) 関係機関への通知

避難措置の実施者は、概ね以下により必要な事項を関係機関へ通知する。

指示者 警戒区域の設定者	必要措置（関係機関への通知）	備考
町長の措置	町長⇒知事（防災危機管理課）	災害対策基本法に基づく措置
知事の措置	知事（防災危機管理課）⇒町長	災害対策基本法に基づく措置
知事又はその命を受けた職員の措置	知事（海岸防災課）⇒沖縄警察署長	地すべり防止法に基づく措置
警察官の措置	警察官⇒沖縄警察署長⇒町長⇒知事（防災危機管理課）	災害対策基本法に基づく措置
	警察官⇒沖縄警察署長⇒県警察本部長⇒知事（防災危機管理課）⇒町長	警察官職務執行法（職権）に基づく措置
自衛官の措置	自衛官⇒町長⇒知事（防災危機管理課）	
水防管理者の措置	水防管理者⇒沖縄警察署長	

(5) 放送を活用した避難情報の伝達

町は、町長が避難指示等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

(6) 解除の基準

避難指示の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除する。

浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除する。

3 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

町は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成26年9月）を踏まえつつ、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

4 避難の実施の方法

町は、以下の点を十分考慮し、避難実施の万全を期する。

(1) 避難の優先順位

避難に当たっては、要配慮者（幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦及び外国人等）を優先させる。

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は以下により、迅速かつ的確に行う。

- 避難に当たっては、災害状況に応じて避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。
- 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。
- 誘導に当たっては、混乱を避けるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定する。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、町の避難行動要支援者の個別避難計画等に基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域や関係者で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行うものとし、その場合、町は可能な限り支援を行う。

(4) 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難漏れ又は要救出者の有無を確かめる。

(5) 二次災害の防止活動

余震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための措置をとる。災害発生のおそれのある場合には速やかに適切な避難対策を実施する。

5 指定避難所の開設及び収容保護

(1) 指定避難所の設置

町は、あらかじめ定められた施設に指定避難所を開設する。

ただし、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設物、テント等を設置する。

(2) 福祉避難所の設置

町は、要配慮者に配慮して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設する。不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な福祉避難所の確保に努める。

(3) 広域避難

被害が甚大なため町内の指定避難所の利用が困難な場合は、県と協議して被災地域外の市町村の施設等へ広域避難を行う。

県は、町からの要請に基づいて、避難可能な公共施設や民間施設を把握し、受入先市町村及び施設管理者と避難収容について調整を行う。

(4) 設置及び収容状況報告

町長は指定避難所を設置したときは、直ちに指定避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込）を県に報告しなければならない。

6 避難者の移送

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、本章「第14節 交通輸送計画」に定めるところによる。

7 指定避難所の運営管理

町は、指定避難所の適切な運営管理を行う。

(1) 指定避難所の運営

指定避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

町は、指定避難所の適切な運営管理を行うため、各指定避難所への情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て実施する。

(2) 避難者に係る情報の把握

町は、指定避難所ごとに、収容されている避難者及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

(3) 指定避難所の環境

町は、以下のとおり指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

- 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- 運営に当たっては、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物

干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

- テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- ペットの同行避難を考慮して、指定緊急避難場所・指定避難所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

8 避難長期化への対応

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、指定避難所の早期解消に努める。

県はこれら施設の確保等について必要な支援を行うこととしている。

9 県有施設の利用

町は、指定避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

県は、町から県有施設の一時的な使用の要請があった場合、可能な範囲において提供することとしている。

10 船舶の利用

大規模な災害により指定避難所が不足する場合、町は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

町から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請することとしている。

11 在宅避難者等の支援

町は、やむを得ず指定避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

12 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策

(1) 学校

町教育委員会又は学校長は、避難指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、児童・生徒の避難が速やかに実施できるようにあらかじめ以下の事項について定めておく。

- | | |
|-------------|-------------|
| ○避難実施責任者 | ○避難の順位 |
| ○避難先 | ○避難誘導者及び補助者 |
| ○避難誘導の要領 | ○避難後の処置 |
| ○事故発生に対する処置 | ○その他必要とする事項 |

(2) 社会福祉施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は避難指示権者の指示に基づき、当該施設収容者の避難対策が速やかに実施できるようにあらかじめ学校の場合に準じて定めておく。

13 災害救助法が適用された場合

災害のため被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者に対する避難所の供与は、資料編「12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

【資料編】12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第2 津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難指示等、避難誘導、避難者の収容等の事項は、本節「第1 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

津波から避難するための避難準備情報の提供、立退きの指示及び住家を失った被災者のための指定避難所の開設並びに指定避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、本節・第1「1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難指示等の発令

避難指示等の運用については、本節・第1「2 避難情報の運用」のとおりとする。町は、町津波避難計画の定めにより、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難指示等の発令に当たる。

- 全国瞬時警報システム（J-アラート）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。
- 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行う。
なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。
- 津波警報・避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- 避難情報の伝達に当たっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

3 避難場所

避難先は、町津波避難計画で定められた、津波災害警戒区域外の安全な高台とする。

なお、津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビルや津波避難タワー等とする。

4 避難誘導

(1) 住民等の避難誘導

住民等の避難誘導は、町津波避難計画で定められた方法による。

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、水防団員、警察官及び町職員など、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障がい者・高齢者・居住外国人等の要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

(2) 米軍基地内への避難

町は、米軍との現地実施協定に基づき、米軍基地と連携して、米軍基地内へ避難誘導を行う。

5 船舶等の避難

第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）等は、津波警報等の発表に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

6 指定避難所の開設・収容保護

津波により住家を失った被災者は、指定避難所に収容する。指定避難所開設以降の対策は、本節「第1 避難の原則」のとおりとする。

第3 広域一時滞在

1 広域一時滞在の協議等

(1) 本町が被災した場合の協議

町長（協議元市町村長）は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長と協議する。

(2) 知事への報告

町長（協議元市町村長）は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を知事に報告する。

(3) 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受入れ

協議先市町村長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる公共施設等を提供する。また、受入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び町（協議元市町村）に通知する。

(4) 公示及び報告

町長（協議元市町村長）は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

(5) 広域一時滞在の終了

町長（協議元市町村長）は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

2 県外広域一時滞在の協議等

(1) 本町が被災した場合の協議要求

町長（協議元市町村長）は、被災住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府知事と被災住民の受入れについて協議することを求める。

(2) 知事の協議

知事は、町長（協議元市町村長）から要求があったときは、被災住民の受入れについて、他の都道府県の知事に協議しなければならない。

(3) 内閣総理大臣への報告

知事は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

(4) 公示、報告

知事は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を町長（協議元市町村長）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

また、町長（協議元市町村長）は、通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関に通知する。

(5) 広域一時滞在の終了

町長（協議元市町村長）は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

知事は、速やかに、その旨を協議先都道府知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

3 広域一時滞在の受入れ

(1) 県内広域一時滞在の受入れ

町長は、被災した地域の市町村長（協議元市町村）から協議を受けた場合、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる公共施設等を提供する。

また、受入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議元市町村に通知する。

(2) 県外広域一時滞在の受入れ

知事が他の都道府知事（協議元都道府知事）から被災住民の受入れについて協議を

受け、本町に協議を要請した場合、町長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる。この場合において、広域一時滞在のために公共施設等を提供し、その旨を知事に報告する。

知事は、その内容を協議元都道府知事に通知する。

4 知事による代行及び特例

知事は、災害の発生により町が事務を行うことができなくなった場合で、広域一時滞在の必要があると認めた場合は、町が実施する措置を代わって実施する。

また、同様に県内広域一時避難の必要がある場合、町から要求がない場合においても、他の都道府知事との協議を実施する。

5 知事の助言の要請

町長は、協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について、知事に対し助言を求めることができる。

【資料編】7-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

第9節 観光客等対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 観光客等対策の実施責任者	○			総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班）、建設経済対策部（観光班）、消防対策部（消防班）	各関係機関
第2 避難情報の伝達及び避難誘導	○			総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班）、建設経済対策部（観光班）、消防対策部（消防班）	各関係機関
第3 避難収容	○			総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班）、建設経済対策部（観光班）、消防対策部（消防班）	各関係機関
第4 帰宅困難者対策	○			総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班）、建設経済対策部（観光班）、消防対策部（消防班）	各関係機関

この計画は、観光地である本町に滞在中の観光客が災害に遭遇した場合、安全を確保し、無事に帰宅できるよう、観光事業者、関係団体との連携のもと、協力体制を確立し、観光客等対策の推進を図るためのものである。

第1 観光客等対策の実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び町とする。なお、避難計画の基本的な事項は本章「第8節 避難計画」のとおりである。

第2 避難情報の伝達及び避難誘導

1 町の役割

町は、津波情報や避難指示等の避難情報を、住民等への伝達方法の他に、津波災害警戒区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、町職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。あわせて、津波フラッグを使用して遊泳中の方や聴覚障がい者に対し、速やかな避難を促す。

2 観光施設等の役割

津波情報や町の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビルなどの安全な指定緊急避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施する。

3 交通機関の役割

津波情報や町の避難情報を把握した交通施設の管理者は、バスターミナル等の旅客に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビル等の安全な指定緊急避難場所に誘導する。

運行中の車両等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な指定緊急避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施する。

第3 避難収容

1 収容場所の確保

町は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請するほか、県に対し、県有施設の一時使用の要請を行う。

2 安否確認

町は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

3 飲料水・食料等の供給

町及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

第4 帰宅困難者対策

1 情報の提供

町は、県と連携し、帰宅困難者に対して、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

2 帰宅困難者対策

町は、災害により運休している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客等が町内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のために、バス、船舶等での輸送について、国及び(一社)沖縄県バス協会等と調整を図り、帰宅困難者対策を実施する。

第10節 要配慮者対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 要配慮者対策の実施責任者	○			総務対策部（秘書広報班）、住民福祉対策部（福祉班、子ども家庭班、保健衛生班）、建設経済対策部（観光班）	町社会福祉協議会、社会福祉施設等
第2 避難行動要支援者の避難支援	○			住民福祉対策部（福祉班、子ども家庭班）	町社会福祉協議会、社会福祉施設等
第3 避難生活への支援	○			総務対策部（秘書広報班）、住民福祉対策部（福祉班、子ども家庭班、保健衛生班）、建設経済対策部（都市計画班）	町社会福祉協議会、社会福祉施設等
第4 外国人への支援	○			総務対策部（秘書広報班）、建設経済対策部（観光班）	町社会福祉協議会、社会福祉施設等

この計画は、地震・津波発生時に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者が特に大きな影響を受けやすいことから、要配慮者への応急対策を実施するためのものである。

第1 要配慮者対策の実施責任者

要配慮者対策の実施は、要配慮者利用施設等の管理者及び町とする。

なお、避難計画の基本的な事項は、本章「第8節 避難計画」のとおりである。

第2 避難行動要支援者の避難支援

町は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定・内閣府（防災担当））に基づき、避難行動要支援者名簿を活用し、また、個別避難計画等に基づいて、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導に当たっては、地域住民、自主防災組織、民生委員等の支援者の協力を得て、避難行動要支援者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

第3 避難生活への支援

1 避難時の支援

町は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

指定避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

また、必要に応じて、県に対し、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域的な支援を要請する。

2 応急仮設住宅への入居

町は、県と連携のもと、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

3 福祉サービスの持続的支援

町は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援するとともに、必要に応じて、県に対し必要な体制の支援を要請する。

第4 外国人への支援

町は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第11節 消防計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 消防計画の実施責任者	○			消防対策部（消防班）	総務省消防庁、ニライ消防本部、県
第2 相互応援計画	○			消防対策部（消防班）	総務省消防庁、ニライ消防本部、県、関係市町村等

この計画は、地震・津波による災害が発生した場合に住民の生命及び財産を保護するため、消防力の全てをあげて目的を達成するためのものである。

また、ここに定めるもののほか、ニライ消防本部が定めるマニュアル等によるものとする。

第1 消防計画の実施責任者

町は、ニライ消防本部と連携のもと、火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防活動を実施する。

第2 相互応援計画

1 応援要請

ニライ消防本部消防長は火災が延焼拡大し、大火災に進展の様相を呈したときは、「沖縄県消防相互応援協定」等に基づき、近隣市町村及び関係機関に応援を要請する。

2 県内市町村間の相互応援

各種災害時の非常事態が発生した場合における災害防御の措置に関する相互応援について、消防組織法第39条の規定に基づき、全市町村がいずれの市町村とも相互に応援ができる体制をとるものとし、その実施について万全を期する。

3 他都道府県による応援

(1) 総務省消防庁長官への要請

町長は、災害等非常事態が発生した場合において、町内及び県内の消防力をもってこれに対処することができないと判断したとき、知事を通じ、総務省消防庁長官に対し以下の事項を明らかにして、緊急消防援助隊等の応援について要請する。（消防組織法第44条）

- 災害の発生日時・場所・概要
- 必要な応援の概要
- その他参考となるべき事項

(2) 緊急時における消防庁長官の措置

消防庁長官は、災害発生時において被災地に対する消防の広域応援の必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により知事との連絡をとることができないとき、知事の要請を待たずに、他の都道府知事に対し消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができる。

第12節 救出計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 救出計画の実施責任者	○			消防対策部（消防班）	県、沖縄警察署
第2 救出の方法	○			消防対策部（消防班）	県、沖縄警察署
第3 救出用資機材の確保	○			消防対策部（消防班）	県、沖縄警察署、建設業組合、水道事業組合等
第4 惨事ストレス対策	○			消防対策部（消防班）	県、沖縄警察署、総務省消防庁等

この計画は、広域的かつ同時多発的に多くの要救助者が生じることが予想される地震・津波災害に対し、防災関係機関と相互の緊密な連携で救護活動体制を確立し、迅速かつ的確な救出活動を実施するためのものである。

第1 救出計画の実施責任者

町をはじめとした救助機関は、各機関が連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第2 救出の方法

被災者の救出は、町においては消防対策部を主体とした救出班を編成し、警察と相協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により実施する。

救出機関別	活 動 内 容
町	本来の救助機関として救出活動を実施する。 町のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対し応援（隣接市町村、警察、自衛隊等）を求める。
警 察	町のみでは救出が実施できないと判断した場合及び救出の応援要請があった場合、又は警察が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。 救出に大量の人員を必要とする場合は、広域緊急援助隊の出動により救出を実施する。
県	被災市町村の応援要請を必要と認めたとき、又は町からの応援要請があった場合は、広域応援の要請（他の市町村、警察、自衛隊、他都道府県）を行う。
住 民	可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第3 救出用資機材の確保

救出班は、建設業組合、水道事業組合等の協力のもと救出に必要な器具を借り上げる等、救出資機材の確保を行う。救出・救助活動の成功のポイントは以下のとおりである。

- 要救出・救助現場の早期把握
- 要救出・救助現場に対する人員の投入
- 要救出・救助現場に対する資機材の投入
- 救出・救助従事機関間の連絡調整・役割分担・地域分担

第4 惨事ストレス対策

救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

災害救助法が適用された場合の被災者の救出の費用及び期間等は、資料編「12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

【資料編】12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第13節 医療救護計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 医療救護計画の実施責任者	○			住民福祉対策部（保健衛生班）、消防対策部（消防班）	町内医療機関、中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、県等
第2 医療救護活動に関する組織体制	○			住民福祉対策部（保健衛生班）	町内医療機関、中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、県等
第3 情報収集と共有	○			総務対策部（秘書広報班）、住民福祉対策部（保健衛生班）	町内医療機関、中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、県等
第4 医療救護の実施	○			住民福祉対策部（保健衛生班）、消防対策部（消防班）	町内医療機関、中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、県等
第5 医療機関の活動	○			住民福祉対策部（保健衛生班）	町内医療機関、中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、県等
第6 傷病者の搬送	○			住民福祉対策部（保健衛生班）、消防対策部（消防班）	町内医療機関、中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、県等
第7 助産体制	○			住民福祉対策部（保健衛生班）	町内医療機関、中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、県等
第8 医薬品、衛生材料及び血液製剤等の確保	○			住民福祉対策部（保健衛生班）	町内医療機関、中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、県等
第9 被災者の健康管理とこころのケア	○			住民福祉対策部（保健衛生班）	町内医療機関、中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、県等
第10 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策	○			住民福祉対策部（保健衛生班）、消防対策部（消防班）	町内医療機関、中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、県等

この計画は、災害のため医療機能が停止し、又は著しく不足し、あるいは混乱したため、災害地の住民が医療の途を失った場合に応急的に医療及び助産、又は乳幼児の救護を行い、罹災者の保護を図るためのものである。

地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合は、「沖縄県災害医療マニュアル」に基づいて、町、県及び医療関係機関が緊密に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動（助産を含む。）を行う。

第1 医療救護計画の実施責任者

町は、医療救護を行う。また、災害救助法が適用された場合の医療救護は県が行い、町長はこれを補助する。ただし、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができないときは、町長が実施する。

第2 医療救護活動に関する組織体制

県は、医療救護活動の実施に当たり、医療関係団体及び機関の協力の下、以下の体制をとる。町は、県の医療組織に応援を求める。

1 県医療本部

医療救護活動全体の調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。

2 県DMA T調整本部

災害派遣医療チーム（DMA T）に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、県医療本部の下に設置する。

3 県DPA T調整本部

災害派遣精神医療チーム（DPA T）に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、県医療本部の下に設置する。

4 災害医療調整班

県の医療救護活動に関し、医療関係団体及び機関等の調整を行うため、本部災害医療コーディネーター、県DMA T調整本部及び県DPA T調整本部並びに医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び日本赤十字社等医療関係団体及び機関のリエゾンをもって構成する組織を、県医療本部の下に設置する。

5 地域医療本部

地域における医療救護活動に関し総合調整するため、県災害医療本部の下に、保健所の所管区域ごとに設置する。

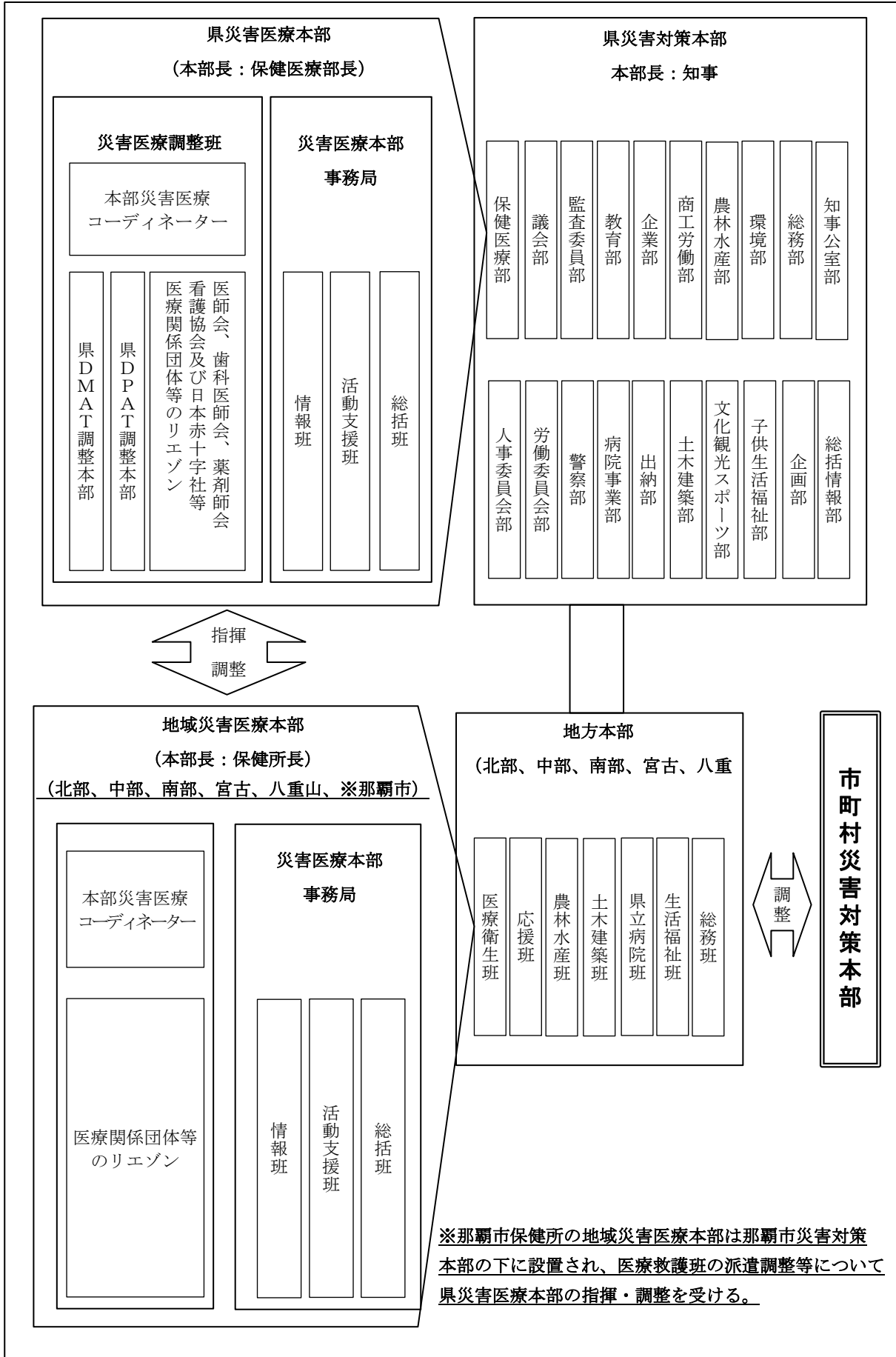
6 現場におけるDMA T本部

必要に応じて、地域のDMA Tの指揮及び関係機関等の調整を行う、災害拠点病院DMA T活動拠点本部を災害拠点病院等に設置する。また、県は必要に応じて航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置し、広域医療搬送にかかわるDMA Tの活動を統括するDMA T・SCU本部を設置する。

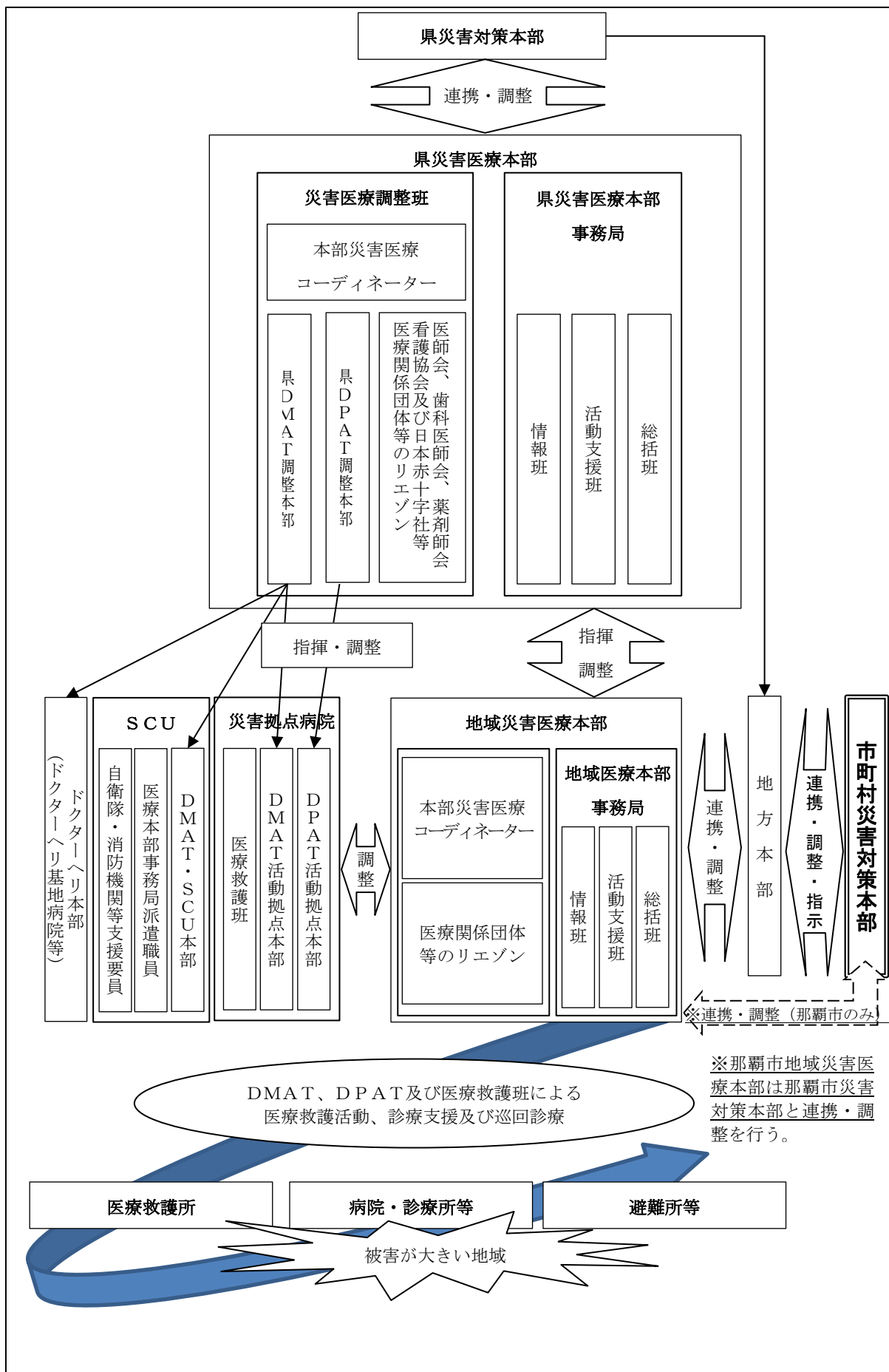
7 現場におけるDPA T本部

必要に応じて、地域のDPA Tの指揮及び関係機関等の調整を行うDPA T活動拠点本部を設置する。

≪沖縄県の災害医療体制（全体）≫



《災害時における県災害医療本部と地域災害医療本部等との関係図》



第3 情報収集と共有

1 災害時の情報伝達手段

町は、既存の電話、FAX、県総合行政情報通信ネットワーク及びインターネットを活用し情報を収集する。

2 情報収集・提供体制

町は、医療機関の被災状況、診療状況等及び医療救護所等における医療ニーズの情報収集を行い、中部地域災害医療本部への情報提供に努める。

また、町は、中部地域災害医療本部と連携するとともに、地域災害医療対策会議に参加し、情報共有を図るとともに、必要に応じ、医療救護所等における医療ニーズに対応する医療救護班などの派遣を要請する。

3 住民への情報提供

町の被災地内の住民に対する診療可能医療機関や医療救護所等の情報提供は、町又は地域医療本部が主体となって行う。また、県医療本部は、診療可能な医療機関情報等県民が必要とする情報について、県ホームページのほか、県災害対策本部を通じて、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て、的確に提供する。

第4 医療救護の実施

1 町の活動

(1) 医療救護所の設置及び運営等

町は、医療機関及び中部地区医師会の協力を得て、医療救護所の設置及び運営に努め、必要に応じて地域医療本部に支援を要請する。

医療救護所は被災地の近傍の指定避難所、体育館等既設の建物又はテント等の施設に設置し、傷病者のトリアージ、応急処置、後方医療施設への搬送の要否の決定等を行う。

ア 応急救護所

応急救護所は、本部長の指示により罹災者の収容施設、罹災者の通行の多い地点及びその他適当と認める場所に設置する。

イ 臨時救護所

地域被災者の応急救護の拠点として、指定避難所（学校、公民館等）や病院・診療所等の公共施設に臨時救護所を設置する。

【資料編】9-3 医療救護班派遣要請書（沖縄県災害医療マニュアル）

(2) 医療及び助産救護の実施

ア 医療及び助産救護は、応急時に組織化する医療班により行うものとするが、災害の規模及び患者の発生状況によっては、日本赤十字社沖縄県支部、中部地区医師会、その他医療関係機関の協力を得て行う。また、緊急な出産を要する場合、最寄りの助産師によって行う等の対応を図る。

イ 医療班の編成

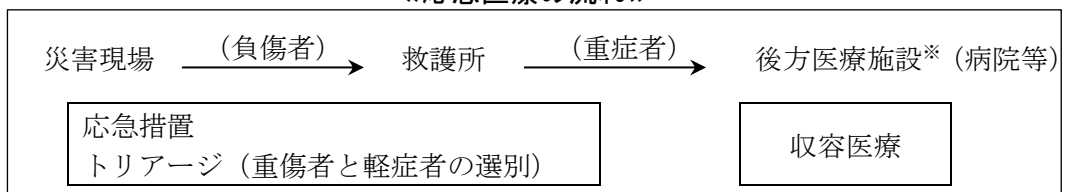
医療班の編成は、以下のとおりとする。

機 関 名	編 成 別	人 数
○ 中部地区医師会	医師	1名
	看護師又は保健師	3名
○ 北谷町内の病院・医療施設	事務員	1名
	運転手	1名

ウ 医療救護の流れ

応急医療救護の流れは、以下のとおりである。

《応急医療の流れ》



※後方医療施設：救護所では対応困難な重傷者等の処置、治療を行う常設の公立病院、救急病院等

エ 医療、助産の費用及び期間

医療及び助産の費用、期間は以下のとおりである。

災害救助法が適用された場合の医療及び助産の費用及び期間等は、資料編「12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

【資料編】12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

区分	費 用	実施期間
医療	○ 医療班による場合 薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費用の実費 ○ 一般の病院又は診療所の場合 社会保険の報酬額以内 ○ 施術者による場合 協定料の額以内	災害発生 の日から 14日以内
助産	○ 医療班による場合 使用した衛生材料等の実費 ○ 助産師による場合 慣行料金の8割以内の額	分娩した 日から7 日以内

(3) 町に派遣された医療救護班等への支援

町は、県から派遣された医療救護班等に対し、沖縄県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。

(4) 委託医療機関等による医療

医療班による救護ができない者や救護が適当でない者は、以下の委託医療機関（県及び国立の公立病院、助産所、近隣市町村の委託医療機関）において救護を行う。

- 救助法適用市町村区域内の病院・診療所における入院治療施設
- 隣接市町村区域内における病院・診療所における入院治療施設

(5) 船舶の利用

大規模な災害により被災地の医療施設が不足する場合は、県（総括情報班）を通じ、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）、海上自衛隊等に対し、所有船舶の供用を要請する。

2 DMAT・DPAT及び医療救護班の活動

県は、必要な情報を収集し、DMAT、DPAT及び医療救護班等を適切な活動場所に配置する。

区分	内 容
DMATの活動	○病院支援 ○地域医療班 ○現場活動 ○広域医療搬送 ○その他必要な事項
DPATの活動	○精神科病院支援 ○PTSDを始めとする精神疾患発症の予防等の支援 ○その他必要な事項
医療救護班の活動	○避難所及び医療救護所における医療 ○病院及び診療所の支援 ○避難所の状況把握と改善 ○在宅患者及び避難所の医療及び健康管理等 ○その他必要な事項

第5 医療機関の活動

被災地域の医療機関と非被災地域の医療機関は主に以下の活動を行う。

区分	内 容
被災地域の医療機関	○必要な診療体制を整え、傷病者への応急処置等を行う。 ○病院施設等の被災状況を、地域医療本部に報告する。 ○必要に応じて、地域医療本部に転院が必要な傷病者の搬送、医薬品等の補給及び医療救護班の派遣を要請する。
非被災地域の医療機関	○被災地から搬送されてくる重傷者等を受け入れる体制を整え、受け入れる。 ○受入可能な傷病者数を、地域医療本部に報告する。 ○県医療本部からの要請に基づき、医療救護班等を派遣する。

第6 傷病者の搬送

1 傷病者の搬送調整

(1) 町が実施する傷病者の搬送

傷病者の搬送は、原則として町の保有する車両及び消防機関の救急車両等により行う。搬送に必要な車両の確保については、本章「第14節 交通輸送計画」に定めるところによる。

また、道路の不通等により、ヘリコプターでの搬送が必要な場合、県に対し、ドクターヘリ、自衛隊、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）又は米軍等のヘリコプターの出動を要請する。

(2) 県が実施する傷病者の搬送調整

県医療本部は、地域医療本部及び被災地内医療機関等から搬送の要請があった場合は、搬送先を決め、消防機関等へ通知するとともに、県本部と搬送のための輸送手段（車両、ヘリ等航空機及び船舶）等について調整する。

2 広域医療搬送

(1) 広域医療搬送の決定

被災地域や県内医療機関だけでは治療、収容することができない重傷者及び在宅人工透析患者、在宅酸素患者、在宅人工呼吸装置患者等、継続的な治療を必要とする者等の搬送が必要となった場合、県は、国と協議して広域医療搬送を決定する。

(2) 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置

沖縄県医療本部は、県本部と協議して、その時点での状況に応じて、航空搬送拠点周辺の適切な場所にSCUを設置する。

第7 助産体制

1 実施責任者

災害時における助産は、災害救助法の適用があった場合は、県が実施する。

2 助産の方法

(1) 医療救護班等による助産

助産は原則として産科医を構成員とする医療救護班が当たる。

ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの対応可能な助産師によって行うことも差し支えないものとする。

医療救護班の派遣に係る編成、構成及び救護所の設置については、本節「第2 医療救護活動に関する組織体制」における応急医療の方法の場合と同様とする。

(2) 委託助産機関による助産

医療救護班等による救護ができない者又は医療救護班等による救護の実施が適当でないと判断される者については、国立病院機構その他の公立の病院、診療所、助産所

又は以下に掲げる委託助産機関において救護を行う。

- 災害救助法適用市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所
- 上記の区域に隣接する市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

第8 医薬品、衛生材料及び血液製剤等の確保

1 医療、助産活動に必要な携行資材の補給方法

医療救護所における必要な医薬品、衛生材料及び医療器具等は、各編成施設の当該班の手持品、資材を携行し繰替使用するものとするが、携行不能又は不足の場合は中部地区医師会検診センターにおいて補給する。ただし、当該地域において確保が困難なときは、県（衛生薬務班）において確保、輸送の要請を行う。

2 血液製剤の確保

本町において、災害時の輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう、県（衛生薬務班）を通じ沖縄県赤十字血液センターへ、必要な輸血用血液製剤の確保・要請する。

第9 被災者の健康管理とこころのケア

1 被災者の健康状態の把握

被災者の避難生活が長期にわたる場合、町は、県と連携のもとに指定避難所・仮設住宅等での巡回健康相談を実施し、住民の健康状態の把握と対応を決定する。

2 DPATの編成及び活動

沖縄県DPATは、発災当日から遅くとも72時間以内に被災地域に派遣されるDPAT先遣隊と沖縄県DPATに登録された機関により編成される。

(1) 被災地域での活動

被災地での活動は、現地災害対策本部と連携して行われる。活動内容については、別途「沖縄DPAT活動マニュアル」に定める。

(2) DPAT派遣要請及び受入調整

県は、必要に応じて、国に対してDPAT派遣斡旋の要請又は他都道府県に対してDPAT派遣協力要請を行う。県DPAT調整本部は派遣されたDPATの受入調整を行う。

3 こころのケア

県は、避難生活の長期化によるストレス、PTSD、うつ病、アルコール依存症、統合失調症等の被災者に対し、必要に応じて被災地外の医療機関、都道府県、国に対し、こころのケアの専門職からなるチームの編成及び協力を要請し、チームの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図ることとしている。

また、保健所には相談窓口を設けるなど、精神保健福祉相談体制や町への支援体制を構築するとともに、子どもへの健康支援としては、学校における健康診断やカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う体制を構築することとしている。

町は、県との連携によりこころのケア対策を実施する。

4 継続的治療への支援

県は、人工透析等、継続的な治療を実施する医療機関の稼働状況を把握し、町からの要請に基づいて、広域的な搬送及び受入れの体制を構築する。

町は、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県に対応を要請する。

第10 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

突発的な災害により傷病者が短時間に集団的に発生した場合の救急医療対策は以下のとおりとする。

1 救急医療部会設置への協力

町は、災害等により集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策を調査審議するために県防災会議が設置する救急医療部に協力する。

2 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

(1) 目的

突発的な災害等により、傷病者が短時間に集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるよう組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療の実施に万全を期することを目的とする。

(2) 救急医療の対象と範囲

ア 対象

救急医療の対象とする災害は、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波・その他の異常な自然現象又は大規模の火事・爆発・放射性物質等の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他大規模な事故等、災害対策基本法に規定する災害及びこれに準ずる災害又は事故により、傷病者が概ね50人以上に及ぶ災害とする。

ただし、災害発生場所、医療施設の状況等町の実情により町において、対象傷病者数の基準を引下げ若しくは、引上げることができる。

イ 範囲

傷病発生と同時に現場で行う応急措置、初期診療及び傷病者の病状に応じて行う本格的な救急医療とする。なお、現場において死に至った場合の遺体の検案洗浄、縫合等の措置も含む。

(3) 救急医療体制の確立

町、県、各関係機関及び団体は、災害時における救急医療が迅速かつ的確に実施されるよう相互間における連絡、協力を万全を期するとともに、その活動体制について確立を図る。

町、県及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム等を整備することにより、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握し、応援の派遣等を行うよう努める。

なお、町及び企業体等における業務内容は、以下のとおりとする。

区分	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ○現地における応急的医療施設の設置及び管理 ○傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整 ○日赤地区長、分区長に対する出動要請 ○地区医師会に対する出動要請
企業体等	<ul style="list-style-type: none"> ○現地における応急的医療施設の設置及び管理 ○傷病者等の住所・氏名等の確認

(4) 災害発生の通報連絡

ア 企業体等における災害発生時の責任者又は災害の発見者は、直ちにその旨を町長又は警察官若しくは、海上保安官に通報する。

イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報する。

ウ 通報を受けた町長は、その旨を管轄する県土木事務所等（地方本部長）及び地区医師会へ通報連絡する。

エ 通報連絡を受けた県土木事務所等（地方本部長）は、その旨を知事へ報告し、知事は、日本赤十字社沖縄県支部、県医師会等へ連絡する。

オ 通報連絡を受けた医師会及び地区医師会は、速やかに関係医療施設に連絡する。

カ 通報を受けた海上保安官は、琉球水難救済会及び関係漁業協同組合へ通報連絡する。

キ 通報の内容は以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○事故等発生（発見）の日時 ○事故等発生（発見）の場所 ○事故等発生（発見）の状況 ○その他参考事項 |
|---|

(5) 医師等医療関係者の出動

町長は、災害の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模・内容等を検討し、知事は日本赤十字社沖縄県支部長、県医師会長及び国・国立病院機構、公立医療施設の管理者へ医療班の出動を要請するとともに、自らの医療班を派遣するとともに、日赤地区長、分区長及び地区医師会長へ医療班の出動を要請する。

要請を受けた日本赤十字社沖縄県支部長、県医師会長、国・国立病院機構立医療施設の管理者、日赤地区長、分区長及び地区医師会長は直ちに医療班を派遣する。

(6) 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし搬送中における医療の確保についても十分に配慮する。

なお、搬送に必要な車両等の確保については本章「第14節 交通輸送計画」によるものとする。

(7) 傷病者の収容

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、町及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校・公民館等の収容可能な施設の確保を図る。この場合に収容された傷病者に対する看護体制については、日本赤十字社沖縄県支部長、県医師会長及び地区医師会長において十分配慮する。

(8) 費用の範囲と負担区分

ア 費用の範囲

費用とは出勤した医師等に対する謝金、手当、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費とする。

イ 費用の負担区分

- 傷病事故の発生原因が、自然災害の場合は町が負担する。
- 公的及び私的の企業体の責任において発生する人為的な災害の場合は、災害発生の責任を負う企業体が負担する。
- 人為的あるいは自然災害ともとられるもので、災害発生の責任所在が不明なものによる場合は、災害救助法の適用がない場合には第一次的責任を有する町が負担する。
- 前各号について災害救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担する。

ウ 費用の額

医師等に対する謝金、手当は災害救助法施行細則（昭和47年規則第19号）に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額とする。

(9) 補償

出勤した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、災害対策基本法、災害救助法の規定及びこれ等に準じて、それぞれ前項イの費用負担区分に準じて負担する。

【資料編】9-1 町内医療機関施設一覧

【資料編】9-2 一般社団法人 中部地区医師会 大規模災害時通信番号並びに緊急時連絡網

第14節 交通輸送計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 交通規制の実施責任者	○			総務対策部（基地・安全対策班）、建設経済対策部（土木班）	県公安委員会、沖縄警察署、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）、県等
第2 交通の規制	○			総務対策部（基地・安全対策班）、建設経済対策部（土木班）	県公安委員会、沖縄警察署、県等
第3 緊急輸送	○			総務対策部（支援班）、消防対策部（消防班）	県公安委員会、沖縄警察署、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）、県等
第4 広域輸送拠点の確保	○			総務対策部（基地・安全対策班）、建設経済対策部（土木班）	県

この計画は、交通規制の実施により災害時における交通の危険及び混乱を防止し、交通の安全と円滑を図るとともに、防災関係機関が相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努めるためのものである。

第1 交通規制の実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、以下の者が行う。なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努める。

1 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は、以下のとおりである。

実施責任者	規制種別	根拠法
陸上 県公安委員会	道路管理者 危険箇所	道路法に基づく規制（道路法第46条） ○災害時において、道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、交通を禁止し、又は制限する。
	危険箇所	道路交通法に基づく規制（道路交通法第4条） ○災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。
	災害緊急輸送	災害対策基本法に基づく規制（災害対策基本法第76条） ○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

実施責任者		規制種別	根拠法
海上	海上保安庁	特定港内及び危険箇所	海上保安庁法に基づく規制（海上保安庁法第18条） ○天災事変等の危険な事態があり、人の生命、身体の危険又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、急を要する場合。 港則法に基づく規制（港則法第37条） ○船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる。

2 交通施設の応急対策

交通施設の災害応急対策は本章「第31節 公共土木施設応急対策計画」の定めるところによるものとする。

3 緊急輸送

災害時における緊急輸送の実施は、その応急対策を実施する機関が行うこととされており、本町における被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は町長が行う。

ただし、以下の場合、県は緊急輸送に必要な措置をとることとしている。

- 災害の範囲が広域にわたり、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
- 輸送の実施機関において輸送することが不可能と認められる場合
- 港湾施設、空港施設の被災により機能を失い、県内又は本土との輸送が困難な場合
- 公共交通機関が長期にわたり運行停止となる場合

4 緊急輸送道路

本町における、緊急輸送道路ネットワーク計画（平成31年2月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）で指定されている緊急輸送道路（第1次緊急輸送道路）は、以下のとおりである。

道路種別	路線名	区間
国道（指）	国道58号	恩納村山田～那覇市奥武山町
主要地方道	沖縄北谷線	沖縄市山内～北谷町国体道路入口

5 情報の収集

(1) 被害状況の調査及び交通規制情報の収集

災害時における道路管理者としての町長は、災害警戒段階から警察機関と相互に緊密な連絡をとり、道路の巡回・点検や通報等により、危険な箇所を発見したときは、被害状況及び危険の程度の調査を行うなど情報の収集に努める。

特に、避難指示等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認する。

また、通行の禁止又は制限に関する情報の収集に努める。

(2) 発見者等の通報

災害時に道路及び橋梁等の交通施設の危険な状況、又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報する。

通報を受けたときは、警察官にあっては町長へ、町長にあってはその道路を管理する道路管理者又は警察機関へ通知する。

第2 交通の規制

1 実施責任者

災害時における交通の規制、緊急輸送等は各範囲の責任者とし、相互協力を図りながら被災者、応急対策要員及び応急対策物資の緊急輸送が円滑に行われるよう努める。被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は、町長が行う。

2 危険箇所における規制

町及び県並びに県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置する。

特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

3 緊急輸送のための規制

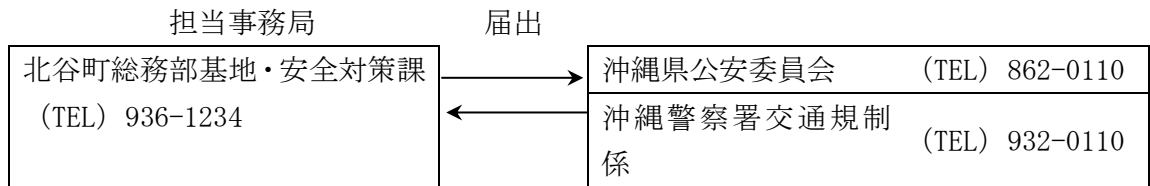
県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事するもの又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、以下により適切な措置をとる。

実施機関	措置内容
緊急輸送機関の措置	町長は、被災地において緊急輸送を実施しようとする場合は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡する。
県公安委員会の措置 (制限の必要を認めたとき)	県公安委員会は、上記の連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する必要があると認めるときは、以下の措置をする。 ア 緊急通行車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した標示及び適当な迂回路の標示を所定の場所に設置する。 イ 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知する。 ウ 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

4 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の事前届出書を提出させ、これを審査の上、届出済証を交付する。

また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前届出受理簿に登載する。



緊急通行車両の標章・証明書

【資料編】8-2 緊急通行車両等事前届出済み車両一覧

5 緊急通行車両の標章及び証明書

県又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、以下により標章及び証明書を交付し、被災地における交通の混乱の防止を図る。

(1) 使用者の申出

緊急輸送に車両を使用しようとするものは、県又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出る。

(2) 証明書等の交付

県又は県公安委員会は、(1)の申し出による緊急車両の確認を行い、標章及び証明書を交付する。

また、届出済証の交付を受けている車両については、優先的に通行に係る確認を行うとともに、確認のための審査を省略する。

(3) 標章の掲示

(2)により交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

【資料編】8-1 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書

6 警備業者による交通誘導等

被災者に対する救援救護等の活動が公的機関のみでは十分に実施することができない場合、「災害時における円滑な通行の確保等に関する協定」及び「同細目協定」に基づき、町は県警察を通じて(一社)沖縄県警備業協会に対し、災害時における円滑な通行等を確保するために出動要請を行うことができる。

当該出動要請に係る業務内容については、災害時における被災地の被害拡大防止、救護、救援活動のための交通誘導のほか、避難場所、救援物資の保管場所等における警戒、警備業務等とする。

7 通行禁止等の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、基本法第76条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させる。

8 車両の運転者の責務

基本法第76条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は、以下の措置をとらなければならない。

規制区分	措置内容
道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合	車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。
区域に係る通行禁止等が行われた場合	車両を道路外の場所に移動させる。ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。
警察官の指示を受けた場合	その他警察官の指示を受けたときは、それに従う。

9 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

(1) 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は、命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

(2) 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

10 道路管理者の措置

町は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するために緊急を要するとき、または県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等には、自ら車両の移動等を行う。

第3 緊急輸送

1 輸送対象

緊急輸送の輸送対象は以下の第1段階から第3段階とする。

優先段階	対 象 内 容
第1段階	(ア) 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 (ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス及び水道施設の保安要員その他初動及び応急対策に必要な要員・物資等 (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	(ア) “第1段階”の続行 (イ) 食料及び水等の生命維持に必要な物資 (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	(ア) “第2段階”の続行 (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資 (ウ) 生活必需品

2 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して適当な方法によるものとする。また、輸送実施機関は所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講ずる。

(1) 道路輸送

ア 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という。）の確保は、概ね以下の順位による。

- 応急対策を実施する機関に属する車両等
- 公共的団体に属する車両
- 営業用の車両等
- 自家用の車両等

イ 町有車両の確保

災害輸送のための町有車両の確保は、以下の方法により行う。

- 町有車両の掌握管理は、企画財政班において行う。
- 各班長は、車両を必要とするとき企画財政班に以下の事項を明示して配車を要請する。
 - a 輸送日時及び輸送区間
 - b 輸送対象の人数、品名及び数量
 - c その他必要な事項
- 総務対策部長は、各班長から配車の要請があった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度を考慮の上、使用車両を決定し、要請した班へ通知する。

【資料編】8-3 町有車両の保有状況

ウ 民間車両等による輸送

町において必要な車両確保が困難で民間車両により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあつせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

エ 費用の基準

輸送業者による輸送又は車両の賃借料は、通常の料金とする。

官公署、その他公共機関等所有の車両使用については、燃料費程度を負担する。

オ 燃料の確保

町において車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

(2) 海上輸送

災害のため陸上輸送が困難、又は海上輸送がより効果的な場合、輸送実施機関が船舶を借り上げ輸送を実施する。特に、緊急の場合であって船舶による輸送が必要な場合は、県有船又は第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）所属船艇の協力を求めて、輸送の実施に努める。

ア 県有船舶による輸送

町は、県有船舶による輸送を必要とする場合、以下の事項を明らかにした文書により、県（総括班）に対して要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出する。

- 災害の状況及び応援を必要とする理由
- 応援を必要とする期間
- 応援を必要とする船舶数
- 応急措置事項
- その他参考となるべき事項

イ 第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）船艇による輸送

町長は、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）船艇による輸送を必要とするときは、知事（総括班）に対し本章「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて要請を行う。

なお、町における要請後の措置等についても、本章「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて行う。

ウ 民間船舶による輸送

町長は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあつせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

(3) 空中輸送

災害の発生による交通途絶等の理由により緊急に空中輸送の必要を生じた場合は、空中輸送の実施を行う。

ア 空中輸送の要請等

空中輸送の要請及び要請後の措置並びに撤収要請等については、本章「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

イ ヘリポートの整備

町は、空中の輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め災害時における空中輸送の円滑を図る。

ヘリポートの設置基準については、本章「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

(4) 人力等による輸送

災害時の人力等による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討し、地域住民の協力のもと迅速適切な措置がとれるよう努める。

第4 広域輸送拠点の確保

県は、自ら確保した物資及び県内外からの救援物資を受入れ、町に輸送するために、空港や港湾に近接する施設又は空き地に広域輸送拠点を確保する。

町は、救援物資の受入れのために、施設又は空き地に輸送拠点を確保する。

第15節 治安警備計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 災害地における警察の任務	○			総務対策部(基地・安全対策班)	沖縄警察署
第2 災害時における警備体制	○			総務対策部(基地・安全対策班)	沖縄警察署

この計画は、災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るためのものである。

第1 災害地における警察の任務

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持に当たる。

第2 災害時における警備体制

本町において、警察が行う公安警備活動は「沖縄県地域防災計画」、「沖縄県警察災害警備実施要綱」及び「沖縄警察署災害警備実施要綱」の定めるところによる。

町長は、以下の措置を実施する。

町長の措置	措置内容
災害応急措置	町長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、警察署長に連絡をし、両者が緊密に協力する。
協力要請	町長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行う。
出勤要請	町長が警察官の出勤を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請する。

第16節 災害救助法適用計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 災害救助法適用計画の実施責任者	○			住民福祉対策部（福祉班）	県
第2 災害救助法の適用基準	○			住民福祉対策部（福祉班）	県
第3 災害救助法の適用手続	○			住民福祉対策部（福祉班）	県等
第4 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準	○			住民福祉対策部（福祉班）	県

この計画は、災害に際し、食料品その他の生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とした応急的な救助を実施するため、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を行うためのものである。

第1 災害救助法適用計画の実施責任者

災害救助法に基づく救助は、県が実施する。この場合、町長は、県が行う救助を補助する。ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うことができる。

救助の種類は、以下のとおりである。

- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急修理
- 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の捜索及び処理
- 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。

なお、災害救助法の適用に至らない災害についての被害者の救助は、町防災計画に定めるところにより町長が実施する。

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、本町の被害が以下のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに行う。

- 本町の被害世帯数が50世帯以上（総人口：15,000人以上、30,000人未満）。
- 被害が相当広範な地域にわたり、県内全域の被害世帯数が1,500世帯以上で、うち本町内の被害世帯数が、前号の被害世帯数の2分の1に達したとき。
- 被害が広範な地域にわたり、県内全域の被害世帯数が7,000世帯以上で、本町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- 町における被害が以下のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が焼失したとき。
 - イ 多数の生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

※被害世帯とは、全壊（焼）流失等により住家の滅失した世帯の数をいい、住家が半壊（焼）床上浸水等により被害を受けた場合は、1世帯をそれぞれ半壊（焼）にあつては全壊（焼）流失等の2分の1世帯、床上浸水にあつては3分の1世帯として換算する。

《被害世帯の算定基準表》

住家損壊内容	被害世帯数1（滅失世帯）の算定
全壊（焼）・流失等による滅失	1世帯
半壊・半焼等の著しい損壊	2世帯
床上浸水、土砂たい積等による一時的居住不可能な状態	3世帯

第3 災害救助法の適用手続

1 町の役割

災害の発生に際し、本町における被害が本節「第2 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当するときは、法に基づく災害報告要領により、町長は直ちにその旨を知事に報告する。

災害の事態が急進して、知事による災害救助法の実施を待つことができないときは、町長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指示を受ける。

2 県の役割

県は、町からの報告に基づき災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について本町に通知するとともに、関係行政機関、厚生労働省及び内閣府に通知又は報告する。

災害救助法を適用したときは、速やかに公告する。

第4 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準

災害救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準は、以下のとおりとする。

1 救助の程度、方法及び期間

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）別表第1のとおりとする。

2 実費弁償の方法及び程度

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）別表第2のとおりとする。

【資料編】12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

【資料編】12-2 被害状況認定基準

第17節 給水計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 給水計画の実施責任者	○			上下水道対策部（上下水道班）	各水道事業体等
第2 供給の方法	○			総務対策部（秘書広報班）、 上下水道対策部（上下水道班）	各水道事業体等
第3 医療施設等への優先的 給水	○			上下水道対策部（上下水道班）	各水道事業体等

この計画は、災害により飲料水を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料水を供給し、被害者を保護するとともに施設等の応急復旧を行うためのものである。

なお、この計画は他の救助と異なり、災害救助法の適用にかかわらずその地域においてどうしても自力では飲料水を得ることができない者であれば、家屋や家財の被害はなくても救助を受けることができるものとし、逆に、罹災者であっても自力で近隣から飲料水等を確保できれば供給の必要はないものとする。

第1 給水計画の実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、町長が行う。

災害救助法が適用されたとき、町長は知事の補助を行う。ただし、知事が必要であると認めるときは、町長が行うことができる。

第2 供給の方法

給水は、必要最小限の生活が維持できる生活用水の供給に限られる。

取水源が汚染しているとき、又は汚染のおそれがあるときは、水質検査を行い、ろ過及び浄水剤の投入等により、消毒等を行う。

また、飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をしたのちに使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定する。

災害救助法が適用された場合の飲料水の供給の費用及び期間等は、資料編「12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

【資料編】12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

1 供給の方法

供給の方法は、配水池等を補給基地とし、給水車等、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適切な方法によって行う。

- 貯水量、位置等を考慮の上、配水池等から給水車等に補給し、配水池及び公園等に設置された緊急給水基地に搬送する。
- 配水池や公園等に設置された緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置

して給水する。

○ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送用容器（以下「搬送容器」という。）に配水池等で補給し、適切な方法により被災者へ給水する。

なお、搬送容器による給水の方法としては、配水池等での補給のほか、ろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水など現地の実情に応じ、適切な方法によって行う。

2 給水の方法

給水の方法として、その他にろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適切な方法によって行う。

(1) ろ水器によるろ過給水

給水能力、範囲等を考慮の上、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定してろ水基地とし、ろ水器によりろ過したのち塩素剤による消毒を行う。

ろ過消毒した水は、搬送容器に入れ、適切な方法により給水する。

(2) 容器による搬送給水

最寄りの非被災水道の管理者と協議して取水基地、取水計画等を定める。

取水した水は、給水車等で搬送し給水する。

(3) 給水量

被災者に対する給水量は、1人1日3リットル程度とするが、補給水源の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況等に応じ、給水量を増減する。

(4) 広報

給水に際しては、秘書広報班及び報道機関の協力を得て、給水日時、給水場所、その他必要な事項を住民に広報する。

3 水道施設の応急復旧

水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の可能性等を考慮して応急復旧を行い、必要に応じて町給水工事指定店の応援を求める。

第3 医療施設等への優先的給水

医療施設、社会福祉施設、避難場所等に対しては優先的に給水を行う。

第18節 食料供給計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 食料供給の実施責任者	○			総務対策部（企画財政班、税務班）、住民福祉対策部（子ども家庭班）、教育対策部（教育協力班）	県
第2 食料の調達方法	○			総務対策部（企画財政班、税務班）	町内販売業者、県、農林水産所生産局、沖縄総合事務局等
第3 炊出等の食品の給与	○			住民福祉対策部（子ども家庭班）、教育対策部（教育協力班）	県
第4 要配慮者等に配慮した食料の給与	○			住民福祉対策部（子ども家庭班）、教育対策部（教育協力班）	

この計画は、被災者及び災害応急対策員等に対する食料の給与のための調整、炊き出し及び配給等の迅速、確実を期するためのものである。

第1 食料供給の実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食料の調達及び供給は、町長が行う。災害救助法が適用されたとき、町長は知事の補助を行う。ただし、知事が必要であると認めるときは、町長が行うことができる。

第2 食料の調達方法

あらかじめ食料供給計画を定めておき、被災者のための食料の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

1 主食（米穀又は乾パン）

米穀については、町長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、知事（流通・加工推進班）を通じて農林水産省生産局長へ政府所有米穀の引渡しに関する要請を行い調達する。

災害用乾パンについては、町長は知事に災害用乾パンの買受要請を行い、これに基づき知事が沖縄総合事務局長に売却申請を行い調達する。

2 副食及び副調味料等

町内の販売業者より調達する。なお、緊急調達の必要がある場合は、県（流通・加工推進班）及び他市町村の応援を要請し調達する。

3 食料の輸送

食料の輸送は調達先に依頼するが、当該調達先が輸送できないときは、本章・第14節「第3 緊急輸送」に基づいて実施する。

4 個人備蓄の推進

町は、インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水等を7日分程度個人において準備しておくよう、住民に広報する。

第3 炊出等の食品の給与

被害者に対する応急的な炊き出し及び食料品の給与は、以下による。

また、災害救助法が適用された場合の食品等の給与の費用及び期間等は、資料編「12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

【資料編】12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

区分	内容
給与の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○炊き出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。 ○救助用応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン、麦製品（乾うどん等）又は食品業者から確保した弁当、パン又はおにぎりとする。 ○炊き出しは町長が行う。 ○炊き出し及び食料品の給与のために必要な原材料及び燃料等の確保は、町長が行う。 ○炊き出し施設は、可能な限り学校等の給食施設、公民館、寺社等の既存施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設ける。 ○炊き出し施設の選定にあつては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を受けておく。 ○炊き出しに当たっては、常に食料品の衛生に留意する。 ○食料の提供に当たっては、食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行う。 ○炊き出しは、各避難場所において子ども家庭班及び学校給食センターが行い、必要に応じて婦人会及び自治会等の協力を得て行う。
給与の種別	<ul style="list-style-type: none"> ○炊き出し（乳幼児のミルクを含む） ○食品給与（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって3日以内の食料品を支給する）
給与品目及び数量	<ul style="list-style-type: none"> ○給与品目は米穀又はその加工品及び副食品とする。 ○給与数量は、1人1日精米換算300g以内とする。乾パン、麦製品（乾うどん等）は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。

第4 要配慮者等に配慮した食料の給与

町は、要配慮者や食物アレルギーを有する者等に配慮した食料の給与に努める。

第19節 生活必需品供給計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 生活必需品供給の実施責任者	○			総務対策部（税務班）、 住民福祉対策部（福祉班）	県
第2 給与又は貸与の方法・品目	○			総務対策部（税務班）、 住民福祉対策部（福祉班）	県
第3 物資の調達	○			総務対策部（税務班）、 住民福祉対策部（福祉班）	県等
第4 救援物資の受入れ	○			総務対策部（税務班）	県等

この計画は、被災者に対する衣料及び生活必需品物資の調達及び配給を迅速かつ確実に実施するためのものである。

第1 生活必需品供給の実施責任者

被災者に対する被服、寝具、その他必需品の調達、給与及び貸与は、町長が行う。

災害救助法が適用されたとき、町長は知事の補助を行う。ただし、知事が必要であると認めるときは、町長が行うことができる。

第2 給与又は貸与の方法・品目

衣料、生活必需品その他物資の給与又は貸与は、町において救助物資配分計画表により、被害別及び世帯の構成員数に応じて行う。

また、指定避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえると同時に、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

災害救助法が適用された場合の生活必需品の供給の費用及び期間等は、資料編「12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

【資料編】12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

1 対象者

災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

2 品目

給与又は貸与する衣料物資は、以下に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- 被服、寝具及び身のまわり品
- 炊事用具及び食器
- 日用品及び光熱材料

3 費用

被服、寝具、その他の生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は消耗品費、原材料費とする。

4 期間

被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から 10 日以内とする。

5 個人備蓄の推進

町は、災害直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を非常持ち出し品として個人において準備しておくよう、住民に広報する。

第3 物資の調達

町は、あらかじめ生活必需品等供給計画を定めておき、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により物資を調達する。

なお、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

県は、町から調達の要請があったときは、県の備蓄物資、卸売業者又は大規模な小売店等から購入した生活必需品等を町に緊急輸送する。

また、町が災害応急対策を的確に行うことが困難であり、緊急を要すると認められる場合は、町からの要求を待たないで物資を確保し輸送する。

第4 救援物資の受入れ

1 救援物資の受入れ

町は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受入れる。

町で救援物資の受入れができない場合は、県が町のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

2 受入ルールの作成

救援物資を受入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

3 救援物資の受入れ方法

本町に送付された救援物資及び義援金品は、総務対策部税務班において受入れ、保管し、“配分計画”に基づき被災者に支給する。

第20節 感染症対策、清掃対策、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 感染症対策	○	○		住民福祉対策部（保健衛生班）	中部保健所等
第2 保健衛生	○	○		住民福祉対策部（福祉班、保健衛生班）	中部保健所等
第3 清掃対策	○	○		住民福祉対策部（保健衛生班）	倉浜衛生施設組合等
第4 食品衛生監視	○			住民福祉対策部（保健衛生班）	中部保健所等
第5 犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画	○			住民福祉対策部（保健衛生班）	県、県警察、民間団体等
第6 ペットへの対応	○			住民福祉対策部（保健衛生班）	県、獣医師会、動物関係団体、ボランティア等

この計画は、災害の発生に伴う家屋、工作物等の倒壊、水道断水、浸水等生活環境の悪化による、感染症の発生を防止するため、家屋内外の消毒、感染症患者の早期発見等感染症予防のための各種措置、清掃、食衛生監視及び動物の保護収容など防疫に関する措置等を講じ、感染症流行等の未然防止を図るためのものである。

また、被災者が指定避難所に動物を同行避難した場合は、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第1 感染症対策

災害時における感染症の発生及びまん延を防止するため、防疫の万全を期するためのものである。

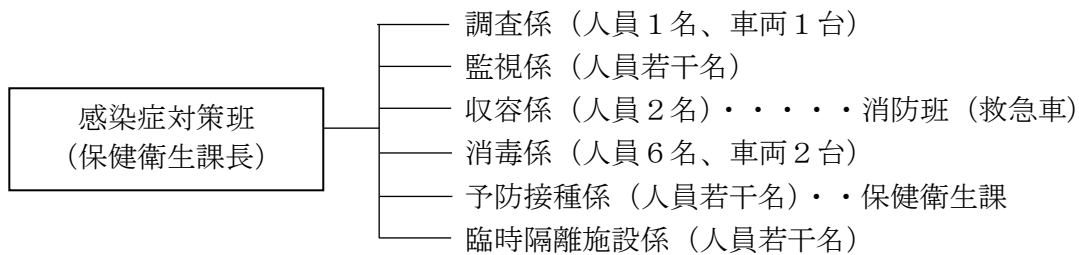
1 実施責任者

災害時における感染症対策上必要な措置は、町長が、県の指示に従って行う。

なお、県は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）に基づいて感染症対策上必要な措置を行う。

2 感染症対策の実施組織

保健衛生班は、以下のとおり感染症対策班を編成し、災害地域が広範にまたがるときは、その都度即応体制をとる。



3 感染症対策の指示

県は感染症対策上必要と認めたときは、町に対しその範囲及び期間等を定めて以下の指示を発する。町は、速やかに指示事項を実施する。

なお、県又は町の行うこれらの措置は、感染の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、必要最小限なものでなければならない。

- 法第 27 条第 2 項及び第 29 条第 2 項の規定による消毒に関する指示
- 法第 28 条第 2 項の規定によるねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示
- 法第 31 条第 2 項の規定による生活の用に供される水の供給に関する指示
- 予防接種法第 6 条第 1 項の規定による臨時予防接種に関する指示

4 感染症対策の実施

(1) 清潔方法

町は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し清潔を保つよう指導する。

また、町が自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つ。

なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。

(2) 消毒方法

消毒の方法は、同法施行規則第 14 条により行う。

(3) ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、同法施行規則第 15 条により行う。

(4) 生活の用に供される水の供給

法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示に基づいて、町は速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始する。

(5) 臨時予防接種

予防接種法第 6 条第 1 項の規定に基づく県の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施する。実施に当たっては、特別の事情のない限り、通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。

ただし、指定避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施する。

(6) 指定避難所の感染症対策措置

指定避難所を開設したときは、県の指導のもとに指定避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため指定避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期する。

なお、感染症対策指導の重点事項は概ね以下のとおりとする。

- | | | |
|-------|---------------|-------|
| ○疫学調査 | ○清潔の保持及び消毒の実施 | |
| ○集団給食 | ○飲料水の管理 | ○健康診断 |

第2 保健衛生

町は、被災者の保健衛生について、以下の実施を図る。

1 良好な衛生状態の保持

被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ医療救護所等を設ける。

2 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

3 保健師等による健康管理

保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

第3 清掃対策

町は、被災地におけるごみの収集及びし尿の収集処分等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図る。

1 実施責任者

災害時におけるごみの収集処理及びし尿の収集処理は、町長が行う。

町は、清掃班を組織し、清掃対策を実施するが、被害が甚大なため、町において実施できない有害化学物質等が漏出した場合などは、他市町村又は県の応援を求めて実施する。

2 ごみの収集処理の方法

(1) 収集方法

ア ごみの収集は、被災地及び避難所に町の車両を配置して速やかに行う。

イ 災害が広範囲にわたり町の車両のみで処理できない場合は、委託業者及び許可業者車両を借用して収集に当たる。

ウ ごみの集積地は、地域自治会長と協議して定める。

《町のごみ収集車両保有の各許可業者》

処理区分	業者名	住所	電話番号
可燃ごみ 不燃ごみ	(同)比嘉衛生	字玉上 6 番地 1	936-3120
	ニライククリーンサービス	字港 6 番地 12	936-3764
	丸勇衛生	字吉原 112 番地	936-5446
	(株)伊平衛生	字吉原 62 番地 8	936-2786
	(有)北谷クリーンサービス	字上勢頭 802 番地 3	936-8146
	こはもとクリーン(株)	沖縄市知花 2905 番地 5	933-4633

(2) 処理方法

ごみの処理は原則として「倉浜衛生施設組合」（沖縄市在）において処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で処理することができる。

3 し尿の処理

(1) し尿の収集

し尿の収集は、災害の規模に応じて、以下に掲げる各許可業者に指示して集中汲み取りを実施するものとし、し尿の収集運搬戸数は 1.8 キロリットルバキューム車で 1 回約 20 世帯とする。

《町のし尿収集車両保有の許可業者》

処理区分	業者名	住所	電話番号
し尿、浄化槽汚泥	北谷衛生	字砂辺 423 番地	936-4143

(2) 処理方法

し尿の処理は、全てを「倉浜衛生施設組合宜野湾清水苑」で行う。

(3) 仮設トイレ等のし尿処理

町は、避難者の生活に支障が生じることがないように、指定避難所への仮設トイレの設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設トイレ等の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

4 清掃用薬剤の調達

町は、清掃用薬剤の調達の必要を生じたときは、住民福祉対策部保健衛生班が調達する。

第4 食品衛生監視

食品衛生監視活動は、中部保健所が災害時の状況に応じて食品衛生監視班を編成し、被災地における以下の食品衛生監視活動を実施する。

- 救護食品の監視指導及び試験検査
- 飲料水の簡易検査
- 冠水した食品関係業者の監視指導
- その他食品に起因する危害発生の防止

第5 犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画

1 実施責任者

(1) 犬及び負傷動物対策

町は、県と連携のもと、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、住民福祉対策部保健衛生班に犬等収容担当を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、北谷町飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。

(2) 特定動物（危険動物）対策

県は、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行う。

2 収容及び管理

(1) 犬等及び負傷動物対策

町等は、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うとともに、民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求める。

保護・収容された動物については、台帳を作成し、公示する。

(2) 危険動物対策

県は、特定動物（危険動物）が逸走した場合には、その飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずる。

町は、特定動物（危険動物）の所有者が不明の場合は、警察及び民間団体と共同して捕獲、収容その他必要な措置の実施に協力する。

3 動物の処分

(1) 所有者不明犬等

狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき所有者不明犬等を処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討する。

(2) 危険動物

人の生命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討する。

なお、その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求める。

第6 ペットへの対応

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。

町は、指定緊急避難場所・指定避難所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養を行うため、県、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力してペットの状況を把握するとともに、指定緊急避難場所・指定避難所敷地内に専用スペースを設置し、避難者の生活場所とを区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第21節 行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬の実施責任者	○	○		住民福祉対策部（住民班）、消防対策部（消防班）	沖縄警察署、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）、県等
第2 行方不明者の捜索	○	○		消防対策部（消防班）	沖縄警察署、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）、県等
第3 遺体の取扱い		○		住民福祉対策部（住民班）	沖縄警察署、県等
第4 遺体の埋（火）葬		○		住民福祉対策部（住民班）	県等
第5 広域火葬		○		住民福祉対策部（住民班）	県等
第6 災害救助法が適用された場合の被災者の救出、遺体の処理及び埋葬等		○		住民福祉対策部（住民班）	沖縄警察署、県等

この計画は、災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者）の捜索を行い、遺体の収容、処理及び埋葬を円滑に実施するためのものである。

第1 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬の実施責任者

災害時における行方不明者の捜索及び遺体の収容、処理及び埋葬等の措置は、町長が行う。担当は、以下の表のとおりである。

措 置 別	担 当	協 力
行方不明者の捜索	消防本部	警察署、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）
遺体の収容、処理及び埋葬等	住民福祉対策部住民班	保健衛生班等

※ 災害救助法が適用されたとき、町長は知事の補助を行う。ただし、知事が迅速に行うため必要であると認めるときは、町長が行うことができる。

第2 行方不明者の捜索

災害救助法が適用された場合の行方不明者の捜索及び遺体の処理等の費用及び期間等は、資料編「12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

【資料編】12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

1 捜索隊の設置

行方不明者の捜索を迅速、的確に行うため、関係機関の協力により必要に応じ消防本部に捜索隊を設置し、遺体の捜索を実施する。

捜索隊の編成については、行方不明者数及び捜索範囲等の状況を考慮し、消防班を中心に各班員をもって編成する。

2 捜索の方法

捜索に当たっては、災害の規模、地域、その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行う。

3 行方不明者の発見後の収容及び処理

(1) 負傷者の収容

捜索隊が負傷者及び病人等、救護を要する者を発見したとき、又は警察及び第十管区海上保安本部（那覇海上保安部）等の救護を要する者の引き渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。

(2) 医療機関との連携

捜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように、保健衛生班及び医療機関等との連絡をあらかじめとっておく。

第3 遺体の取扱い

1 遺体の収容・安置

町は、遺体を収容、一時安置するための施設をあらかじめ選定しておき、必要に応じ、遺体収容施設を設置する。

捜索隊が発見した遺体は、速やかに警察の検視及び医師の検案を受けた後、又は警察等から遺体の引き渡しを受けたときは、直ちに公民館及び学校等、適当な施設に搬送・収容する。

また、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の施設に仮設）の一時安置場所に収容し、埋葬の処理をとるまで保管管理する。

2 遺体の調査、身元確認

発見された遺体については、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則）、海上保安庁遺体取扱規則（昭和45年）の規程により、警察官又は海上保安官は所要の遺体見分調査書を作成する。

遺体の調査、身元確認等は、医師及び歯科医師等の協力を得て行う。

また、受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して、死亡地を管轄する市町村へ引き渡す。

3 遺体の処理

遺体について医師による死因、その他の医学的検査を実施する。

調査及び医学的検査を終了した遺体については、遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

町は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体取扱いに伴う感染予防のための資機材を整備し、検視場所及び遺体安置所への配備に努める。

第4 遺体の埋（火）葬

埋葬又は火葬は町長が実施する。納骨は遺族が行うが遺族のない者については、町が実施する。身元の判明しない遺体や遺族等が判明していても災害時の混乱で遺体を引き取ることができないとき、及び災害時の混乱の際死亡した者等は、埋（火）葬に付す。

第5 広域火葬

町のみでは火葬が困難な場合は、県に広域火葬を要請する。

県は、火葬が可能な施設を把握し、火葬の受入れ、火葬場までの遺体の搬送を調整する。

第6 災害救助法が適用された場合の被災者の救出、遺体の処理及び埋葬等

災害救助法が適用された場合の被災者の救出、遺体の捜索、処理及び埋葬についての費用及び期間は資料編「12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

【資料編】12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 障害物除去等の実施責任者	○			建設経済対策部（土木班）、各関係班	県、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）等
第2 障害物の除去	○			建設経済対策部（土木班、経済振興班）	県、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）等
第3 災害廃棄物の処理	○			住民福祉対策部（保健衛生班）	県等

この計画は、災害のために住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物が日常生活に著しく支障を及ぼしている場合に、それらの除去を行うためのものである。

第1 障害物除去等の実施責任者

災害時における障害物の除去は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うことができる。災害救助法が適用されない場合にあっても、町長が実施の必要を認めたときは、町長が実施する。

また、障害物が公共その他の場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が行う。

第2 障害物の除去

災害救助法が適用された場合の障害物の除去の費用及び期間等は、資料編「12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

【資料編】12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

1 住居又はその周辺に運ばれた障害物

町は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を、災害救助法に基づき実施する。

区 分	内 容
対象者	○当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること。 ○住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること。 ○自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること。
除去の方法	町は、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。

2 倒壊住宅

町は、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

3 道路関係障害物

道路管理者は、死体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去するものとし、特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

4 河川・漁港関係障害物

河川管理者及び漁港管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。

また、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。

第3 災害廃棄物の処理

1 災害廃棄物処理体制の確保

町は、災害発生時に排出する多量の廃棄物を速やかに、かつ、円滑に処理する体制を確保するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月）及び「沖縄県災害廃棄物処理計画」（平成29年3月）又はこれを踏まえて市町村が策定する災害廃棄物処理計画に基づき処理体制を速やかに確保する。

町は、廃棄物処理が町のみでは困難な場合、県及び関係団体と連携し、情報提供や技術的な助言等を行い、広域処理体制を構築する。

2 仮置場、最終処分地の確保

町内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、町は県に対し、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保等について、支援を要請する。

3 リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、県においては、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を環境省と連携して行う。

4 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

第23節 住宅応急対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 住宅応急対策の実施責任者		○		建設経済対策部（都市計画班）	県等
第2 応急仮設住宅の設置等		○		建設経済対策部（都市計画班）	県等
第3 住宅の応急修理		○		建設経済対策部（都市計画班）	県等
第4 住家の被災調査		○		総務対策部（基地・安全対策班、 税務班）、建設経済対策部（都市 計画班）	県等
第5 被災者台帳の作成		○		総務対策部（基地・安全対策班）、 住民福祉対策部（福祉班）	県等

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損したため居住することができなくなり、自力で住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理、その他を実施するためのものである。

第1 住宅応急対策の実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、町長が行う。

災害救助法が適用されたとき、町長は知事の補助を行う。ただし、知事が必要であると認めるときは、町長が行うことができる。

第2 応急仮設住宅の設置等

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供与の費用及び期間等は、資料編「12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

【資料編】12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

1 対象者

応急仮設住宅の入居対象者は、住家が全壊（焼）又は流失し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。

2 設置の方法

応急仮設住宅の設置は、県（権限を委任した場合は町）が直接又は建築業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行う。

3 設置戸数

設置戸数は、住家が全壊（焼）、又は流失した世帯の3割以内とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その承認を得て数の引き上げをすることができる。

また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

4 設置場所

設置場所は原則として町有地とするが、やむを得ない場合に限り私有地を借用して設置する。

5 規模及び費用

応急仮設住宅の1戸当りの規模及び費用は、以下のとおりとする。

（建設型応急住宅）

基準別	基準内容
1戸当り規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。
設置費用	設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。

（賃貸型応急住宅）

基準別	基準内容
1戸当り規模	世帯の人数に応じて（建設型応急住宅）に定める規模に準ずる。
設置費用	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

6 着工及び供与期間

応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工する。

また、応急仮設住宅として被災者に供与できる期間は完成の日から建築基準法第85条第3項による期限内（最高2年以内）とする。

7 要配慮者に配慮した仮設住宅

町は、高齢者等要配慮者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を仮設住宅として設置できる。

8 入居者の選定

入居者の選定に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の入居を優先する。

9 賃貸住宅借り上げによる収容

町は、応急仮設住宅の設置に代えて賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

10 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

11 公営・民間住宅の確保

(1) 公営住宅の確保

町は、町営住宅の応急仮設住宅としての利用・確保に努める。町営住宅の利用は、災害発生の日から3年間（公営住宅法第24条）に限る。

また、一時入居住宅として、正規の入居資格要件の有無を問わないものとする。

(2) 民間住宅の確保

民間の空き家等の賃貸住宅を借り上げ、仮設住宅としての利用確保に努める。

第3 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の被災した住宅の応急修理の費用及び期間等は、資料編「12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

【資料編】12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

1 対象者

住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

2 修理の方法

住宅の応急修理は県（権限を委任した場合は町）が直接又は建築事業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行う。

応急修理は居室、炊事場及びトイレ等のような、生活上欠くことのできない最小限度に必要な部分を対象とする。

3 戸数

住家が半壊（焼）した世帯数の3割以内とする。該当者の選定は、生活能力が低いものより順次選ぶものとする。（沖縄県の規定に準ずる。）

4 費用

住宅の応急修理は、居室、炊事場、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり以下に掲げる額以内とする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円

5 期間

住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。

第4 住家の被災調査

町は、罹災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊及び準半壊に至らない（一部損壊）の区分で判定を行う。

また、被災した建物について応急危険度を判定し、「危険」と判断された建築物を優先して住民に解体、撤去の措置を促す。自力で撤去できないものについては、町長が必要と認めた場合において実施する。

第5 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されるように努める。

県は、災害救助法に基づく被災者の救助を行った者について、被災者台帳を作成する町から情報提供の求めがあったときは、被災者台帳に関連する情報であって自らが保有するものを提供する。

第24節 二次災害の防止計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 二次災害防止計画の実施責任者	○			建設経済対策部（都市計画班）	県
第2 被災建築物の応急危険度判定	○			建設経済対策部（都市計画班）	県
第3 被災宅地の危険度判定	○			建設経済対策部（都市計画班）	県
第4 降雨等による水害・土砂災害の防止	○			建設経済対策部（土木班、経済振興班）	県、沖縄気象台、沖縄総合事務局
第5 高潮、波浪等の対策	○			建設経済対策部（土木班、経済振興班）	県等

この計画は、被災建築物等の二次災害の防止を図るとともに、二次災害の発生に備えて災害の発生に備え避難対策を講ずるためのものである。

第1 二次災害防止計画の実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、町が実施する。

町は、応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定を実施するに当たって、県に対し技術的な支援を要請する。

第2 被災建築物の応急危険度判定

町は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、町の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

町は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

第3 被災宅地の危険度判定

町は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、町の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等

の支援を行う。

町は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難指示等の必要な措置をとる。

第4 降雨等による水害・土砂災害の防止

沖縄県内で震度5強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨（土砂災害）警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

町は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、二次災害防止対策を実施する。特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する必要がある。

第5 高潮、波浪等の対策

県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事及び市町村と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。

町は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

第25節 教育対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 教育対策の実施責任者		○		教育対策部（全担当班）	県教育委員会、 県教育事務所
第2 応急教育対策		○		住民福祉対策部（福祉班）、教育対策部（教育総務班、学校教育班）	県教育委員会、 県教育事務所
第3 学校給食対策		○		教育対策部（学校教育班、教育協力班）	県教育委員会、 県教育事務所
第4 社会教育施設等の対策		○		教育対策部（社会教育班、生涯学習班）	県教育委員会、 県教育事務所
第5 罹災児童・生徒の保健管理		○		教育対策部（学校教育班）	県教育委員会、 県教育事務所
第6 文化財の保護		○		教育対策部（文化教育班）	

この計画は、文教施設又は児童・生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合に応急教育の確保を図るためのものである。

第1 教育対策の実施責任者

災害時の教育に関する応急対策の実施責任者は、以下のとおりとする。

実施責任者	実施内容
町教育委員会	町立小・中学校の児童・生徒に関する応急教育
各学校長	災害発生時の学校内の応急措置
町長（教育対策部）	町立小・中学校、その他町立文教施設の災害応急復旧
町長（教育対策部）	災害救助法による教科書、教材及び学用品支給（知事の補助機関として実施）

第2 応急教育対策

災害時における応急教育は概ね以下の要領による。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与の費用及び期間等は、資料編「12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

【資料編】12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

1 学校施設の確保

災害の規模及び被害の程度により、以下の施設を利用する。

○校舎の一部が使用できない場合は特別教室、屋内体育施設等を利用する。不足するときは、二部授業等の方法により実施する。

- 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、公民館等の公共的施設を利用し、又は、隣接学校の校舎等を利用する。
- 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校又は被害をまぬがれた公民館等の公共的施設等を利用する。
なお、利用すべき施設等がないときは応急仮校舎の建設をする。
- 町教育委員会は、応急教育に当たって町内に適当な施設がない場合は、県教育事務所を通じて県教育委員会に対して施設の提供につき要請を行う。

2 教育職員の確保

町教育委員会は、県教育委員会及び県教育事務所と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な教育を行い、教育上の混乱をまねかないよう教育職員の確保に努める。

教員免許所有者で、現に教職に携わっていない者を臨時に確保することを検討する。

3 教科書、教材及び学用品の支給方法

(1) 被災児童・生徒及び教科書の被害状況の調査報告

町は被災した児童・生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより県教育委員会に報告する。

県教育委員会は、町からの報告に基づき必要に応じて、現品入手の手続を行う。

(2) 支給

ア 災害救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給

給与の対象となる児童・生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握し、教科書にあっては、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。

なお、文房具、通学用品にあっては、前記給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。

イ 災害救助法適用世帯以外の児童・生徒に対しては、町又は本人の負担とする。

4 休校措置

大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとる。

休校措置が登校前に決定したときは、直ちにその旨を放送（防災行政無線、報道機関等）、その他確実な方法により児童・生徒に周知する。

休校措置が登校後に決定し、児童・生徒を帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等を行う。

5 被災児童・生徒の転校及び編入

被災児童・生徒の転校及び編入については、教育長が別に定める。

第3 学校給食対策

町教育委員会及び県立学校長は、応急給食について県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議の上、実施する。

第4 社会教育施設等の対策

社会教育施設等の施設は災害応急対策のために利用される場合が多いことから、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設等の応急修理等を速やかに実施する。

第5 罹災児童・生徒の保健管理

町は、罹災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

第6 文化財の保護

1 文化財所有者等の措置

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を以下の機関へ報告する。

区 分	報 告 先
町指定の文化財	町教育委員会
県指定の文化財	県教育委員会
国指定の文化財	県教育委員会（県から文化庁へ報告）

2 町教育委員会の措置

教育対策部文化教育班は、文化財が被害を受けた場合は、町文化財調査審議会の意見を参考に被害状況を収集調査し、その結果を県に報告するとともに文化財的価値が及ぶ限り速やかに復旧・維持しうよう、管理団体（主として保有者）の協力を得て対策を立てる。

第26節 危険物等災害応急対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 石油類		○		総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班）、消防対策部（消防班）	沖縄警察署、県警察本部、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）、県等
第2 高圧ガス類		○		総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班）、消防対策部（消防班）	沖縄警察署、県警察本部、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）、県等
第3 火薬類		○		総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班）、消防対策部（消防班）	沖縄警察署、県警察本部、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）、県等
第4 毒物劇物		○		総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班）、消防対策部（消防班）	沖縄警察署、県警察本部、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）、県等

この計画は、危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するためのものである。

第1 石油類

1 危険物施設の責任者の措置

消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等の関係機関に通報する。

- 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。
- タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
- 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

2 町の措置

町は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難指示及び広報活動等を実施する。

3 警察の措置

県警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

4 第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）等の措置

第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

第2 高圧ガス類

1 高圧ガス保管施設責任者の措置

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報する。

- 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。
- 充填容器等を安全な場所に移す。

2 町の措置

町は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難指示等を実施する。

3 県の措置

県は、以下の保安措置を行う。

- 高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。
- 高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- 高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

4 警察の措置

県警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

5 第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）等の措置

第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

第3 火薬類

1 火薬類保管施設責任者の措置

火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等の関係機関に通報する。

- 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- 時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。
- 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

2 町の措置

町は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難指示等を実施する。

3 県の措置

県は、以下の保安措置を実施する。

- 火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。
- 火薬類保管施設管理者及び消費者、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- 火薬類の消費者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。

4 警察の措置

県警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

5 第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）等の措置

第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

第4 毒物劇物

1 毒物劇物保管施設責任者の措置

毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏れ、流出し、染み出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報する。

- タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。
- 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

2 町の措置

町は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難指示等を実施する。

3 県の措置

県は、施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施する。

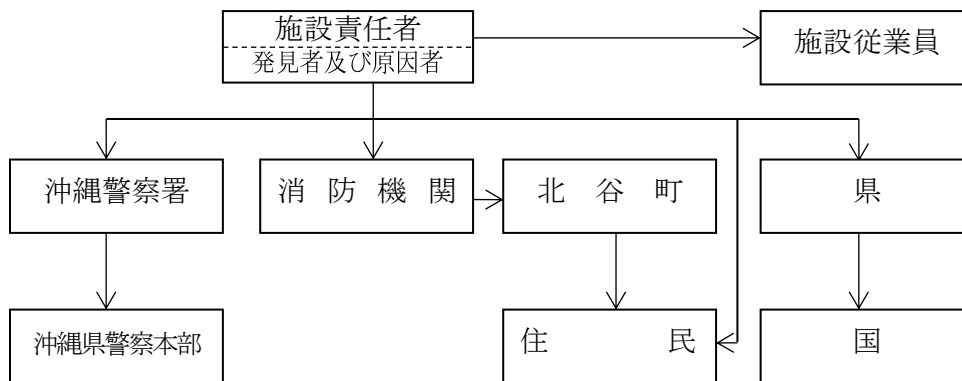
4 警察の措置

県警察は、施設の責任者その他関係機関と連携して負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

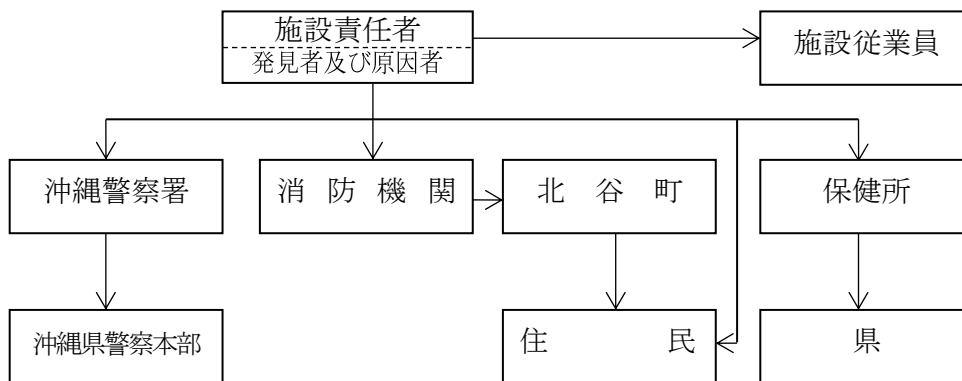
5 第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）等の措置

第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

《危険物等災害の通報連絡系統図（石油類、高圧ガス類、火薬類）》



《危険物等災害の通報連絡系統図（毒物・劇物）》



第27節 在港船舶対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 船舶の被害防止対策	○			総務対策部（基地・安全対策班）、建設経済対策部（経済振興班）、消防対策部（消防班）	第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）、沖縄総合事務局、沖縄警察署、北谷町漁業協同組合等
第2 津波避難	○			総務対策部（基地・安全対策班）、消防対策部（消防班）	各関係機関

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、港内在泊船の万全を期するため、防災関係機関が相互に連携し、速やかな避難措置等をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるとともに、船舶の被害防止を図るためのものである。

第1 船舶の被害防止対策

災害が発生するおそれがある場合は、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）、沖縄総合事務局、沖縄警察署、町及び北谷町漁業協同組合等関係機関が無線連絡等又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、以下の措置を講ずる。

- 港内停泊船は、安全な海域に移動させる。
- 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときはけい留方法について指導する。
- 荷役中の船舶は、速やかに荷役を終了又は中止させる。
- 航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう指示する。
- 災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

第2 津波避難

津波に対する船舶等の避難は、本章「第8節 避難計画」に定めるところによるものとする。

第28節 労務供給計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 労務供給の実施責任者		○		総務対策部（総務班）	沖縄公共職業安定所等
第2 労務者の供給の方法		○		総務対策部（総務班）	沖縄公共職業安定所等
第3 災害救助法による賃金職員等の雇上げ		○		総務対策部（総務班）	沖縄公共職業安定所等
第4 従事命令、協力命令		○		総務対策部（総務班）	県警察、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）、自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖縄基地隊）等

この計画は災害応急対策実施のため、各実施機関における職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合に、必要な労務の供給を実施するためのものである。

第1 労務供給の実施責任者

災害応急対策に必要な労務者の雇用は、町長が行う。

ただし、町において必要な労務者の確保が困難な場合は、当該実施機関の要請により公共職業安定所において供給の支援を行う。

第2 労務者の供給の方法

1 供給手続

町長は、沖縄公共職業安定所長（ハローワーク）に対し、以下の事項を明示して労務者の供給を依頼する。

- | | |
|---------|-----------|
| ○必要労務者数 | ○就労場所 |
| ○作業内容 | ○労働時間 |
| ○賃金 | ○その他必要な事項 |

2 賃金の基準

賃金の基準は、北谷町臨時職員の賃金を基準とし、災害時の事情等を勘案して決定する。

3 賃金の支払い

賃金の支払い事務は、「北谷町臨時職員の任用、給与、服務及び勤務条件等に関する規則」に準じて、その担当班の所属課が行う。

4 労務者の輸送方法

労務者の輸送は、原則として町の車両によって行う。

第3 災害救助法による賃金職員等の雇上げ

町が実施する、災害救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

1 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は以下のとおりとする。

区 分	内 容
被災者の避難誘導賃金職員等	災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。
医療及び助産における移送賃金職員等	○医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。 ○医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員等を必要とするとき。 ○傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。
被災者の救出賃金職員等	被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。
飲料水の供給賃金職員等	飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。
救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等	以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。 ○被服、寝具、その他の生活必需品 ○学用品 ○炊き出し用の食料品、調味料、燃料 ○医薬品、衛生材料
死体捜索賃金職員等	死体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。
死体の処理（埋葬を除く）賃金職員等	死体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

2 賃金職員等雇上げの特例

上記のほか、埋葬、炊き出しその他救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合、町は、以下の申請事項を明記して県（住民生活班）に申請する。

- 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目
- 賃金職員等の所要人員

- 雇上げを要する期間
- 賃金職員等雇上げの理由

3 雇上げの費用及び期間

(1) 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。

(2) 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間とする。

第4 従事命令、協力命令

1 従事命令、協力命令の要領

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は資料編「13 従事命令等の種類と執行者、命令対象者」の要領によって、従事命令、協力命令を発する。

2 傷害等に対する補償（基本法第84条第1項）

町は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により町長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病となったときは、基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

3 損失等に対する補償（基本法第82条第1項）

町は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行う。

【資料編】13 従事命令等の種類と執行者、命令対象者

第29節 民間団体の活用計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 民間団体活用の実施責任者	○			総務対策部(基地・安全対策班)、各関係班(各関係課)	
第2 協力要請	○			総務対策部(基地・安全対策班)、各関係班(各関係課)	

この計画は、災害の規模が大きく地域社会の災害応急対策の円滑迅速な処理を行うため、民間団体の協力を図るためのものである。

第1 民間団体活用の実施責任者

民間団体の活用は、町長が民間団体の協力を求めて行う。

大規模な被害又は広範囲にわたる災害が発生した場合、若しくは本町のみで処理できない場合においては、県又は隣接市町村に協力を求めて行う。

《協力要請対象団体》

- | | | |
|-------|----------|-------|
| ○各自治会 | ○女性団体 | ○青年団体 |
| ○民間企業 | ○その他各種団体 | |

第2 協力要請

1 要請の方法

協力を要する作業に適する団体の長に対し、以下の事項を明示して協力要請を行う。

- | | |
|-------------|-----------|
| ○協力を必要とする理由 | ○作業の内容 |
| ○期間 | ○従事場所 |
| ○所要人数 | ○その他必要な事項 |

2 活動内容

活動内容は被害の程度によって異なるが、概ね以下のとおりとし、各自の体力、経験等に応じて可能な活動に当たる。

- | |
|--------------------------------------|
| ○災害現場における応急措置と患者等の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕 |
| ○医療救護所の設置に必要な準備、医療救護所における患者等の世話等の奉仕 |
| ○被災者に対する炊出し、給水の奉仕 |
| ○警察官等の指示に基づく被災者の誘導 |
| ○関係機関の行う被害調査、警報連絡の奉仕 |
| ○その他危険の伴わない災害応急処置の応援 |

第30節 ボランティア受入計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 ボランティアの募集		○		住民福祉対策部 (福祉班)	町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、日本赤十字社 沖縄県支部等
第2 ボランティアの受入れ		○		住民福祉対策部 (福祉班)	町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、日本赤十字社 沖縄県支部等
第3 ボランティアの活動内容		○		住民福祉対策部 (福祉班)	町社会福祉協議会、県社会福祉協議会
第4 ボランティアの活動支援		○		住民福祉対策部 (福祉班)	町社会福祉協議会、県社会福祉協議会

この計画は、大規模災害の発生時において、町の防災関係職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態に陥った場合、ボランティア団体等の協力を得て、災害応急対策を円滑に実施するため、町社会福祉協議会との連携のもとボランティア団体の参加を求めるとともに、受入体制を整備するためものである。

第1 ボランティアの募集

1 受入体制の整備

町は、町社会福祉協議会及び日本赤十字社等関係機関と連絡をとりながらボランティア活動が円滑に実施できるように受入れ体制を整備する。

2 ボランティア窓口の設置等

町及び町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会が設置する災害救援ボランティアセンター（以下「県災害ボランティアセンター」という。）と連携して本町における被災地災害救援ボランティアセンター（以下「町災害ボランティアセンター」という。）の立ち上げ及びボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、被災地におけるボランティアニーズを把握し、ボランティア募集に係る広報に努める。

3 協力要請（要請方法）

町は、協力を要する作業に適する団体の長に対し、以下の事項を明示して協力を要請する。

- | | |
|-------------|--------------|
| ○協力を必要とする理由 | ○作業の内容 |
| ○期間 | ○従事場所 |
| ○所要人員 | ○その他、必要とする事項 |

第2 ボランティアの受入れ

町災害ボランティアセンターは、県災害ボランティアセンター、町及び県、社会福祉協議会、日本赤十字社及び地域のボランティア団体等と連携し、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制を整備する。

また、ボランティアの受入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

さらに、ボランティアの受入事務（受付、活動調整、現地誘導等）には、地域のボランティアや住民組織からの人員の派遣等により実施する。

第3 ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、以下のとおりとする。

区 分	内 容
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護（医師、看護師、助産師等） ○無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者） ○外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者） ○住宅の応急危険度判定（建築士） ○その他災害救助活動において専門技能を要する業務
一般ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ○炊出し ○清 掃 ○災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 ○被災地外からの応援者に対する地理案内 ○軽易な事務補助 ○危険を伴わない軽易な作業 ○指定避難所における各種支援活動 ○その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務 ○災害ボランティアセンターの運営に関する支援 ○その他必要なボランティア活動

第4 ボランティアの活動支援

町及び町社会福祉協議会は、ボランティア活動の支援に当たって、県、県社会福祉協議会等と連携のもと、行動マニュアル等に基づき、以下のような役割分担のもと、各対策を実施する。

1 活動場所の提供

県災害ボランティアセンター及び町災害ボランティアセンターの役割は以下のとおりである。

区 分	内 容
県災害ボランティアセンターの役割(沖縄県社会福祉協議会(県総合福祉センター)、県庁舎)	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの活動方針の検討 ○全体の活動状況の把握 ○ボランティアニーズの全体的把握 ○ボランティアコーディネーターの派遣調整 ○各組織間の調整。特に行政との連絡調整 ○ボランティア活動支援金の募集、配分 ○被災地災害ボランティアセンターの立ち上げ及び継続的活動支援
町災害ボランティアセンターの役割(町社会福祉協議会、役場庁舎等)	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等のボランティア活動の統括 ○一般ボランティアの受付、登録(登録者は本部へ連絡) ○一般ボランティアのオリエンテーション(ボランティアの心得、活動マニュアル) ○ボランティアの紹介 ○ボランティアニーズの把握とコーディネーション ○ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

2 設備機器の提供

町は、可能な限り、電話、FAX、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。

3 情報の提供

町は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって情報の共有化を図る。

なお、提供するに当たっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、住民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

4 ボランティア保険

町は、ボランティア保険の加入に際して金銭面の支援に努める。

5 ボランティアに対する支援物資の募集

町は、ボランティアが必要としている物資について、報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第31節 公共土木施設応急対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 公共土木施設応急対策	○	○		建設経済対策部(土木班、経済振興班)	町内建設業者、県等
第2 施設の防護	○	○		建設経済対策部(土木班、経済振興班)	県、第十一管区海上保安本部(那覇海上保安部)等
第3 応急措置	○	○		建設経済対策部(土木班、経済振興班)	町内建設業者、県等
第4 応急工事	○	○		建設経済対策部(土木班、経済振興班)	町内建設業者、県等

この計画は、災害時における町内の公共施設のほか、道路及び河川、漁港等の公共土木施設の応急対策を円滑に実施するためのものである。

第1 公共土木施設応急対策

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は、本町の地域を管轄する指定地方行政機関等とそれぞれの施設の管理者が連携・調整の上、行う。

1 町における要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、以下の措置を講じる。

- 応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法
- 町内建設業者の現地把握及び緊急時における調達の仕方

2 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図る。

3 町施設及びその他の公共施設の応急対策

(1) 町施設の応急対策

災害が発生した場合、本庁舎、保健相談センター、ちやたんニライセンター、各地区公民館等の町公共施設、社会福祉施設の管理者は、利用者の安全確保と施設機能回復のため、以下のような応急措置を講ずる。

- 避難対策の実施
- 混乱の防止
- 施設入所者の人命救助
- 施設が被災した場合、安全確保のため立ち入り禁止措置
- 本部への通報
- 施設の応急復旧活動の実施

(2) 施設利用者・入所者の安全確保

- ア 施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。
- イ 避難対策で講じた応急措置のあらましを本部へ速やかに報告する。
- ウ 館内放送、職員の案内等により、災害時における混乱の防止措置を講ずる。

(3) 施設建物の保全

施設建物の保全は、防災活動の拠点となるものについて、重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査の上、以下の措置をとる。

区 分	内 容
応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ○危険個所の緊急保安措置、危険防止の保全措置を実施する。 ○機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。 ○電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が対応困難な場合は関係機関の応援を得て実施する。
その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査 ○ガラス類等の危険物の処理 ○危険個所への立ち入り禁止の表示 ○社会福祉施設は、「要配慮者」のための専用避難所となることの想定

第2 施設の防護

1 道路施設の防護

(1) 被害状況の調査・把握

町は、管理に属する道路に被害が発生した場合は、道路パトロールにより被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、以下の状況を本部長、県道路管理課及び中部土木事務所長に報告する。

また、町長は、自動車の運転者が、地区の住民等が決壊崩土、橋梁流出等の災害を発見した際に直ちに町長に報告するよう、常時指導・啓発する。

<ul style="list-style-type: none"> ○被害の発生した日時及び場所 ○被害の内容及び程度 ○迂回道路の有無
--

(2) 道路管理者及び敷設占用施設等管理者への通報

町道以外の道路が損壊等により通行に支障をきたす場合は、道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。

また、道路各占用施設（上・下水道、電気、電話等）の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び道路管理者にその旨を通報する。

なお、自動車の運転者、地区の住民等が決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した際に直ちに町長に報告するよう、常時指導・啓発しておく。

(3) 交通規制

通行が危険な路線・区間は、警察署に通報し、通行止め、交通規制等の措置を講じるよう要請する。

また、周知措置等、住民の安全確保のための措置をとる。

2 漁港施設の防護

町は、管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、速やかに以下の事項を本部長、県（中部農林土木事務所長等）に報告する。

港内の船舶交通に支障がある場合は、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）に通報し海上交通の安全確保を要請する。

- 被害の発生した日時及び場所
- 被害内容及び程度
- 泊地内での沈没船舶の有無

第3 応急措置

1 道路施設の応急措置

道路管理者は、被害を受けた町道について町内建設業者等の協力により、全力を挙げて応急復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は、直ちにこれを利用して交通を確保する。

なお、町道以外の道路について、事態が緊急を要し当該道路管理者による応急復旧を待たないとまがない場合は、必要最小限度の範囲で応急復旧を実施する。

また、道路の応急復旧が困難な場合は、知事又は自衛隊に対し応援を求める。

2 漁港施設の応急措置

漁港管理者は、災害により漁港施設に被害が発生した場合は、町内建設業者等の協力より全力をあげて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため、十分な応急措置を行い、背後の民家を防護する。

第4 応急工事

1 応急工事の体制

(1) 要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、以下の措置を講ずる。

- 応急工事の施行に必要な技術者、技術者の現状把握及び緊急時における動員方法
- 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

(2) 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図る。

2 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、以下により災害時における応急工事の迅速な実施を図る。

(1) 道路施設

ア 応急工事

被害の状況に応じて概ね以下の仮工事により、応急の交通確保を図る。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○障害物の除去○路面及び橋梁段差の修正○排土作業又は盛土作業○仮舗装作業○仮道、さん道、仮橋等の設備 |
|--|

イ 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施する。

ウ 仮設道路の設置

道路が破損し、復旧が不可能で他に交通の方法がない場合は、関係機関と協議の上、仮設道路を設置する。

(2) 漁港施設

ア 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施行する。

イ 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。

ウ けい留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

3 河川管理施設の応急対策

災害により、河川及び排水機場等の施設が被害を受けた場合は、各施設を所管する機関と協力して、応急復旧に努め、排水に全力を尽くす。

(1) 応急措置

ア 施設の巡視

上下水道班及び土木班、消防対策部は、災害が発生した場合には、管内施設の被害を調査し、その情報を本部長、県に報告する。

イ 被害発生時の措置

災害により河川管理施設に被害が発生した場合は、直ちに県に報告し、以下の措置を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○移動排水ポンプの派遣要請○排水作業○内水被害の拡大防止○技術指導の要請 |
|---|

(2) 応急工事

堤防、護岸、水門、海岸等の被害について調査し、速やかに応急工事を県に要請する。

第32節 ライフライン等施設応急対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 電力施設応急対策	○	○		総務対策部(基地・安全対策班)	沖縄電力(株)
第2 ガス施設応急対策	○	○		総務対策部(基地・安全対策班)、消防対策部(消防班)	各ガス関係業者、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会、警察、消防機関
第3 上水道施設応急対策	○	○		上下水道対策部(上下水道班)	町内給水工事指定店、沖縄県企業局、各水道事業体等
第4 下水道施設応急対策	○	○		上下水道対策部(上下水道班)	県等
第5 電気通信設備応急対策	○	○		総務対策部(基地・安全対策班)	電気通信関係機関

この計画は、ライフライン(電気、通信、ガス、上・下水道)の災害応急対策について迅速、適切な対応を行うためのものである。

第1 電力施設応急対策

電力施設に関する災害時の電力供給のための応急対策は、以下によるものとする。

1 実施方針

沖縄電力(株)における応急対策は、同社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施する。

2 関係機関との協力体制

被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力(株)は、電力施設復旧の処理に当たって大口需要家及び関係する市町村と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県災害対策本部(総括情報班)と協議して措置をとる。

《実施連絡機関》

機関の名称	所在地	電話
沖縄電力株式会社	浦添市牧港 5-2-1	877-2341
沖縄電力株式会社うるま支店	うるま市字江洲 358-2	

第2 ガス施設応急対策

ガス施設に関する災害応急対策は、北谷町管轄の各ガス関係業者が定める保安規定により各業者が実施する。なお、同規定は、ガス供給施設工事、維持及び運用に関して安全を確保し、かつ災害、その他非常時にとるべき措置等について定める。

1 連絡体制

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に（一社）沖縄県高圧ガス保安協会、消防機関、警察に連絡する。

休日及び夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

2 事故の処理

事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、地域住民の避難、救出等事故の拡大防止に努める。また、整備点検調査を行い、事故原因を究明する。

第3 上水道施設応急対策

上水道施設の復旧に当たっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

また、被災者に対しては、給水車等、備蓄飲料水、簡易浄水装置、雑用水源等の活用など速やかに緊急給水を実施する。

1 復旧の実施

(1) 管路の復旧

管路の復旧に当たっては、随時配水系統等の変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき被害の程度や復旧の難易、被害箇所の重要度及び給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から準じ復旧を行う。

(2) 給水装置の復旧

ア 公道内の給水装置

公道内の給水装置の復旧は、配水管復旧及び通水と平行して実施する。

イ 一般住宅等の給水装置

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕の申込みがあったものについて実施する。その場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を必要とする変電所等を優先して実施する。

2 広域支援の要請

県は、水道事業者等による相互の支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。その際、簡易水道等の小規模水道事業の応急復旧に対する支援に配慮する。

水道事業者等は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認などを行う。

3 災害広報

応急復旧の公平感を確保するため、情報収集及び伝達手段の確立を図るとともに、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について広報に努める。

《実施連絡機関》

機関の名称	所在地	電話
北谷町上下水道課	北谷町宇桑江 221	936-3923

第4 下水道施設応急対策

下水道施設に被害が発生した場合、町は県と連携し、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠柵及び取付管等の復旧を行う。

1 ポンプ場の復旧

ポンプ場において停電が発生した場合は、非常用発電機及び可搬式ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設機能回復を図る。

2 管渠施設の復旧

管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合は、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を利用して復旧に努める。

《実施連絡機関》

機関の名称	所在地	電話
北谷町上下水道課	北谷町宇桑江 221	982-7713

第5 電気通信設備応急対策

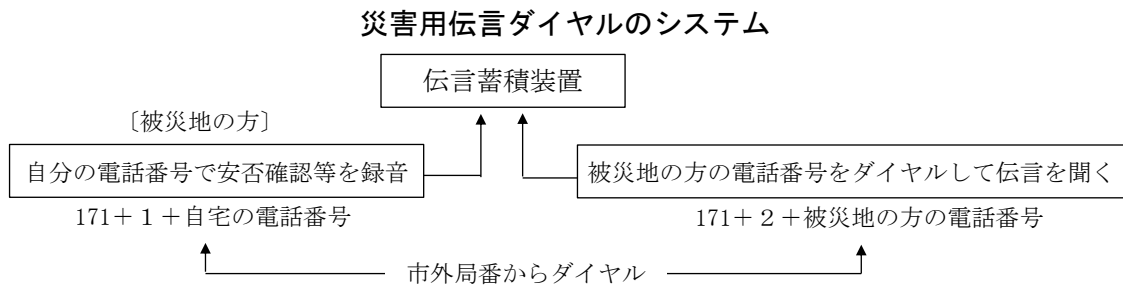
電気通信関係機関は、県地域における災害時の電気通信確保のための応急対策について、各社の定める防災業務計画に基づき実施する。

なお、NTT西日本が、被災地域への通信の疎通確保対策として運用する災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板は、次ページのとおりである。

《災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板（NTT西日本）》

(1) 災害用伝言ダイヤル（171）

災害用伝言ダイヤルとは、災害時に被災者の安否確認による電話の輻輳を避けるため、被災者の親戚・知人等が直接被災者に電話せず、全国に設置された伝言蓄積装置を通して録音・再生できるボイスメールである。



項目	内容
伝言の録音、再生が可能な電話番号（キー）	NTT加入電話、ISDN、ひかり電話、携帯電話、PHS、IP電話
利用可能電話	NTT加入電話、ISDN（ダイヤル式不可）、公衆電話、ひかり電話（ダイヤル式不可）、災害時に避難所等へ設置される特殊公衆電話、携帯電話・PHS
伝言蓄積数	1電話番号当たり1～20伝言（災害の状況により異なる）
伝言録音時間	1伝言30秒以内
伝言の保存期間	提供終了まで（災害の状況により異なる）
伝言の消去	保存期間経過時に自動消去（災害の状況により異なる）
利用料金	伝言蓄積等のセンター利用料、NTT加入電話からの通話料は無料。その他の通信事業者の通話料はそれぞれが定める料金
暗証番号付き伝言	4桁の暗証番号 （録音：171 + 3 + 暗証番号、再生：171 + 4 + 暗証番号）

(2) 災害用伝言板（web171）

災害用伝言板とは、災害等の発生時、被災地域（避難所等含む）の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）を登録できるものである。登録された伝言情報は、電話番号をキーとして全国（海外含む）から閲覧でき、追加の伝言を登録することもできる。

伝言の登録	① https://www.web171.jp/ へアクセスし、伝言を登録したい電話番号を入力して「登録」をクリック ②氏名、安否、伝言を入力して登録する
伝言の確認	① https://www.web171.jp/ へアクセスし、伝言を確認したい電話番号を入力して、「確認」をクリック ②伝言の内容を確認する

項目	内容
伝言の登録が可能な電話番号	NTT加入電話、ISDN、ひかり電話、携帯電話、PHS、IP電話
伝言の登録数	伝言板（伝言メッセージボックス）当たり 20 件
伝言板（伝言メッセージボックス）数	利用者情報なしの場合：1 件 利用者情報ありの場合：最大 20 件
伝言保存期間	最大 6 箇月（災害の状況により異なる）
登録可能な伝言	定型文及びテキスト情報
伝言の消去	最大伝言登録数を超える場合は、古いものから削除。伝言保存期間（最大 6 箇月）を経過した時点及び運用終了時には全ての伝言が削除
認証設定	利用者情報を事前登録することにより、伝言板への登録・閲覧の認証設定が可能。事前登録時に通知先としてメールアドレスを設定し、設定されたメールアドレスをキーとして、伝言板への認証が可能となる。

【資料編】 11-10 災害用伝言版

第33節 農林水産物応急対策計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 農林水産物の対策		○		建設経済対策部（経済振興班）	沖縄県農業協同組合北谷支店、北谷町漁業協同組合、県等
第2 農産物応急対策		○		建設経済対策部（経済振興班）	沖縄県農業協同組合北谷支店、県等
第3 家畜応急対策		○		建設経済対策部（経済振興班）	沖縄県農業協同組合北谷支店、県等
第4 水産物応急対策		○		建設経済対策部（経済振興班）	北谷町漁業協同組合、県等

この計画は、災害時における農林水産関係の災害応急対策を行い、これら農林水産業の経営の安定を図るためのものである。

第1 農林水産物の対策

1 実施責任者

災害時における農林水産物の応急対策計画は、県の指導に基づき町長が行う。

2 農林水産物の事前及び事後対策

(1) 事前対策

町は、農林水産物に被害を及ぼす災害発生又は発生するおそれのあるとき、直ちに事前措置を樹立し、広報車を通じて周知徹底を図るとともに、農漁協、各自治会長並びに関係団体を通じて事前対策について指導を行う。

(2) 事後対策

町は、災害発生により農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに再生産対策を樹立し、農漁家を対象とした督励に努めるほか、農協、漁協、各自治会並びに関係団体の相互協力のもとにその対策を実施する。

第2 農産物応急対策

1 種苗対策

災害により農作物のまきかえ及び植え替えを必要とする場合、町は、沖縄県農業協同組合北谷支店に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告する。

町長の要請を受けた沖縄県農業協同組合北谷支店は、直ちに要請をとりまとめ管内で確保できないものについては、上部機関の沖縄県農業協同組合等に種苗の購買を発注して必要量を確保する。

2 病害虫防除対策

(1) 緊急防除対策

災害等による病害虫が町内に広範な地域にわたり発生し、又は発生が予想され緊急に防除を必要とする場合は、県の指導を仰ぎ病害虫緊急防除対策を樹立し、農協、各自治会並びに農業団体及び農家に対し具体的な防除を指示する。

(2) 緊急防除指導班の編成

町は、必要と認めるとき緊急防除指導班（経済振興課、農業協同組合、中部農業改良普及センター等）を編成し、現地指導の徹底を図る。

(3) 防除器具の使用

災害により発生した病害虫の防除を実施する際、関係機関の防除機（大型防除機）を使用するものとし、資機材の確認及び応援協力体制の整備等に努める。

(4) 農薬の確保

災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、農業協同組合に対し手持農薬の緊急供給を依頼する。

第3 家畜応急対策

1 家畜の管理

地震後の降雨等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想される時、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要があるときは、町においてあらかじめ計画する。

2 家畜の疾病対策

家畜疾病の発生を予防するため、災害地域の農場に対して、町は、県の指示に従い、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準等の遵守を指導する。

診断の必要な家畜は、町長の要請により家畜診療所獣医師等を災害地域へ派遣する。

災害による死亡家畜については、家畜の飼養者に対して保健所に届出を行わせるとともに、関係法令に基づき埋却又は焼却等の処理を適切に行う。

また、水害によって畜舎消毒の必要が生じた場合は、畜舎の緊急消毒措置をとるとともに被災畜舎の消毒指導を行う。

3 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、各畜産関係組合等の要請に基づき県又は沖縄県農業協同組合北谷支店に対し、必要数量の確保及び供給についてあせんに要請する。

第4 水産物応急対策

1 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、県に対しその生産を確保するための要請を行う。

2 魚病等の防除指導

災害により水産養殖物に病虫害発生のおそれがある場合、又はその発生まん延のための防止について県の指導を要請する。

3 漁船漁具の応急対策

漁船漁具の管理については、台風、津波等の災害が予想されるときは、所有者において安全な場所に移動する。

この場合の避難場所の選定、避難の方法等については、あらかじめ計画しておく。

第34節 米軍との相互応援計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 相互連携体制の構築	○			総務対策部(基地・安全対策班)、消防対策部(消防班)	米軍、ニライ消防本部
第2 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」	○			総務対策部(基地・安全対策班)、消防対策部(消防班)	米軍、ニライ消防本部
第3 基地立入りに関する協定	○			総務対策部(基地・安全対策班)	米軍
第4 緊急時における消防車両の基地内通過に関する協定	○			消防対策部(消防班)	米軍、ニライ消防本部
第5 消防相互援助協約	○			消防対策部(消防班)	米軍、ニライ消防本部

第1 相互連携体制の構築

沖縄県において大規模災害が発生した場合における応急対策や復旧対策を円滑に実施するため、米軍と県との相互連携体制を構築することは重要である。

この計画は、以下で述べる米軍との相互応援体制及び消防相互援助協約等に基づき、災害の種別、規模及び態様の情報収集並びに伝達に努めるとともに、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するためのものである。

第2 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」

県内において、地震、津波等による大規模災害の発生により、人の生命、身体及び財産に重大な被害を受け、又はそのおそれがある場合、「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に基づいて県と在沖米軍が相互に連携し、人命救助、緊急輸送、障害物除去等の被災者救援活用や被害防止措置等を行う。

第3 基地立入りに関する協定

町は、「都道府県又は地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への限定された立入りについて」(平成19年4月27日)の日米合意に基づき、災害時における住民等の避難誘導等において、キャンプ瑞慶覧内及び嘉手納基地内の通行ができるよう米軍との協定を締結した。

町は、当該協定に基づき、災害時には必要に応じて在日米軍施設及び区域への避難を実施する。

第4 緊急時における消防車両の基地内通過に関する協定

消防機関は、「在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入について」（平成13年1月11日）の協定をもとに消防本部と米軍が締結した、消防車両等の米軍施設・区域の通過についての協定に基づき、必要に応じて在日米軍施設・区域内への緊急車両等の立入を行う。

第5 消防相互援助協約

消防機関は、「消防相互援助協約」に基づき、米軍及び消防本部の管轄区域に隣接する区域で火災又は災害が発生した場合、米軍と相互応援を行う。

【資料編】2-9・2-16 災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への
限定された立入りに関する現地実施協定書

第2章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

項目	主管部署
第1 災害復旧事業計画作成の基本方針	各関係部
第2 災害復旧事業計画	各関係部
第3 町及び県における措置	総務部（基地・安全対策課、企画財政課）／各関係部

この計画は、被災した施設及び本町がおかれている災害に対する各種の特性と原因を検討し、その被害程度に応じて復旧事業計画を立て、被災施設の原形復旧と合わせて再度災害の発生を防止し、施設の新設又は改良を図るためのものである。

第1 災害復旧事業計画作成の基本方針

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業計画とし、各施設等の災害応急対策がある程度終了したときは、被害の程度を検討して計画する。

この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図る。

第2 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧は、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後被害の程度を十分調査検討して、その都度作成実施するものとするが、その主な計画は以下のとおりである。

なお、災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法令に定めるところにより、予算の範囲内において国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

区分	内容
(1) 公共土木施設災害復旧計画	ア 河川施設復旧事業計画 イ 海岸 〃 ウ 道路 〃 エ 砂防 〃 オ 地すべり防止施設復旧事業計画 カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画 キ 下水道施設復旧事業計画 ク 港湾施設復旧事業計画 ケ 林地荒廃防止施設復旧事業計画 コ 漁港施設復旧事業計画 サ 公園災害復旧事業計画

区 分	内 容
(2) 水道施設復旧事業計画	
(3) 農林水産業施設災害復旧事業計画 ※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助 の暫定措置に関する法律	
(4) 都市災害復旧事業計画	
(5) 住宅災害復旧事業計画	
(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画	
(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画	
(8) 公立学校施設災害復旧事業計画	
(9) 社会教育施設災害復旧事業計画	
(10)文化財災害復旧事業計画	
(11)その他の災害復旧事業計画	

第3 町及び県における措置

1 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合において、町又は県において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行なわれるよう努める。

2 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、町又は県は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行なわれるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。

3 災害復旧資金の確保措置

町又は県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構ずる等、災害復旧事業の早期実施を図る。

4 暴力団の排除

町は、県警察が実施する、暴力団等の動向把握及び復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に協力し、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

5 施設災害復旧事業に関する国の財政措置

災害のために被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を十分把握して、これらの特別措置等を勘案して迅速な復旧を図る。

第2節 被災者生活への支援計画

項 目	主管部署
第1 災害相談	住民福祉部（住民課）、各関係課
第2 罹災証明書等の発行	総務部（基地・安全対策課）
第3 住宅の復旧	建設経済部（都市計画課）
第4 生業資金の貸付	住民福祉部（福祉課、子ども家庭課）
第5 被災世帯に対する住宅融資	住民福祉部（福祉課、子ども家庭課）
第6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	住民福祉部（福祉課）
第7 災害義援物資、義援金の募集及び配分	住民福祉部（福祉課）
第8 租税の徴収猶予及び減免等	総務部（税務課）
第9 職業のあっせん	建設経済部（経済振興課）
第10 被災者生活再建支援	総務部（基地・安全対策課）／住民福祉部（福祉課）
第11 地震保険や共済制度の活用	総務部（基地・安全対策課）

この計画は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講ずるためのものである。

第1 災害相談

1 相談窓口の設置等

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、国、県及びその他関係機関と連携してできる限り総合的な相談窓口（（仮称）住民サポートセンター）を開設する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、町及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 相談内容

住民サポートセンターにおける相談内容（例）は、以下のとおりである。

- 倒壊家屋の解体・撤去、危険度判定
- 各種資格証の再発行等手続（年金証書、健康保険証、免許証等）
- 罹災証明書の発行手続
- 仮設住宅の入居
- 住宅金融公庫関係（返済、支払方法等）
- 事業再開の融資

- 災害援護資金
- 被災に伴う税金の減免措置
- 医療、保健（精神保健を含む）
- 労働相談
- その他

3 設置場所

住民サポートセンターの開設に当たっては、被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努めるものとし、本庁舎及び被災地の地区公民館等に設置する。

第2 罹災証明書等の発行

町は、被災者に対して各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、住宅等の危険度判定結果の表示や罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害調査や罹災証明書交付の体制を確立するため担当部局等を定め、担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、これらの業務に必要な実施体制の整備に努める。

また、県は町に対し、技術的・人的支援を行うとともに、必要な研修の実施に努める。

第3 住宅の復旧

1 災害住宅融資

(1) 災害復興住宅資金

町は、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは罹災者に対し、以下の当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図る。

なお、この場合、資金の融通が早急に行われるよう、罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

- 災害復興住宅資金
- 地すべり等関連住宅資金
- 宅地防災工事資金

(2) 個人住宅（特別貸付）建設資金

町は、管内で地震による住宅の被害が発生した場合において、沖縄振興開発金融公庫に対して、個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付制度の内容を罹災者に周知するよう要請する。

なお、町は、罹災者が借入れを希望する際には、「罹災証明書」を交付する。

2 災害公営住宅の建設

町は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅を建設する。

3 住宅供給

町長は、必要と認めるときは、全壊家屋被災者を町営住宅に入居させる等の住宅確保を図る。

第4 生業資金の貸付

1 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

町は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

実施主体	北谷町（沖縄県市町村総合事務組合が町に代わり貸付事務を処理）		
対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害		
貸付限度額	① 世帯主の1箇月以上の負傷	150万円	
	② 家財の1/3以上の損害	150万円	
	③ 住居の半壊	170万円(250)	
	④ 住居の全壊	250万円(350)	
	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	350万円	
	※被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は（）の額		
貸付条件	所得制限	世帯人員	住民税における前年の総所得金額
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	
	貸付利率	年1.5%（据置期間中は無利子）	
	据置期間	3年（特別の場合5年）	
償還期間	10年（据置期間を含む）		
償還方法	年賦、半年賦又は月賦		
貸付原資負担	国（2/3）、県（1/3）		

【資料編】1-9 沖縄県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する条例

2 生活福祉資金の災害援護資金

町社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

貸付限度	1,500,000円
据置期間	貸付の日から1年以内
償還期限	7年以内
貸付利子	3%

3 母子父子寡婦福祉資金

町は、災害により被災した母子家庭、父子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

4 生活福祉資金制度による各種貸付

町及び町社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付ける。

第5 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯、父子世帯で災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して以下の資金を融資する。

- 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
- 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

第6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

1 災害弔慰金の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

実施主体	北谷町（沖縄県市町村総合事務組合が町に代わり支給事務を処理）
対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・町において住居が5世帯以上滅失した災害 ・県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ①生計維持者が死亡した場合 500万円 ②その他の者が死亡した場合 250万円
受給遺族	配偶者、子、父母、孫、祖父母
費用負担	国（1/2）、県（1/4）、町（1/4）

【資料編】1-9 沖縄県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する条例

2 災害障害見舞金の支給

町は、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

実施主体	北谷町（沖縄県市町村総合事務組合が町に代わり支給事務を処理）
対象災害	災害弔慰金の支給における支給対象災害と同じ
障害の程度	上記の災害により精神又は身体に以下に掲げる程度の障害を受けた者 ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支給額	①生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ②その他の者が障害を受けた場合 125万円
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、町（1/4）

【資料編】1-9 沖縄県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する条例

第7 災害義援物資、義援金の募集及び配分

1 義援物資の受入れ

県、市町村は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

2 義援金の受入れと配分

県、市町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

- 義援金を確実、迅速、適切に募集・配分するため、義援金配分委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
- 委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者により構成する。
- 町、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、その他各種団体は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。
- 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。
- 受領した義援金は、配分計画に基づき、速やかに被災市町村へ送金する。被災市町村は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

第8 租税の徴収猶予及び減免等

1 地方税の特別措置

町長は、地方税法、北谷町税条例に基づいて、被災者の状況により町税の徴収猶予及び減免を行う。

(1) 地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、軽自動車税など）について減免する。

(2) 徴収の猶予

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する。

(3) 期限の延長

災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

2 特別措置を受ける者の措置

減免等を受けようとする者は、納期限前7日までに必要事項を記載し、その事実を証する書類を添付した申請書を町長に提出しなければならない。

第9 職業のあっせん

1 職業のあっせん

公共職業安定所が職業あっせんの対象とする被災者は、災害のため転職又は一時的に就職を希望し、本人の技能、経験、健康、その他の状況から判断し就職可能な者とする。

2 職業相談

公共職業安定所は、原則として被災者が公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした者に対し職業相談を行う。

ただし、被災者が遠隔地に居住する等、その他の事由により公共職業安定所に出頭することのできない被災者について、町長は、公共職業安定所長の指示により被災者の求職申込みを公共職業安定所長に取次ぐ。

さらに、公共職業安定所長は、町長の求職取次ぎに基づき、状況により被災地に出向いて職業相談を実施させる。

3 求人開拓及び職業紹介

公共職業安定所長は、職業相談の結果、希望職種、その他の希望条件等を的確に把握し、被災者の個人的な事情、身体状況、能力等を考慮し、適職求人の開拓を行い通勤地域、広域紹介又は日雇労働者としてあっせんする。

第10 被災者生活再建支援

1 基本方針

地震等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援について、被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法律第66号。以下「支援法」という。）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し生活再建支援金の支給を行う。対象は、町の認定する全壊、大規模半壊、中規模半壊と認定された世帯を原則とする。

町は、被災者からの申請を受け付け、とりまとめた上、県に提出する。県は、委託先の法人に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。

2 制度の概要

(1) 制度の対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号及び第2号に該当する被害が発生した市町村
- イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）
- オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）、又は、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）

(2) 制度の対象となる被災世帯

- 上記(1)の自然災害により
- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

住宅の被害程度	基礎 支援金	加算支援金		計
		住宅の再建方法	金額	
①全壊 ((2)ア)	100万 円	建設・購入	200万円	300万円
②解体 ((2)イ)		補修	100万円	200万円
③長期避難 ((2)ウ)		賃借 (公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 ((2)エ)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借 (公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 ((2)オ)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借 (公営住宅を除く)	25万円	25万円

(4) 支援金の支給申請

申請窓口	町
申請時の添付書面	ア 基礎支援金：罹災証明、住民票 等 イ 加算支援金：契約書 (住宅の購入、賃借等) 等
申請期間	ア 基礎支援金：災害発生日から13月以内 イ 加算支援金：災害発生日から37月以内

(5) 基金と国の補助

国の指定を受けた被災者生活再建支援法人 (公益財団法人道府県センター) が道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給する。

基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助を行っている。

3 町の事務体制

※ 下記の(1)～(7)の後にある「◎」は町で行う事務、「●」は必要な事務を表す。

区分	内容
(1) ●制度の周知(広報)	
(2) ◎住宅の被害認定及び被害報告	被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第1条各号の規定に基づき県が行う速やかな被害報告に資するため、当該自然災害にかかる以下の被害状況について県に速やかに報告する。 ア 町名、法の対象となる、又は、その見込みのある自然災害が発生した日時及び場所 イ 災害の原因及び概況 ウ 住宅に被害を受けた世帯の状況(全壊(全焼、全流失を

区 分	内 容
	<p>含む。以下同じ。)、大規模半壊、中規模半壊、半壊(半焼を含む。以下同じ。)及び準半壊等の被害を受けた住宅の世帯数等</p> <p>エ ウの報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助の実施に関して行われる住家被害の報告と同一でも可。</p> <p>オ 報告の責任の明確化 自然災害の状況等の報告事務については、あらかじめ担当窓口を定め県住民生活課の報告責任者と密接な連携を図る。</p>
(3) ◎罹災証明書等必要書類の発行	<p>申請者は、以下に掲げる書類を被災者生活再建支援金支給申請書に添付する必要があるため、町は、当該被災者から請求があった時は、必要な書類を発行する。</p> <p>ア 住民票(転居や世帯分離等により被災時点の被災者の住所や世帯構成が不明の場合は変更履歴が表示された住民票(住民票個人票、住民票附票等)を添付)</p> <p>イ 罹災証明書 ウ 解体証明書</p>
(4) ◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務	<p>被災者へ支援金の支給申請に際して、支援金の性格など被災者生活再建支援制度の趣旨及び内容を説明するとともに、支給申請書の記載方法その他手続等の窓口業務を行う。</p>
(5) ◎支給申請書の受付・確認等	<p>被災世帯からの申請書類は、町が世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び添付書類を十分確認し、以下に掲げる事項等処理する。</p> <p>ア 支給対象額の算定 イ 添付書類等の有無 ウ その他の記載事項に関する確認</p>
(6) ◎支給申請書等のとりまとめ	<p>支給申請書の受付・確認等を終えた後、県に送付する。</p>
(7) ●その他上記に係る付帯事務	

4 その他

支後金支給申請の手続、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令、同施行規則、内閣府政策統括官(防災担当)通知等により行う。

第11 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、町、県等はそれらの制度の普及促進に努める。

第3節 中小企業者等への支援計画

項 目	主管部署
第1 農業者への融資対策	建設経済部（経済振興課）
第2 林業者への融資対策	建設経済部（経済振興課）
第3 漁業者への融資対策	建設経済部（経済振興課）
第4 中小企業者への融資対策	建設経済部（経済振興課）

この計画は、災害を受けた農漁業者、中小企業者及び一般被災者に対し災害復旧資金の融資を行い、応急復旧を図るためのものである。

第1 農業者への融資対策

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

また、天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

その他、町は、「沖縄県農業災害対策特別資金利子助成金等補助金交付要綱」に基づく利子助成を行い、被災農業者の負担軽減を図る。

第2 林業者への融資対策

被害林業者等に対しては、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を指導推進する。

第3 漁業者への融資対策

被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資機材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導推進する。

第4 中小企業者への融資対策

1 中小企業者への融資対策

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、関係法令等に基づき、以下により実施する。

(1) 緊急連絡会の開催

町は、関係金融機関、関係指導機関等と緊急連絡会を開催して災害融資の円滑化を図る。

(2) 金融相談の実施

町は、商工会議所等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行う。

2 中小企業災害復興対策資金の活用促進

被災した中小企業者の経営再建及び復興のため、以下に掲げる低利融資の災害対策資金の活用を促進する。

資金名	実施主体等	備考（関連法令）
(1) 災害復旧資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄振興開発金融公庫 ・ 株式会社商工組合中央金庫 	国の利子補給 (沖縄振興開発金融公庫法)
(2) 災害復旧高度化資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県 ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構 	
(3) セーフティネット保証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県信用保証協会（融資の保証） 	(中小企業信用保険法)
(4) 沖縄県融資制度 (中小企業セーフティネット資金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県 	県から取扱金融機関に原資預託

第4節 復興の基本方針等

項 目	主管部署
第1 復興計画の作成	総務部（基地・安全対策課、企画財政課）／ 建設経済部（都市計画課）／各関係部
第2 がれき処理	住民福祉部（保健衛生課）／各関係部
第3 防災まちづくり	総務部（基地・安全対策課、企画財政課）／ 建設経済部（都市計画課）／各関係部
第4 特定大規模災害時の復興方針等	総務部（基地・安全対策課、企画財政課）／ 建設経済部（都市計画課）／各関係部

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

第1 復興計画の作成

町は、大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。また、併せて障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第2 がれき処理

町及び関係機関は、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第3 防災まちづくり

町は、防災まちづくりに当たり、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川及び港湾などの都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化及び耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第4 特定大規模災害時の復興方針等

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合、町は、必要に応じて県と共同して復興計画を策定する。

また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

さらに、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。